

枚方市議会定例会議案書

(令和7年9月定例会議会)

目 次

報告第9号	令和6年度枚方市土地開発公社の経営状況について	…	1
報告第10号	令和6年度公益財団法人枚方市スポーツ協会の経営状況について	…	11
報告第11号	債権の放棄について	…	27
報告第12号	令和6年度枚方市基金の運用状況について	…	30
報告第13号	令和6年度大阪府枚方市水道事業会計継続費の精算報告について	…	35
報告第14号	令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	…	38
報告第15号	専決事項の報告について	…	39
	専決第5号 和解及び損害賠償の額を定めることについて	…	40
	専決第6号 損害賠償の額を定めることについて	…	41
	専決第7号 和解及び損害賠償の額を定めることについて	…	42
	専決第8号 損害賠償の額を定めることについて	…	43
認定第1号	令和6年度大阪府枚方市一般会計歳入歳出決算の認定について	…	44
認定第2号	令和6年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	…	45
認定第3号	令和6年度大阪府枚方市自動車駐車場特別会計歳入歳出決算の認定について	…	46
認定第4号	令和6年度大阪府枚方市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	…	47
認定第5号	令和6年度大阪府枚方市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	…	48
認定第6号	令和6年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	…	49
認定第7号	令和6年度大阪府枚方市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出決算の認定について	…	50
認定第8号	令和6年度大阪府枚方市水道事業会計決算の認定について	…	51
認定第9号	令和6年度大阪府枚方市病院事業会計決算の認定について	…	52
認定第10号	令和6年度大阪府枚方市下水道事業会計決算の認定について	…	53
議案第19号	令和7年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第5号）	…	55
議案第20号	令和7年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	…	169
議案第21号	令和7年度大阪府枚方市自動車駐車場特別会計補正予算（第2号）	…	185
議案第22号	令和7年度大阪府枚方市介護保険特別会計補正予算（第2号）	…	192
議案第23号	令和7年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	…	209
議案第24号	令和7年度大阪府枚方市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第2号）	…	223
議案第25号	令和7年度大阪府枚方市水道事業会計補正予算（第1号）	…	230
議案第26号	令和7年度大阪府枚方市病院事業会計補正予算（第2号）	…	250
議案第27号	令和7年度大阪府枚方市下水道事業会計補正予算（第2号）	…	261

議案第28号	東部大阪都市計画山田池北町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について	…	282
議案第29号	東部大阪都市計画楠葉花園町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について	…	285
議案第30号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	…	289
議案第31号	枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	…	295
議案第32号	枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び枚方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	…	298
議案第33号	枚方市水道事業給水条例等の一部改正について	…	310
議案第34号	枚方市議会議員及び枚方市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について	…	317
議案第35号	令和6年度大阪府枚方市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	…	321
議案第36号	令和6年度大阪府枚方市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	…	322

報告第9号

令和6年度枚方市土地開発公社の経営状況について

令和6年度枚方市土地開発公社の経営状況を説明する書類を作成したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により議会に提出する。

令和7年（2025年）8月29日提出

枚方市長 伏見 隆

令和6年度枚方市土地開発公社事業報告書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

1 公有用地取得事業

区分	取得面積 (㎡)	用地費等の金額(円)	利息 (円)	計 (円)
道路施設用地	27.48	965,347	23,741,213	24,706,560
枚方藤阪線用地	—	—	810,142	810,142
中振交野線用地	—	—	8,946,085	8,946,085
牧野長尾線用地	27.48	964,947	7,538	972,485
長尾春日線用地	—	—	10,658,572	10,658,572
長尾杉線用地	—	400	3,318,876	3,319,276
公園施設用地	—	—	14,111,906	14,111,906
中振中央公園用地	—	—	14,111,906	14,111,906
合計 (6事業用地)	27.48	965,347	37,853,119	38,818,466

(注) 用地費等の金額は、用地費、補償費、直接経費及び管理費の合計です。

2 公有用地処分事業

区分	売却面積 (㎡)	売却原価 (円)	売却収益 (円)
道路施設用地	831.05	382,724,937	386,513,687
枚方藤阪線用地	99.76	195,640,520	197,581,883
中振交野線用地	3.10	1,686,886	1,703,695
長尾杉線用地	728.19	185,397,531	187,228,109
合計 (3事業用地)	831.05	382,724,937	386,513,687

(注) 売却原価は、用地費、補償費、直接経費、管理費及び利息の合計です。

令和6年度枚方市土地開発公社損益計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

単位:円

1	事業収益		
	(1) 公有地取得事業収益		386,513,687
2	事業原価		
	(1) 公有地取得事業原価		<u>382,724,937</u>
	事業総利益		3,788,750
3	販売費及び一般管理費		<u>2,707,613</u>
	事業利益		1,081,137
4	事業外収益		
	(1) 受取利息	150	
	(2) 雑収益	<u>2,500</u>	<u>2,650</u>
	当期純利益		<u>1,083,787</u>

付 表

販売費及び一般管理費

(単位:円)

節	
1	人件費
	(1) 報酬
	(2) 給料
	(3) 手当
	(4) 法定福利費
2	経費
	(1) 賃金
	(2) 旅費
	(3) 交際費
	(4) 需用費
	(5) 役務費
	(6) 委託料
	(7) 使用料・賃借料
	(8) 負担金補助及び交付金
	(9) 公租公課
	(10) 減価償却費
	計

令和6年度枚方市土地開発公社貸借対照表

(令和7年3月31日現在)

単位:円

資 産 の 部

1	流動資産		
	(1) 現金及び預金	79,413,267	
	(2) 公有用地	<u>3,461,381,425</u>	
	流動資産合計		3,540,794,692
2	固定資産		
	(1) 有形固定資産		
	ア 工具、器具及び備品	359,675	
	減価償却累計額	<u>359,673</u>	<u>2</u>
	有形固定資産合計		<u>2</u>
	(2) 無形固定資産		
	ア その他の無形固定資産	<u>721,600</u>	
	無形固定資産合計	721,600	
	(3) 投資その他の資産		
	ア 長期性預金	<u>5,000,000</u>	
	投資その他の資産合計	5,000,000	
	固定資産合計		<u>5,721,602</u>
	資産合計		<u>3,546,516,294</u>

負 債 の 部

1	流動負債		
	(1) 短期借入金	3,350,000,000	
	(2) 未払費用	113,557	
	(3) 預り金	14,563	
	(4) 前受収益	<u>2,500</u>	
	流動負債合計		3,350,130,620
2	固定負債		
	固定負債合計		<u>0</u>
	負債合計		<u>3,350,130,620</u>

資 本 の 部

1	資本金		
	(1) 基本財産	<u>5,000,000</u>	
	資本金合計		5,000,000
2	準備金		
	(1) 前期繰越準備金	190,301,887	
	(2) 当期純利益	<u>1,083,787</u>	
	準備金合計		<u>191,385,674</u>
	資本合計		<u>196,385,674</u>
	負債資本合計		<u>3,546,516,294</u>

キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

単位:円

I 事業活動によるキャッシュ・フロー

公有地取得事業及び開発事業用地取得事業収入	386,513,687
土地造成事業収入	0
その他事業収入	2,500
補助金等収入	0
公有地取得事業及び開発事業用地取得事業支出	△ 56,616,902
土地造成事業支出	0
取得に係る支出	0
管理に係る支出	0
その他事業支出	0
人件費支出	△ 1,661,066
その他の業務支出	△ 320,745
小計	327,917,474
利息の受取額	150
利息の支払額	0
事業活動によるキャッシュ・フロー計	327,917,624 A

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資有価証券の取得による支出	0
投資有価証券の売却による収入	0
有形固定資産の取得による支出	0
有形固定資産の売却による収入	0
無形固定資産の取得による支出	0
無形固定資産の売却による収入	0
投資活動によるキャッシュ・フロー計	0 B

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

短期借入による収入	3,363,117,950
短期借入金の返済による支出	△ 3,637,117,950
長期借入による収入	0
長期借入金の返済による支出	0
公社債の発行による収入	0
公社債の償還による支出	0
金銭出資の受入れによる収入	0
財務活動によるキャッシュ・フロー計	△ 274,000,000 C

IV 現金及び現金同等物増加額(又は減少額) 53,917,624 D 現金 (A+B+C)

V 現金及び現金同等物期首残高 25,495,643 E 前年度末現金

VI 現金及び現金同等物期末残高 79,413,267 本年度末現金 (D+E)

令和6年度枚方市土地開発公社財産目録

(令和7年3月31日現在)

資 産 の 部

1 流動資産 3,540,794,692 円

(1) 現金及び預金 79,413,267 円

種類	金額 (円)	預入先	備考
普通預金	79,413,267	りそな銀行	

(2) 公有用地 3,461,381,425 円

区 分	保有面積(㎡)	用地費等の金額(円)	利息 (円)	計 (円)	取得年度
道路施設用地	8,387.51	1,579,541,803	573,513,540	2,153,055,343	
枚方藤阪線用地	69.05	44,564,900	2,635,145	47,200,045	平成18年度外
中振交野線用地	1,626.01	538,949,402	290,297,440	829,246,842	平成4年度外
牧野長尾線用地	28.55	1,091,807	8,107	1,099,914	令和5年度外
長尾春日線用地	6,377.67	712,794,067	275,383,562	988,177,629	平成4年度外
長尾杉線用地	286.23	282,141,627	5,189,286	287,330,913	令和4年度外
公園施設用地	8,045.14	913,906,700	394,419,382	1,308,326,082	
中振中央公園用地	8,045.14	913,906,700	394,419,382	1,308,326,082	平成3年度外
合計 (6事業用地)	16,432.65	2,493,448,503	967,932,922	3,461,381,425	

(注1) 用地費等の金額は、用地費、補償費、直接経費及び管理費の合計額です。

(注2) 用地費等の金額及び利息の合計額が簿価額です。

2 固定資産	5,721,602 円
(1) 有形固定資産	2 円
ア 工具、器具及び備品	2 円

(単位:円)

種類	数量	単価	取得価額	残存価額	減価償却 対象価額	前期末減価 償却累計額	当期減価 償却額	当期末減価 償却累計額	当期末 残高	備考
応接セット	1	104,000	104,000	1	103,999	103,999	0	103,999	1	昭和56年5月7日取得
文書細断機	1	255,675	255,675	1	255,674	255,674	0	255,674	1	平成11年3月1日取得
合計			359,675	2	359,673	359,673	0	359,673	2	

(注)減価償却は間接法による定額法によります。

(2) 無形固定資産	721,600 円
ア その他の無形固定資産	721,600 円

種類	金額(円)	減価償却額	前期末減価 償却累計額	当期減価 償却額	当期末残高	備考
土地管理システム(改良)	3,608,000	2,886,400	2,164,800	721,600	721,600	令和2年9月11日取得
合計	3,608,000	2,886,400	2,164,800	721,600	721,600	

(注)減価償却は直接法による定額償却によります。

(3) 投資その他の資産	5,000,000 円
ア 長期性預金	5,000,000 円

種類	金額 (円)	預入先	備考
2 年満期定期預金	5,000,000	りそな銀行	基本財産(S48. 1. 22設立出資金)
合計	5,000,000		

資産合計 3,546,516,294 円

負債の部

1 流動負債	3,350,130,620 円
(1) 短期借入金	3,350,000,000 円

借入先	借入金額 (円)	備考
りそな銀行(注1)	2,600,000,000	証書借入
NTT・TCリース㈱(注1)	300,000,000	〃
りそな銀行(注2)	450,000,000	〃
合 計	3,350,000,000	

(注1) りそな銀行を幹事金融機関としたシンジケートローンで、利率(毎月払い)は1ヵ月TIBOR+スプレッド 0.40%、その他手数料(当初一括払い)としてアレncyファイア0.3520%、エージェンツファイア0.0330%及び弁護士費用(利率換算0.00379%)となっており、決算期実効利率は、1.38697%となっています。

(注2) りそな銀行の利率は1ヵ月TIBOR+スプレッド0.40%となっています。

(2) 未払費用	113,557 円
----------	-----------

科目			金額 (円)	備考
販売費及び人件費	報酬		105,830	3月分短時間勤務職員報酬
一般管理費	経費	役務費	7,727	3月分電話料、コピー料金
合 計			113,557	

(3) 預り金 14,563 円

種類	金額 (円)	備考
諸預り金	14,563	所得税、府・市民税特別徴収分

(4) 前受収益 2,500 円

種類	金額 (円)	賃貸契約期間	備考
保有地賃貸に係る未経過使用料	2,500	令和7年4月1日～令和10年3月31日	中振交野線用地(開電)
合 計	2,500		

負債合計 3,350,130,620 円

監査意見書

枚方市土地開発公社定款第24条の規定により、理事長提出の令和6年度決算に係る事業報告書、損益計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書及び財産目録に基づき、関係帳簿並びに証書類監査の結果、その計数は正確であり、業務執行についても適正であると認めます。

なお、長期保有地については、公社の経営健全化を図る観点から、枚方市と事業用地の買戻し促進の協議を引き続き進められるよう申し添えます。

令和7年（2025年）5月12日

枚方市土地開発公社

監事 服 部 秀 人

監事 今 市 将 和

枚方市土地開発公社

理事長 土 佐 泰 豊 殿

令和6年度公益財団法人枚方市スポーツ協会の経営状況について

令和6年度公益財団法人枚方市スポーツ協会の経営状況を説明する書類を作成したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により議会に提出する。

令和7年（2025年）8月29日提出

枚方市長 伏見 隆

令和6年度 事業報告

公益目的事業

《市民スポーツ普及啓発事業》

1. スポーツ大会事業

(1)総合体育大会等の運営及び選手派遣(枚方市からの受託事業)

①枚方市春季・秋季総合体育大会

春季秋季総合体育大会 総合開会式	開催日	開催場所	参加者数
	4/7	KTM河本工業総合体育館 メインアリーナ	323名

種目	主管団体	春季大会			秋季大会		
		開催日	会場	参加者数	開催日	会場	参加者数
陸上競技	陸上競技協会	5/19	たまゆら陸上競技場	741 名	9/22	たまゆら陸上競技場	803 名
軟式野球	軟式野球連盟	2/11～7/7	市内各グラウンド	1,155 名	9/15～12/22	市内各グラウンド	1,336 名
ソフトテニス	ソフトテニス連盟	4/14・19	伊加賀テニスコート パナソニックテニスコート	116 名	9/29	伊加賀テニスコート パナソニックテニスコート	152 名
卓球	卓球連盟	5/26	KTM河本工業総合体育館	219 名	10/20	KTM河本工業総合体育館	210 名
柔道	柔道連盟	5/26	KTM河本工業総合体育館	38 名	9/8	KTM河本工業総合体育館	34 名
バレーボール (家庭婦人)	バレーボール連盟	4/10	KTM河本工業総合体育館	240 名	10/10	KTM河本工業総合体育館	260 名
バレーボール (一般)		4/14		200 名	9/22		180 名
スキー	スキー協会	—	—	—	2/22	ハチ高原スキー場	46 名
完歩ツアー	野外活動協会	4/28	石神神社からJR帯解駅	47 名	11/3	天ヶ瀬ダムから太陽が丘公園	57 名
剣道	剣道連盟	6/9	KTM河本工業総合体育館	295 名	11/17	KTM河本工業総合体育館	316 名
サッカー	サッカー連盟	5/12～10/13	市内各グラウンド	240 名	11/24～12/22	市内各グラウンド	240 名
水泳	水泳協会	—	—	—	—	—	—
ラグビー	ラグビー連盟	—	—	—	12/14	常翔啓光学園グラウンド	150 名
テニス	テニス協会	4/7・21・28・ 5/12・19・26・ 6/9	パナソニック・春日・伊加賀・ 王仁公園テニスコート	686 名	10/6	伊加賀・王仁公園テニスコート	65 名
少林寺拳法	少林寺拳法協会	4/29	KTM河本工業総合体育館	43 名	11/4	KTM河本工業総合体育館	44 名
ソフトボール	ソフトボール協会	4/7～7/28	伊加賀運動広場・東部スタジアム	480 名	9/1～1/19	伊加賀運動広場・東部スタジアム	480 名
空手道	空手道連盟	5/5	KTM河本工業総合体育館	352 名	12/8	KTM河本工業総合体育館	320 名
バドミントン	バドミントン連盟	5/12・6/2	KTM河本工業総合体育館	396 名	10/13	KTM河本工業総合体育館	218 名
相撲	相撲連盟	5/12	王仁公園相撲場	153 名	11/10	王仁公園相撲場	123 名
バスケットボール(一般男子)	バスケットボール協会	5/19・26	KTM河本工業総合体育館	195 名	10/8・20・11/13	KTM河本工業総合体育館	120 名
バスケットボール(ミニ)		5/25・5/9・16		170 名	11/2・4・9		170 名
カヌー	カヌー協会	5/26	淀川(御幸橋～枚方大橋)	15 名	9/15～16	和歌山 日高川	11 名
ゲートボール	ゲートボール協会	4/11	たまゆら陸上競技場	41 名	9/12	たまゆら陸上競技場	39 名
弓道	弓道連盟	6/23	昌栄工務店ひらかた渚体育館	39 名	11/24	昌栄工務店ひらかた渚体育館	42 名
スポーツチャンバラ	スポーツチャンバラ協会	6/23	KTM河本工業総合体育館	143 名	8/25	KTM河本工業総合体育館	104 名
グラウンド・ゴルフ	グラウンド・ゴルフ連合会	4/13	伊加賀運動広場	299 名	9/28	伊加賀運動広場	273 名
ドッジボール	ドッジボール協会	6/16	KTM河本工業総合体育館	121 名	12/14	KTM河本工業総合体育館	116 名
ソフトバレーボール	ソフトバレーボール協会	7/14	KTM河本工業総合体育館	140 名	11/10	KTM河本工業総合体育館	220 名
インディアカ	インディアカ協会	5/26	昌栄工務店ひらかた渚体育館	65 名	10/20	昌栄工務店ひらかた渚体育館	124 名
		小 計		6,629 名	小 計		6,253 名
					合 計		12,882 名

②第74回北河内地区総合体育大会・第78回大阪府総合体育大会

種目	種別	北河内地区総合体育大会			大阪府総合体育大会		
		■派遣人数 364人			■派遣人数 130人		
		開催日	会場	成績	開催日	会場	成績
軟式野球	一 般 の 部	6/30・7/14	深北緑地軟式野球場	準 優 勝	8/25・9/1・8	大塚運動広場	地区予選敗退
	一 般 2 部	6/23・7/7	パシオン情熱Stadium(私部公園)グラウンド	準 優 勝	8/18・25・9/1・8	関西トランスウェイスポーツスタジアム	地区予選敗退
ソフトボール	一 般 男 子	6/23・7/7	深北緑地球技広場	第 3 位	8/25・9/1・8	阪南市中央運動広場	地区予選敗退
	優 勝			8/18・9/15・22	いきいきパークみさき野球場	準 優 勝	
	男 子 2 部	6/9・30	大枝公園多目的球技場	第 3 位	8/25・9/1・8	貝塚市立青少年運動広場	地区予選敗退
	女 子 2 部			不 参 加	8/25・9/1・8	田尻町多目的グラウンド(潮風グラウンド)	不 参 加
サッカー	一 般 男 子	6/16・23・7/7	大枝公園多目的球技場	1回戦敗退	8/25・9/1・8	高師浜運動広場	地区予選敗退
バレーボール	一 般 男 子	6/16	門真市立総合体育館	不 参 加	—	—	—
	一 般 女 子			不 参 加	—	—	—
	女 子 2 部	6/30	大東市立市民体育館	1 回 戦 敗 退	8/25	J.COM東広体育館(市民総合体育館)	地区予選敗退
バスケットボール	一 般 男 子	6/30・7/7	昌栄工務店ひらかた渚体育館 KTM河本工業総合体育館	優 勝	8/18・25	岸和田市総合体育館	1回戦敗退
	一 般 女 子			第 3 位			地区予選敗退
卓球	一 般 男 子	6/23	門真市立総合体育館	第 3 位	8/25	羽曳野市立総合スポーツセンター はびきのコロセラム	地区予選敗退
	一 般 女 子			準 優 勝			1回戦敗退
	男 子 2 部			優 勝			準 優 勝
	女 子 2 部			優 勝			準 優 勝
バドミントン	一 般 男 子	6/23	四條畷市立市民総合体育館	準 優 勝	9/1	泉大津市立総合体育館	台風のため中止
	一 般 女 子			準 優 勝			台風のため中止
	男 子 2 部			優 勝	9/8		準 優 勝
	女 子 2 部			準 優 勝			第 3 位
テニス	一 般 男 子	6/16・30	寝屋川公園テニスコート	優 勝	8/25・9/8	富田林市立総合スポーツ公園 テニスコート	準決勝で棄権
	一 般 女 子		深北緑地テニスコート	優 勝			第 3 位
ソフトテニス	一 般 男 子	7/7・14	寝屋川公園テニスコート	優 勝	9/1・23	河内長野市立寺ヶ池公園 庭球場	2回戦敗退
	一 般 女 子		深北緑地テニスコート	第 3 位	9/22・29		地区予選敗退
柔道	一 般 男 子	—	—	—	8/25	大浜だいしんアリーナ だいしん武道場 柔道場	不 参 加
	一 般 女 子	—	—	—			
剣道	一 般 の 部	—	—	—	—	—	—
弓道	一 般 男 子	—	—	—	9/1	初芝体育館 弓道場	台風のため中止
	一 般 女 子						台風のため中止
成 績	男 子 総 合	優 勝		69.0点	第5位		51.5点
	女 子 総 合	第2位		50.0点	第4位		45.5点
	男 女 総 合	優 勝		119.0点	第5位		97.0点
※参考		優勝	枚方市	119.0点	優勝	堺市	128.5点
男 女 総 合 順 位		準優勝	寝屋川市	98.5点	準優勝	豊中市	123.0点
		第3位	大東市	95.0点	第3位	茨木市	118.0点

③第74回北河内地区駅伝競走大会

期日＝令和7年2月2日(日) 会場＝淀川河川公園枚方地区周回コース 天候＝曇 派遣人数＝69名

競技種目	一般男子	一般女子	中学男子	中学女子
Aチーム	第1位	第1位	第1位	第2位
Bチーム	－	第2位	第2位	第4位
Cチーム	－	－	第6位	－

※参考 各種目上位順位

競技種目	一般男子	一般女子	中学男子	中学女子
第1位	枚方市A	枚方市A	枚方市A	守口市A
第2位	交野市A	枚方市B	枚方市B	枚方市
第3位	門真市A	交野市	大東市A	交野市A

④第74回大阪府市町村対抗駅伝競走大会

期日＝令和7年2月16日(日) 会場＝万博記念陸上競技場・万博記念公園自然文化園コース 派遣人数＝44名

競技種目	一般男子	一般女子	中学男子	中学女子
Aチーム	第5位	第5位	第2位	第11位

※参考 各種目上位順位

競技種目	一般男子	一般女子	中学男子	中学女子
第1位	豊中市A	吹田市A	茨木市A	和泉市A
第2位	吹田市A	枚方市A	豊中市A	泉大津市A
第3位	東大阪市A	豊中市A	泉佐野市A	豊中市A

⑤枚方市長杯争奪軟式野球大会、三島・北河内地区対抗柔道大会、枚方市駅伝競走大会、枚方ラグビーカーニバル

枚方市小学生スポーツcarnival、パリ2024オリンピック・パラリンピック競技大会関連イベントPV

大会名	開催日	開催場所	参加者数
枚方市長杯争奪軟式野球大会	5/12～9/1	市内各グラウンド	一般 49チーム(980名)、学童 14チーム、 ジュニア 10チーム(計 480名)
三島・北河内地区対抗柔道大会	11/10	吹田市立武道館	役員・一般 5名・小中学生 10名
枚方市駅伝競走大会	12/8	淀川河川公園枚方地区	一般男子 16チーム、一般女子 8チーム、 中学男子 14チーム、中学女子 5チーム(計 333名)
2024枚方ラグビーカーニバル	6/16	たまゆら陸上競技場	参加者600名(体験会38名、講習会338名、イベント81 名、招待試合143名)
小学生スポーツcarnival	9/21	KTM河本工業総合体育館	低学年(1～3年生)延べ242名 高学年(4～6年生)延べ137名(計 379名)
パリ2024オリンピック・パラリンピック 競技大会関連イベントPV	7/26	枚方市総合文化芸術センター他	パリ2024オリンピック男子バレーボール日本代表初戦 PV予選ラウンドプールC 第一試合 日本 対 ドイツ 戦 観戦者数 2,143名 体験イベント 870名

(2)競技大会開催事業

①主催事業

事業名	開催日	開催場所	参加者数
法人設立50周年記念事業 第48回「新春走ろうかい」-ひらかたハーフマラソン-	1/13	淀川左岸河川敷コース	2,950名
ひらかた市民オリンピック	10/14	枚方市立総合スポーツセンター (KTM河本工業総合体育館・たまゆ ら陸上競技場)	体育館 283名 競技場 187名 470名

(3)枚方市子ども夢基金活用事業

①スポーツチャレンジフェスタ2024

開催日:6月22日(土) 場所:たまゆら陸上競技場

時間:(午前の部)10時~11時45分 (2部)13時~16時

内容:午前の部「大阪ダイバズ ブラインドサッカー体験」・自由体験(ポッチャ・モルック・eスポーツ)

午後の部 堂安選手 トークイベント「夢をあきらめない」・デモンストレーション①「堂安選手ブラインドサッカー体験」

デモンストレーション②「堂安選手 シュート&ドリブル」・「堂安選手サッカークリニック」・「堂安選手に挑戦」

イベントプログラム 定員 200名・申込者数 950名・当選者 230名・当日参加 200名

自由体験 ポッチャ体験 92名 モルック体験 122名 eスポーツ体験 192名

観覧者 申込者数 655件(1,204名)・当日参加 267件(523名)

2. スポーツ啓発事業

(1)スポーツ教室事業

①健康スポーツ事業

事業名	開催日(回数)	開催場所	参加者数
楽10体操 定期講習会	282回	KTM河本工業総合体育館・昌栄工務店ひらかた渚体育館・伊加賀体育館・イズミヤ	延べ5,034名
朝活教室	4クール 98回	サブリ村野 会議室(203号室)	延べ1,217名
健康測定			
InBody測定・握力測定・反射測定	3/23	たまゆら陸上競技場 ※1	延べ111名
スポーツ教室(無関心層、働き世代、子育て世代)・ウォーキング教室	6/8	鶴見緑地公園	17名
	11/9	万博記念公園	11名

※1 気軽に参加できるように「ティアモ枚方ホームゲーム」開催時に実施しました

②SNSを活用した健康スポーツ事業の取り組み

事業名	開催日(回数)	開催場所	参加者数
SNS活用スポーツ活動「動画配信」	年間	枚方市スポーツ協会公式 YouTubeにて配信 (チャンネル登録者数 617名)	総動画数 40動画 (総再生回数約 113,020回) 2025/3/31現在

③オーダーメイドプログラム(健康パッケージ提供事業)

事業内容	実施団体		実施回数	参加者数
オーダーメイドプログラム	地域団体	枚方体操クラブ・JA北河内他	145回	延べ2,054名
	企業団体	日本精線株式会社・河本工業株式会社・コマツ大阪工場	115回	延べ3,114名

④枚方市内企業へ健康経営の取り組み

事業内容	開催日等	開催場所	参加者数
健康経営セミナー	3/4(火) 14時~16時25分	枚方市総合文化芸術センター ひらしんイベントホール (会場およびオンライン配信)	(事前申し込み) 会場19名・オンライン127名 (当日) 会場19名・オンライン130名 (アーカイブ視聴回数 324回)
健康経営企業相談	・住友生命・株式会社貫山建設・川口脳神経外科リハビリクリニック・ダイコロ株式会社 ・株式会社REOL・日本精線株式会社・河本工業株式会社・コマツ大阪工場		

⑤その他スポーツ事業

事業名	開催日	開催場所	参加者数
ボディシェイプ、ピラティス、やさしいハイアンフラ他	年間	KTM河本工業総合体育館・ヨミハン大津ビル他	延べ13,789名

(2)高齢者健康スポーツ教室事業(枚方市からの受託事業)

事業名	開催日	開催場所	参加者数(内容)	
ひらかた健活フェスタ	11/27	ニッペパーク岡東中央	1,468名(オンラインプログラム146名)	
ひらかた元気 くらわんか体操	年間	生涯学習市民センター等	マスター教室	延べ432名
	年間	オンライン	高齢者のためのオンライン教室	延べ3,401名
	年間	地域集会所等	体験出前講座	1団体(延べ15名)
	年間	生涯学習市民センター等	普及リーダー養成講座	延べ141名
	2/21	総合文化芸術センター別館	普及リーダーフォローアップ講習会	38名
	年間	市内集会所他	体力測定会	27団体(延べ368名)
	3/14	ラポールひらかた	実践グループ交流会	12団体(14名)

(3)スポーツサポーターズバンク事業

※()内はオンライン参加数

事業名	開催日	開催場所(団体)	参加者数
スポーツインストラクター養成講座、健康・高齢者スポーツ講習会(健康運動指導士更新単位認定講習)			
高齢者運動指導プログラム作成の基礎知識	1/26	昌栄工務店ひらかた渚体育館フィットネスルーム・オンライン	31名(3名)
発達発達期から青年期を支えるスポーツ指導と健康管理	2/22	昌栄工務店ひらかた渚体育館フィットネスルーム・オンライン	23名(1名)
フォローアップ、楽10体操インストラクター講習及びフォローアップ研修			
楽10インストラクター 養成講座	8/3	昌栄工務店ひらかた渚体育館フィットネスルーム・オンライン	3名
楽10インストラクター フォローアップ講習会	8/3	昌栄工務店ひらかた渚体育館フィットネスルーム・オンライン	5名(2名)
指導者研修(役職員含む)「スポーツ指導におけるハラスメントとメンタルヘルスについて」 同志社大学 非常勤講師 / 大阪労災職業病対策連絡会 事務局長 藤野 ゆき氏	3/9	①オンライン開催(Zoom) ②枚方市総合文化芸術センター ③YouTubeチャンネル	①3名 ②14名 ③視聴回数 40回
指導者派遣		JIA北河内、総合文化芸術センター、北大阪商工会議所他	222回

(4)障害者社会参加促進事業(スポーツ講習会)(枚方市からの受託事業)

事業内容	開催日	開催場所	参加者数
①障害者eスポーツ体験会	7/27	昌栄工務店ひらかた渚体育館	22名
②障害者車いすバスケットボール体験会	11/9	昌栄工務店ひらかた渚体育館	13名
③障害者ポッチャ&風船バレー体験会	2/7	KTM河本工業総合体育館	25名

(5)賑わい創出事業

①枚方宿・京街道ナゾ解きロゲイニング

日時:11月17日(日)~12月15日(日) 場所:枚方宿・京街道エリア

内容:子どもから大人まで楽しみながらゲーム感覚で枚方の地域観光資源などを巡り、枚方の新しい魅力を再発見しながら、健康づくりができるイベント。また、長期間の設定および無料で開催することにより、「ロゲイニング」という新しいナビゲーションスポーツを体験・普及し、3/16に開催するロゲイニングイベントへの参加を促す。

参加者:27チーム(うち、成績申請チーム:20チーム 43名)

②ひらかた街ぶらロゲイニング

日時:3月16日(日) 午前10時00分~午後3時00分 場所:ニッペパーク岡東中央

内容:子どもから大人まで楽しみながら枚方のスポットを巡り、ゲーム感覚でスポーツに興味関心を持ちながら、枚方の新しい魅力・発見を街歩きで見つけて健康づくりができるイベント。公園内では体験種目の実施。

参加者:事前申し込み 一般9チーム29名、ファミリー12チーム29名

当日参加者 一般4チーム14名、ファミリー11チーム29名

③親子わくわくパークフェスタ

日時:3月16日(日) 午前10時00分～午後3時00分(雨天のため正午までに変更) 場所:ニッパーク岡東中央

内容:公園で気軽にいろんなスポーツにチャレンジできる場所を提供することで、親子でスポーツを楽しんでもらい、

スポーツに興味や関心を持ってもらえるイベント(雨天のため一部のみ実施)

参加者:延べ6名

(6)他団体との協力事業(障害者・高齢者・子ども・健常者等とのコミュニティスポーツ事業)

事業名	開催日	開催場所	参加者数
淀川河川公園ふれあいマラソン大会 ※ふれあいマラソンの支援	11/10	淀川河川公園 枚方地区	277名
トリプルバドミントン交流大会(みんなの学校 とれぶりんか) ※共催	2/11	昌栄工務店ひらかた渚体育館	129名

(7)スポーツ振興特別事業

①加盟団体スポーツ教室

種目団体名	教室等事業名	開催日	日数
枚方市陸上競技協会	2024ジュニア陸上競技クリニック	3/26	1
枚方市軟式野球連盟	審判講習会	1/25	1
枚方市ソフトテニス連盟	初心者ソフトテニス教室	9/11～11/13	10
枚方市卓球連盟	中学生卓球講習会	8/21	1
枚方市柔道連盟	柔道体験教室	6/15	1
枚方市バレーボール連盟	チーム審判指導講習会	4/25	1
枚方スキー協会	ハチ高原日帰りスキー講習会	1/25	1
枚方市野外活動協会	雪山登山	2/16	1
枚方市剣道連盟	小学生・中学生合同稽古会	7/21・8/3・12/8・2/23	4
枚方市サッカー連盟	審判講習会	3/22	1
枚方市水泳協会	学童スイミングクラブ	7/23～26	4
枚方市ラグビー連盟	レフリー講習会	6/16	1
枚方市テニス協会	車いすテニス教室	4/1～3/31	12
枚方市少林寺拳法協会	少林寺拳法教室	11/17	1
枚方市ソフトボール協会	中学生ソフトボール教室	3/1	1
枚方市空手道連盟	組手チャンピオンセミナー	2/9	1
枚方市バドミントン連盟	中・上級者バドミントン講習会&公認3級審判検定会	2/16	1
枚方市相撲連盟	相撲教室	4/28・5/5・10/20・11/3	4
枚方市バスケットボール協会	指導者・審判・オフィシャル講習会	4/7・3/20	2
枚方市カヌー協会	木津川カヌーツーリング	7/28	1
枚方市ゲートボール協会	審判員技能研修会	6/8・6/29・10/19	3
枚方市弓道連盟	弓道錬成教室	4/20～3/15	12
枚方市スポーツチャンバラ協会	スポーツチャンバラ体験会	4/20・27・5/18・25・6/22・29	6
枚方市グラウンド・ゴルフ連合会	グラウンド・ゴルフ教室	5/11・6/8・10/12・11/9	4
枚方市ドッジボール協会	ボールは友だちフェスタ(ドッジボール教室)	5/19・11/17	2
枚方市ソフトバレーボール協会	審判講習会	5/12	1
枚方市インディアカ協会	インディアカ教室	4/20・7/6・9/28・3/1	4

②事務局職員等講習会参加事業

項 目	実施時期	参加人数
健康経営関係のオンラインセミナー	年間	2名
スポーツ庁事業関係のオンラインセミナー	年間	2名
学校部活動地域移行に関するオンラインセミナー	年間	1名

3. スポーツ施設活用事業

枚方市内民間企業スポーツ施設開放事業(枚方市からの受託事業)

企 業 名	施 設 名	開放件数	申込件数
日本精線(株)	テニスコート	584	587
パナソニック スポーツ(株)	テニスコート	2,895	504
	グラウンド	24	24
コマツ大阪工場	テニスコート	704	655

4. その他協力事業

事業名	開催日	備考
第25回「枚方市民チャリティゴルフ大会」	9/2	実行委員会に参画、実行委員会事務局
健康医療都市ひらかたコンソーシアム	年間	西邨会長＝委員
枚方市スポーツ推進審議会	年間	西邨会長＝委員
枚方フェスティバル協議会	年間	戸梶副会長＝監査
枚方市社会教育委員	年間	弓手副会長＝委員
市民憲章を推進する会	年間	弓手副会長＝運営委員
枚方市社会福祉協議会	年間	弓手副会長＝評議員

《総合型地域スポーツクラブの運営・支援事業》

1. 入会状況(令和7年3月31日現在)

◎レギュラー 164名 ◎中学生以下 208名 ◎ファミリー 11名 合計 383名

収益事業

《利用者の利便性向上事業》

1. ひらかたキングフィッシャーズスポーツクラブオリジナルグッズの作成・販売事業
2. 自主事業の物品販売

その他の事業

《スポーツ施設のスポーツ事業》

1. その他施設事業

事業名	開催日	開催場所	延べ参加者数
サッカースクール、グラウンド・ゴルフDAY他	年間	都市公園有料施設他	4,260名

正味財産増減計算書
(令和 6年 4月 1日 から 令和 7年 3月31日まで)

(単位:円)

科 目	令和6年度	令和5年度	差 異
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
公益目的事業	173,384,089	343,234,624	△ 169,850,535
市民スポーツ普及啓発事業	149,637,429	315,955,538	△ 166,318,109
スポーツ大会事業収益	24,097,197	24,841,241	△ 744,044
受取総合体育大会等事業運営費	35,187,000	33,020,000	2,167,000
受取枚方市小学生スポーツcarnival運営費	4,157,437	3,364,840	792,597
受取枚方ラグビーカーニバル運営費	1,583,900	1,077,000	506,900
受取ラグビーパラリンピックビューイング運営費	0	3,586,000	△ 3,586,000
受取オリンピック・パラリンピック関連イベント運営費	3,440,000	0	3,440,000
スポーツ啓発事業収益	26,955,050	8,008,014	18,947,036
受取補助金	37,763,207	34,966,596	2,796,611
受取高齢者スポーツ事業運営費	4,707,000	4,332,600	374,400
受取こども夢基金事業運営費	5,609,000	2,623,954	2,985,046
受取障がい者スポーツ事業運営費	378,000	878,000	△ 500,000
スポーツ施設管理運営収益	0	194,580,694	△ 194,580,694
渚市民体育館収益	0	66,617,908	△ 66,617,908
総合スポーツセンター収益	0	127,962,786	△ 127,962,786
枚方市民間施設開放事業費	4,167,000	4,111,000	56,000
基本財産運用益	12,500	12,500	0
諸収益	1,160,138	176,696	983,442
受取負担金	270,000	270,000	0
受取寄付金	150,000	106,403	43,597
総合型地域スポーツクラブ育成事業収益	23,746,660	27,279,086	△ 3,532,426
収益事業	2,331,358	4,501,523	△ 2,170,165
利用者の利便性向上事業	2,331,358	4,501,523	△ 2,170,165
スポーツ施設管理運営収益(公益目的事業)	0	2,886,290	△ 2,886,290
総合型地域スポーツクラブ育成事業収益	1,523,676	1,449,580	74,096
協会事業収益	807,682	165,653	642,029
その他の事業	9,677,877	15,736,923	△ 6,059,046
その他事業収益	2,795,800	4,470,975	△ 1,675,175
事業参加料収益	2,795,800	4,470,975	△ 1,675,175
受取助成金	6,882,077	11,265,948	△ 4,383,871
受取助成金	6,882,077	11,265,948	△ 4,383,871
法人会計	4,981,900	8,837,510	△ 3,855,610
経常収益計	190,375,224	372,310,580	△ 181,935,356

(単位:円)

科 目	令和6年度	令和5年度	差 異
(2) 経常費用			
公益目的事業	175,868,749	361,451,604	△ 185,582,855
市民スポーツ普及啓発事業	151,162,465	332,608,198	△ 181,445,733
総合体育大会等運営費	34,342,468	31,254,001	3,088,467
枚方市小学生スポーツcarnival	3,002,526	2,982,870	19,656
枚方ラグビーカーニバル大会	1,335,659	973,123	362,536
ラグビーパラリンピックビューイング運営費	0	2,030,998	△ 2,030,998
オリンピック・パラリンピック関連イベント運営費	2,899,603	0	2,899,603
スポーツ大会等事業費	39,006,052	36,921,872	2,084,180
スポーツ啓発事業費	63,341,653	53,656,935	9,684,718
協会事務費	11,724,458	11,360,828	363,630
スポーツ教室等事業費	11,242,275	6,662,098	4,580,177
サポーターズバンク事業費	6,239,654	7,066,257	△ 826,603
活動補助事業費	1,756,698	876,542	880,156
委託事業費	5,005,988	1,993,901	3,012,087
スポーツ振興特別事業費	1,801,446	1,368,532	432,914
健康スポーツ事業費	18,095,203	18,045,703	49,500
市民スポーツ応援サポート事業費	4,459,043	3,349,899	1,109,144
地域・競技スポーツコンサルティング事業費	3,016,888	2,933,175	83,713
高齢者スポーツ事業運営費	3,720,925	3,349,202	371,723
障がい者スポーツ事業運営費	324,599	616,908	△ 292,309
渚市民体育館	0	69,526,065	△ 69,526,065
総合スポーツセンター	0	127,550,679	△ 127,550,679
枚方市民間施設開放事業費	3,188,977	3,745,545	△ 556,568
市民スポーツ普及啓発事業費	3	0	3
総合型地域スポーツクラブ育成事業	24,706,284	28,843,406	△ 4,137,122
収益事業費	1,339,536	2,101,548	△ 762,012
利用者の利便性向上事業	1,339,536	2,101,548	△ 762,012
その他の事業	8,548,229	13,915,880	△ 5,367,651
スポーツ施設管理運営事業	2,260,441	4,635,837	△ 2,375,396
その他施設事業費	2,260,441	4,635,837	△ 2,375,396
一般管理費	6,287,788	9,280,043	△ 2,992,255
経常費用計	185,756,514	377,469,032	△ 191,712,518
当期経常増減額	4,618,710	△ 5,158,452	9,777,162

(単位:円)

科 目	令和6年度	令和5年度	差 異
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	17,980	△ 17,980
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	17,980	△ 17,980
税引前当期一般正味財産増減額	4,618,710	△ 5,140,472	9,759,182
法人税等	70,000	70,000	0
当期一般正味財産増減額	4,548,710	△ 5,210,472	9,759,182
一般正味財産期首残高	28,229,560	33,440,032	△ 5,210,472
一般正味財産期末残高	32,778,270	28,229,560	4,548,710
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	2,000,000	2,000,000	0
指定正味財産期末残高	2,000,000	2,000,000	0
III 正味財産期末残高	34,778,270	30,229,560	4,548,710

貸借対照表
令和7年3月31日現在

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引等消去	合 計
I 資産の部					
1. 流動資産					
現金	130,080	308,570	0		438,650
つり銭①	8,500	0	0		8,500
現金①	101,580	308,570	0		410,150
現金②	20,000	0	0		20,000
預金	24,446,342	19,805,979	1,952,561		46,204,882
普通預金りそな銀行①	2,173,751	7,617,981	0		9,791,732
普通預金りそな銀行②	0	2,528,073	0		2,528,073
普通預金北河内農協①	8,707,963	3,310,307	△ 6,287,100		5,731,170
普通預金北河内農協②	537,498	428,976	0		966,474
普通預金北河内農協③	22	0	0		22
普通預金北河内農協④	5	0	0		5
普通預金枚方信用金庫①	1,507,921	2,055,187	0		3,563,108
普通預金枚方信用金庫②	9,019,848	3,865,455	8,239,661		21,124,964
定期預金北河内農協①	2,499,334	0	0		2,499,334
未収金	19,652,057	812,360	0		20,464,417
前払金	1,284,137	0	0		1,284,137
仮払金	211,800	0	0		211,800
立替金	246,999	0	0		246,999
商品	0	236,880	0		236,880
内部会計勘定	840,667	4,087,500	△ 4,928,167	0	—
公益目的事業①	△ 1,162,891	22,394,128	0	△ 21,231,237	—
公益目的事業②	0	△ 2,196,756	0	2,196,756	—
公益目的事業共通	1,162,891	△ 21,038,039	0	19,875,148	—
収益事業	3,373,128	△ 2,079,143	△ 1,139,064	△ 154,921	—
その他事業	△ 2,532,461	2,079,143	△ 3,789,103	4,242,421	—
法人会計	0	4,928,167	0	△ 4,928,167	—
流動資産合計	46,812,082	25,251,289	△ 2,975,606		69,087,765
2. 固定資産					
(1) 基本財産					
投資有価証券	2,500,000	0	0		2,500,000
基本財産合計	2,500,000	0	0		2,500,000
(2) 特定資産					
職員退職給付引当資産	73,226,271	24,269,018	6,360,002		103,855,291
特定資産合計	73,226,271	24,269,018	6,360,002		103,855,291
(3) その他固定資産					
車両運搬具	2	1	0		3
什器備品	5	2	0		7
その他固定資産合計	7	3	0		10
固定資産合計	75,726,278	24,269,021	6,360,002		106,355,301
資産合計	122,538,360	49,520,310	3,384,396		175,443,066
II 負債の部					
1. 流動負債					
未払金	26,143,344	435,951	597,037		27,176,332
未払消費税等	86,898	3,298	3,204		93,400
未払法人税等	0	70,000	0		70,000
前受金	2,194,030	462,680	0		2,656,710
預り金	162,362	0	0		162,362
仮受金	1,655,701	0	0		1,655,701
賞与引当金	4,675,000	100,000	220,000		4,995,000
流動負債合計	34,917,335	1,071,929	820,241		36,809,505
2. 固定負債					
職員退職給付引当金	71,271,087	26,072,470	6,511,734		103,855,291
固定負債合計	71,271,087	26,072,470	6,511,734		103,855,291
負債合計	106,188,422	27,144,399	7,331,975		140,664,796
III 正味財産の部					
1. 指定正味財産					
寄付金	2,000,000	0	0		2,000,000
指定正味財産合計	2,000,000	0	0		2,000,000
(うち基本財産への充当額)	(2,000,000)	(0)	(0)		(2,000,000)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)		(0)
2. 一般正味財産					
(うち基本財産への充当額)	(500,000)	(0)	(0)		(500,000)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)		(0)
正味財産合計	16,349,938	22,375,911	△ 3,947,579		34,778,270
負債及び正味財産合計	122,538,360	49,520,310	3,384,396		175,443,066

財 産 目 録

令和7年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金 額
(流動資産)				
	現金			438,650
	つり銭①	手元保管	教室参加料つり銭として	8,500
	現金①	手元保管(協会事務局)	運転資金として	410,150
	現金②	手元保管(HKSC事務局)	運転資金として	20,000
	預金			46,204,882
	普通預金りそな銀行①	りそな銀行 枚方支店	運転資金として	9,791,732
	普通預金りそな銀行②	りそな銀行 枚方支店	運転資金として	2,528,073
	普通預金北河内農協①	JA北河内 菅原支店	運転資金として	5,731,170
	普通預金北河内農協②	JA北河内 菅原支店	運転資金として	966,474
	普通預金北河内農協③	JA北河内 菅原支店	運転資金として	22
	普通預金北河内農協④	JA北河内 菅原支店	運転資金として	5
	普通預金枚方信用金庫①	枚方信用金庫 本店営業部	運転資金として	3,563,108
	普通預金枚方信用金庫②	枚方信用金庫 本店営業部	運転資金として	21,124,964
	定期預金北河内農協①	JA北河内 菅原支店	運転資金として	2,499,334
	未収金	委託料等に対する未収金	枚方市各種事業委託金等未収金	20,464,417
	前払金	保険料等に対する前払金	7年度各種保険料等として	1,284,137
	仮払金	使用料賃借料等に対する仮払金	HKSC事業の施設使用料として	211,800
	立替金	使用料賃借料等に対する立替金	スポーツ教室等施設使用料として	246,999
	商品	附属明細書のとおり	販売用HKSCオリジナルグッズの在庫	236,880
流動資産合計				69,087,765
(固定資産)				
基本財産				
	投資有価証券	野村証券 大阪支店	基本財産として(公益目的保有財産)	2,500,000
特定資産				
	職員退職給付引当資産	JA北河内 菅原支店 枚方信用金庫 本店営業部 大和証券 茨木支店	職員8名に対する退職金の支払いとして	103,855,291
その他固定資産				
	車両運搬具	事務局	共用財産、うち公益目的事業のように75%、収益事業及び管理目的に25%を使用している	3
	什器備品	事務局	公益目的保有財産	7
固定資産合計				106,355,301
資産合計				175,443,066
(流動負債)				
	未払金	附属明細書のとおり	3月分職員手当・賃金等の未払い	27,176,332
	未払消費税等		6年度確定消費税の未払い分	93,400
	未払法人税等		6年度確定法人税の未払い分	70,000
	前受金		6年度教室参加料等の前受金	2,656,710
	預り金		3月分賃金等の所得税等	162,362
	仮受金		事業参加料等オンライン決済払い分	1,655,701
	賞与引当金		7年度夏季一時金の支払いとして	4,995,000
流動負債合計				36,809,505
(固定負債)				
	職員退職給付引当金		職員8名に対する退職金の支払いとして	103,855,291
固定負債合計				103,855,291
負債合計				140,664,796
正味財産				34,778,270

財務諸表に対する注記

令和7年3月31日現在

法人全体

「公益法人会計基準」（平成20年4月11日 平成21年10月16日 令和2年5月15日改正 内閣府公益認定等委員会）を採用している。

1 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

①固定資産の減価償却方法は、定額法で行っている。

(2) 消費税等の会計処理

①消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

(3) 引当金の計上基準

①賞与引当金については、職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込み額のうち当期に帰属する額を計上している。

(単位：円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	4,928,000	4,995,000	4,928,000	4,995,000

②退職給付引当金については、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき当期末において発生していると認められる額を計上している。

(単位：円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他	
職員退職給付引当金	91,533,457	12,321,834	0	0	103,855,291

(4) リース取引の処理方法

①ファイナンスリース取引

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

②オペレーティングリース取引

オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(5) 有価証券の評価基準及び評価方法

①満期保有目的の債券は購入時の取得価格によっている。なお、取得価格と債券金額との差額について重要性が乏しいため、償却原価法は採用していない。

(6) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

①棚卸資産の評価基準及び評価方法は個別法による原価法を採用している。なお、重要性が乏しいものについては、その買入時又は払出時に処理する方法を採用している。

2 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
投資有価証券	2,500,000	0	0	2,500,000
小 計	2,500,000	0	0	2,500,000
特定資産				
職員退職給付引当資産	84,373,978	19,481,313	0	103,855,291
周年記念事業積立資産	0	0	0	0
スポーツ教室積立資産	0	0	0	0
小 計	84,373,978	19,481,313	0	103,855,291
合 計	86,873,978	19,481,313	0	106,355,291

3 基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
投資有価証券	2,500,000	2,000,000	500,000	—
小 計	2,500,000	2,000,000	500,000	—
特定資産				
職員退職給付引当資産	103,855,291	0	0	103,855,291
周年記念事業積立資産	0	0	0	0
スポーツ教室積立資産	0	0	0	0
小 計	103,855,291	0	0	103,855,291
合 計	106,355,291	2,000,000	500,000	103,855,291

4 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
車両運搬具	4,776,120	4,776,117	3
什器備品	13,170,489	13,170,482	7
ソフトウェア	2,182,320	2,182,320	0
合 計	20,128,929	20,128,919	10

5 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
補助金						
受取走ろうかい事業補助金	枚方市ｽｽﾞｰｸ振興課	0	8,770,901	8,770,901	0	一般正味財産
受取健康スポーツ事業補助金	枚方市ｽｽﾞｰｸ振興課	0	13,091,390	13,091,390	0	一般正味財産
受取市民オリンピック事業補助金	枚方市ｽｽﾞｰｸ振興課	0	2,618,755	2,618,755	0	一般正味財産
受取スポーツサポーターズバンク事業補助金	枚方市ｽｽﾞｰｸ振興課	0	5,967,278	5,967,278	0	一般正味財産
受取市民スポーツ応援サポート事業補助金	枚方市ｽｽﾞｰｸ振興課	0	4,322,774	4,322,774	0	一般正味財産
受取地域・競技スポーツコンサルティング事業補助金	枚方市ｽｽﾞｰｸ振興課	0	2,992,109	2,992,109	0	一般正味財産
合 計		0	37,763,207	37,763,207	0	

6 助成金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

助成金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
助成金						
スポーツ振興くじ助成金	独立行政法人 日本ｽｽﾞｰｸ振興機構	0	5,058,000	5,058,000	0	一般正味財産
子どもゆめ基金助成金	独立行政法人 国立青少年教育振興機構	0	1,824,077	1,824,077	0	一般正味財産
合 計		0	6,882,077	6,882,077	0	

7 リース取引関係

(1) 未経過リース料期末残高相当額

(単位：円)

未経過リース料期末残高相当額	ビジネスフォン (事務局)	デジタル印刷機 (事務局)
1年以内	158,796	29,260
1年超	172,029	0
合 計	330,825	29,260

8 満期保有目的の債券の内訳は次のとおりである。

(単位：円)

科 目	帳簿価格	時価	評価損益
第158回利付国債（野村證券）	2,500,000	2,202,508	△ 297,492
合 計	2,500,000	2,202,508	△ 297,492

令和7年5月29日

監査報告書

公益財団法人枚方市スポーツ協会

代表理事 西 邨 定 実 様

令和7年5月29日

監 事 村田 幹雄



監 事 古川 昌純



私 監事は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法の概要

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益（正味財産増減）の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上

報告第11号

債権の放棄について

枚方市債権管理及び回収に関する条例（平成29年枚方市条例第35号）第19条の規定により、令和6年度において市の債権を放棄したので、同条例第20条の規定により議会に報告する。

令和7年（2025年）8月29日提出

枚方市長 伏見 隆

債権放棄調書

債権の名称：障害者医療助成返還金

所 管：市民生活部 医療助成・児童手当課

放棄の事由	件数	金額
条例第 19 条第 4 号事由（徴収停止後の債務履行見込みなし）	1 件	6,866 円
合計	1 件	6,866 円

債権の名称：ひとり親家庭医療助成返還金

所 管：市民生活部 医療助成・児童手当課

放棄の事由	件数	金額
条例第 19 条第 1 号事由（生活困窮）	1 件	20,027 円
合計	1 件	20,027 円

債権の名称：子ども医療助成返還金

所 管：市民生活部 医療助成・児童手当課

放棄の事由	件数	金額
条例第 19 条第 4 号事由（徴収停止後の債務履行見込みなし）	4 件	10,102 円
合計	4 件	10,102 円

債権の名称：くらしの資金貸付金

所 管：健康福祉部 健康福祉総合相談課

放棄の事由	件数	金額
条例第 19 条第 1 号事由（生活困窮）	1 件	30,000 円
条例第 19 条第 2 号事由（破産免責）	4 件	312,353 円
条例第 19 条第 6 号事由（私債権の時効期間満了）	14 件	1,495,000 円
合計	19 件	1,837,353 円

債権の名称：特別障害者手当等返還金

所 管：健康福祉部 福祉事務所 障害企画課

放棄の事由	件数	金額
条例第 19 条第 1 号事由（生活困窮）	1 件	163,900 円
合計	1 件	163,900 円

債権の名称：水道料金

所 管：上下水道部 上下水道財務課

放棄の事由	件数	金額
条例第 19 条第 2 号事由（破産免責）	12 件	65,154 円
条例第 19 条第 4 号事由（徴収停止後の債務履行見込みなし）	105 件	489,101 円
条例第 19 条第 6 号事由（私債権の時効期間満了）	560 件	2,689,011 円
合計	677 件	3,243,266 円

債権の名称：損害賠償請求権（修繕工事収益）

所 管：上下水道部 上水道保全課

放棄の事由	件数	金額
条例第 19 条第 4 号事由（徴収停止後の債務履行見込みなし）	2 件	34,272 円
合計	2 件	34,272 円

債権の名称：個人未収金（診療報酬）

所 管：市立ひらかた病院事務局 医事課

放棄の事由	件数	金額
条例第 19 条第 1 号事由（生活困窮）	22 件	259,557 円
条例第 19 条第 2 号事由（破産免責）	1 件	99,080 円
条例第 19 条第 4 号事由（徴収停止後の債務履行見込みなし）	105 件	303,681 円
条例第 19 条第 5 号事由（限定承認、相続放棄、相続人不存在）	4 件	299,290 円
合計	132 件	961,608 円

以上 8 債権 837 件 6,277,394 円 を令和 7 年 3 月 31 日付で放棄したもの。

令和6年度枚方市基金の運用状況について

令和6年度枚方市基金の運用状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第5項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて議会に提出する。

令和7年（2025年）8月29日提出

枚方市長 伏見 隆

(その1)

令和6年度枚方市くらしの資金貸付基金の運用状況調書

1. 基金の額 41, 354, 688 円

2. 基金の運用による年度間の増減移動

(単位:件・円)

区分	運 用 状 況				不納欠損		月末貸付累計	月末基金残額
	貸付額	件数	返済額	件数	金額	件数		
6年4月	0	0	10,000	2			6,321,353	35,033,335
5月	0	0	4,000	2			6,317,353	35,037,335
6月	0	0	20,000	4			6,297,353	35,057,335
7月	0	0	15,000	3			6,282,353	35,072,335
8月	0	0	253,000	6			6,029,353	35,325,335
9月	0	0	212,000	8			5,817,353	35,537,335
10月	0	0	132,000	11			5,685,353	35,669,335
11月	0	0	50,000	10			5,635,353	35,719,335
12月	0	0	77,000	8			5,558,353	35,796,335
7年1月	0	0	221,000	12			5,337,353	36,017,335
2月	0	0	28,000	7			5,309,353	36,045,335
3月	0	0	30,000	8	1,837,353	19	3,442,000	36,075,335
計	0	0	1,052,000	81	1,837,353	19		

令和6年度枚方市くらしの資金貸付基金の審査意見書

令和6年度枚方市くらしの資金貸付基金の審査意見は、令和6年度基金の運用状況に関する調書審査意見書に記載のため別冊参照。

(その2)

令和6年度枚方市土地開発基金の運用状況調書

1. 基金の額 715,450,000 円

2. 基金の運用による年度間の増減移動

(単位: 円)

区分	運 用 状 況		月末貸付累計	月末基金残額	備考
	貸付額	返済額			
6年4月	0	0	715,450,000	0	
5月	0	0	715,450,000	0	
6月	0	0	715,450,000	0	
7月	0	0	715,450,000	0	
8月	0	0	715,450,000	0	
9月	0	0	715,450,000	0	
10月	0	0	715,450,000	0	
11月	0	0	715,450,000	0	
12月	0	0	715,450,000	0	
7年1月	0	0	715,450,000	0	
2月	0	0	715,450,000	0	
3月	0	0	715,450,000	0	
計	0	0			

令和6年度枚方市土地開発基金の審査意見書

令和6年度枚方市土地開発基金の審査意見は、令和6年度基金の運用状況に関する調書審査意見書に記載のため別冊参照。

(その3)

令和6年度枚方市水洗便所等改造資金融資基金の運用状況調書

1. 基金の運用状況

(単位:円)

基金名	基金の額	預託額
枚方市水洗便所等改造資金融資基金	10,000,000	10,000,000

2. 融資の状況

(単位:件・円)

事業名	融資限度額	融資可能額	前年度末貸付残高	
			件数	融資額
水洗便所等改造資金助成事業	30,000,000	27,852,357	15	2,147,643

事業名	本年度融資額		本年度返済額		本年度末貸付残高	
	件数	融資額	件数	融資額	件数	融資額
水洗便所等改造資金助成事業	1	140,000	16	1,267,108	10	1,020,535

* 融資限度額は金融機関との契約による

* 令和6年度返済件数16件のうち、6件が完済となります。

令和6年度枚方市水洗便所等改造資金融資基金の審査意見書

令和6年度枚方市水洗便所等改造資金融資基金の審査意見は、令和6年度基金の運用状況に関する調書審査意見書に記載のため別冊参照。

令和6年度大阪府枚方市水道事業会計継続費の精算報告について

令和6年度大阪府枚方市水道事業会計継続費精算報告書が提出されたので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により議会に報告する。

令和7年（2025年）8月29日提出

枚方市長 伏見 隆

令和6年度大阪府枚方市水道事業

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					支 払 義 務 発 生 額
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳				
					企 業 債	国 府 補 助 金	他 会 計 出 資 金 等	損 益 勘 定 留 保 資 金	
資本的 支 出	建 設 改 良 費	配 水 支 管 更 新 事 業	令和 2	603,000,000	435,000,000	-	-	168,000,000	521,302,320
			3	831,000,000	599,000,000	-	-	232,000,000	866,842,273
			4	534,000,000	385,000,000	-	-	149,000,000	436,875,010
			5	484,000,000	348,000,000	-	-	136,000,000	525,272,003
			6	646,000,000	466,000,000	-	-	180,000,000	484,480,565
			計	3,098,000,000	2,233,000,000	-	-	865,000,000	2,834,772,171

会計継続費精算報告書

(単位：円)

（単位：百万円）

実 績				比 較				
左 の 財 源 内 訳				年 割 額 と 支 払 義 務 発 生 額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
企 業 債	国 補 助 金	他 会 計 出 資 金 等	損 益 勘 定 留 保 資 金		企 業 債	国 補 助 金	他 会 計 出 資 金 等	損 益 勘 定 留 保 資 金
368,100,000	-	-	153,202,320	81,697,680	66,900,000	-	-	14,797,680
630,100,000	-	-	236,742,273	▲ 35,842,273	▲ 31,100,000	-	-	▲ 4,742,273
317,100,000	-	-	119,775,010	97,124,990	67,900,000	-	-	29,224,990
375,200,000	-	-	150,072,003	▲ 41,272,003	▲ 27,200,000	-	-	▲ 14,072,003
345,900,000	-	-	138,580,565	161,519,435	120,100,000	-	-	41,419,435
2,036,400,000	-	-	798,372,171	263,227,829	196,600,000	-	-	66,627,829

令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和6年度健全化判断比率を、同法第22条第1項の規定により、令和6年度資金不足比率をそれぞれ、監査委員の意見（別冊）を付けて議会に報告する。

令和7年（2025年）8月29日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 健全化判断比率の状況

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	1.9	—

2. 資金不足比率の状況

（単位：％）

水道事業会計	病院事業会計	下水道事業会計
—	—	—

<参考>

早期健全化基準、財政再生基準及び経営健全化基準について

（単位：％）

	実質赤字 比 率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比 率	将来負担 比 率	資金不足 比 率
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0	
財政再生基準	20.00	30.00	35.0		
経営健全化基準					20.0

専決事項の報告について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和7年（2025年）8月29日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 専決事項
 - （1）和解及び損害賠償の額を定めることについて（2件）
 - （2）損害賠償の額を定めることについて（3件）

和解及び損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和7年（2025年）7月9日専決

枚方市長 伏 見 隆

記

1. 和解及び賠償の相手方 枚方市所在の法人

2. 事 件 の 内 容 令和6年5月8日に締結した庁舎本館外壁改修工事（緊急工事）請負契約（以下「本件請負契約」という。）について、本市が作成した契約書記載の請負代金額に誤りがあったとして、枚方市所在の法人と過払金返還について協議を続けてきたところ、同法人から令和7年5月7日に全額返還を受けた。この件につき、同法人が要した費用を、本市の過失により生じた損害として、賠償するものである。

3. 賠 償 の 額 金 559,524円

4. 和 解 の 内 容

- (1) 本市は相手方に対して賠償金として、金559,524円を支払う。
- (2) 双方は、本件請負契約につき、以上のほか何ら債権債務がないことを確認する。

損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和7年（2025年）7月18日専決

枚方市長 伏見 隆

記

1. 賠償の相手方 大阪市所在の法人

2. 事件の内容 令和7年4月2日付けで大阪市所在の法人から請求があった市立小中学校の令和7年3月分の電気料金の納付にあたり、本市教育委員会事務局総合教育部において支払期限内に納付が完了せず、4月29日から4月30日までの2日分の延滞利息が発生したものである。

3. 賠償の額 金 18,684円

4. 賠償の内容

本市は、枚方市立小中学校電力供給契約に基づき、相手方に延滞利息として金18,684円を支払う。

専決第7号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和7年（2025年）7月31日専決

枚方市長 伏 見 隆

記

1. 和解及び賠償の相手方 枚方市在住者
2. 事 件 の 内 容 令和7年2月18日に本市市民生活部において、住居新築届を受け付けた際、誤った住居番号を付番したため、枚方市在住者が正しい住居番号の表札等を再度購入する費用が発生したものである。
3. 賠 償 の 額 金 20,000円
4. 和 解 の 内 容
 - (1) 本市は、相手方への賠償金として、金20,000円を支払う。
 - (2) (1)の賠償金については、本市の専決処分を経た後、速やかに相手方の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。
 - (3) 本件に関しては、上記賠償金の支払い以外に、本市及び相手方に何らの債権、債務がないことを確認する。

損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和7年（2025年）8月15日専決

枚方市長 伏 見 隆

記

1. 賠償の相手方 大阪市所在の法人

2. 事件の内容 令和7年6月5日付けで大阪市所在の法人から請求があった枚方市立生涯学習市民センター等の令和7年5月分の電気料金の納付にあたり、本市観光にぎわい部において支払期限内に納付が完了せず、7月3日から7月11日までの9日分の延滞利息が発生したものである。

3. 賠償の額 金 7,678円

4. 賠償の内容

本市は、電気需給契約に基づき、相手方に延滞利息として金7,678円を支払う。

認定第 1 号

令和 6 年度大阪府枚方市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度大阪府枚方市一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見（別冊）を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年（2 0 2 5 年）8 月 2 9 日提出

枚方市長 伏 見 隆

認定第2号

令和6年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見（別冊）を付けて議会の認定に付する。

令和7年（2025年）8月29日提出

枚方市長 伏 見 隆

認定第3号

令和6年度大阪府枚方市自動車駐車場特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度大阪府枚方市自動車駐車場特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見（別冊）を付けて議会の認定に付する。

令和7年（2025年）8月29日提出

枚方市長 伏見 隆

認定第4号

令和6年度大阪府枚方市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度大阪府枚方市財産区特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見（別冊）を付けて議会の認定に付する。

令和7年（2025年）8月29日提出

枚方市長 伏見 隆

認定第5号

令和6年度大阪府枚方市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度大阪府枚方市介護保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見（別冊）を付けて議会の認定に付する。

令和7年（2025年）8月29日提出

枚方市長 伏見 隆

認定第 6 号

令和 6 年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見（別冊）を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年（2 0 2 5 年）8 月 2 9 日提出

枚方市長 伏 見 隆

認定第7号

令和6年度大阪府枚方市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度大阪府枚方市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見（別冊）を付けて議会の認定に付する。

令和7年（2025年）8月29日提出

枚方市長 伏見 隆

認定第8号

令和6年度大阪府枚方市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度大阪府枚方市水道事業会計決算を監査委員の意見（別冊）を付けて議会の認定に付する。

令和7年（2025年）8月29日提出

枚方市長 伏見 隆

認定第9号

令和6年度大阪府枚方市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度大阪府枚方市病院事業会計決算を監査委員の意見（別冊）を付けて議会の認定に付する。

令和7年（2025年）8月29日提出

枚方市長 伏見 隆

認定第10号

令和6年度大阪府枚方市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度大阪府枚方市下水道事業会計決算を監査委員の意見（別冊）を付けて議会の認定に付する。

令和7年（2025年）8月29日提出

枚方市長 伏見 隆

令和 7 年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 7 年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,170,357 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 171,246,164 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年（2025 年）8 月 29 日提出

枚方市長 伏 見 隆

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11. 地方交付税		17,800,000	678,691	18,478,691
	(1) 地方交付税	17,800,000	678,691	18,478,691
15. 国庫支出金		42,910,487	65,109	42,975,596
	(1) 国庫負担金	34,019,652	105,634	34,125,286
	(2) 国庫補助金	8,779,320	▲30,570	8,748,750
	(3) 国庫委託金	111,515	▲9,955	101,560
16. 府支出金		15,650,084	▲20,265	15,629,819
	(1) 府負担金	10,067,901	888	10,068,789
	(2) 府補助金	2,432,649	13,559	2,446,208
	(3) 府委託金	3,149,534	▲34,712	3,114,822
18. 寄附金		509,768	3,000	512,768
	(1) 寄附金	509,768	3,000	512,768
19. 繰入金		6,613,340	8,731	6,622,071
	(1) 基金繰入金	6,463,196	6,254	6,469,450
	(3) 特別会計繰入金	117,047	2,477	119,524
20. 諸収入		2,617,614	▲89,055	2,528,559
	(5) 雑入	1,753,002	▲89,055	1,663,947
21. 市債		7,197,400	485,400	7,682,800
	(1) 市債	7,197,400	485,400	7,682,800
22. 繰越金		1,900,000	38,746	1,938,746
	(1) 繰越金	1,900,000	38,746	1,938,746
歳入合計		170,075,807	1,170,357	171,246,164

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		658,023	7,191	665,214
	(1) 議会費	658,023	7,191	665,214
2. 総務費		13,678,028	▲97,054	13,580,974
	(1) 総務管理費	9,394,825	▲81,893	9,312,932
	(2) 徴税費	1,883,086	▲49,730	1,833,356
	(3) 戸籍住民基本台帳費	1,758,559	▲22,713	1,735,846
	(4) 選挙費	285,618	▲393	285,225
	(5) 統計調査費	258,464	56,004	314,468
	(6) 監査委員費	97,476	1,671	99,147
3. 民生費		88,115,461	1,091,261	89,206,722
	(1) 社会福祉費	36,647,756	908,169	37,555,925
	(2) 児童福祉費	36,842,809	190,126	37,032,935
	(3) 生活保護費	14,624,096	▲7,034	14,617,062
4. 衛生費		15,428,556	43,249	15,471,805
	(1) 保健衛生費	7,898,419	6,532	7,904,951
	(2) 清掃費	7,530,137	36,717	7,566,854
5. 農林水産業費		199,240	▲730	198,510
	(1) 農業費	199,240	▲730	198,510
6. 商工費		512,619	322	512,941
	(1) 商工費	512,619	322	512,941
7. 土木費		15,068,102	148,482	15,216,584
	(1) 土木管理費	390,027	2,268	392,295
	(2) 道路橋梁費	3,064,996	▲8,569	3,056,427
	(4) 都市計画費	11,563,200	154,783	11,717,983
8. 消防費		4,749,134	10,109	4,759,243
	(1) 消防費	4,749,134	10,109	4,759,243
9. 教育費		17,424,241	497,801	17,922,042
	(1) 教育総務費	5,114,039	▲99,772	5,014,267
	(2) 小学校費	5,277,100	159,908	5,437,008
	(3) 中学校費	1,496,265	33,042	1,529,307
	(4) 幼稚園費	676,875	123,549	800,424
	(5) 社会教育費	1,569,228	27,880	1,597,108
	(6) 保健体育費	3,290,734	253,194	3,543,928
11. 諸支出金		698,898	1,123,822	1,822,720
	(1) 諸費	698,898	1,123,822	1,822,720
12. 予備費		2,054,096	▲1,654,096	400,000

(單位：千円)

[illegible]

第2表 債務負担行為補正

(単位:千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
広報業務経費	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	122,011
市民活動保険料	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	3,200
郵送請求対応業務委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	47,642
個人番号カード交付等関連事業	-	-	令和7年度から 令和9年度まで	318,839
市・府民税納税通知書等作成委託	令和7年度から 令和9年度まで	55,000	令和7年度から 令和9年度まで	59,400
軽自動車税納税通知書等作成委託	令和7年度から 令和9年度まで	5,600	令和7年度から 令和9年度まで	6,720
包括外部監査委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	12,000
市内企業若者雇用推進事業委託	-	-	令和7年度から 令和9年度まで	28,948
文化財管理用地草刈等委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	6,849
楠葉台場跡管理委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	28,481
淀川河川敷グラウンド草刈業務委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	15,591
ひらかた健康づくりガイド関連経費	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	3,513
鳥害対策委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	1,983
希釈放流センター運転管理業務委託	-	-	令和7年度から 令和10年度まで	96,000
牧野高槻線及び京都守口線整備事業	令和7年度から 令和8年度まで	241,900	令和7年度から 令和8年度まで	276,612
南船橋公園整備事業	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	96,000
学校エレベーター整備事業	令和7年度から 令和8年度まで	116,760	令和7年度から 令和8年度まで	120,960
禁野小学校整備事業	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	43,500
学校給食調理業務委託	-	-	令和7年度から 令和10年度まで	160,992
中学校給食における全員給食実施 アドバイザー業務委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	3,080
(仮称)枚方市立中学校給食センター 特定事業関連経費	-	-	令和7年度から 令和26年度まで	12,083,069
ICTサポート業務委託	令和7年度から 令和10年度まで	74,152	令和7年度から 令和10年度まで	248,152
枚方市議会報配布委託	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	6,903
庁舎等維持管理委託	令和7年度から 令和9年度まで	2,040	令和7年度から 令和9年度まで	5,043
電算システム等賃借料	令和7年度から 令和13年度まで	777,825	令和7年度から 令和13年度まで	998,936
合 計		(4,400,000) 15,621,934		(4,400,000) 29,143,081

()書は、金融機関等に対する債務保証

第3表 地方債補正

起債の目的	補正前						
	限度額	起債の方法	利率	償還の方			
				区分	償還期限	据置期間	償還の方法
庁舎施設改修事業	14,300	普通貸借又は証券発行	8 % 以内	政府資金又は銀行その他資金	30年以内	10年以内	半年賦及び年賦元利均等、半年賦及び年賦元金均等又は満期一括償還
総合文化芸術センター別館施設等改修事業	8,100						
社会福祉施設等施設整備事業	88,200						
東部清掃工場基幹的設備改良事業	373,100						
枚方市駅周辺地区市街地再開発事業	381,600						
中振交野線整備事業	15,800						
公園施設長寿命化改築等事業	42,900						
雨水ポンプ場耐震化・改築事業	356,000						
公園のあそび場整備事業	66,000						
交通安全施設緊急整備事業	-						
全国瞬時警報システム受信機更新整備事業	-						
禁野小学校整備事業	1,248,700						
学校空調設備整備事業	132,700						
学校エレベーター整備事業	20,500						
図書館施設改修事業	32,700						
渚市民体育館施設等改修事業	38,000						
合 計	6,955,500						

(注) 借入れについては、翌年度に繰り越して借入れすることができる。

利率については、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直し

(単位：千円)

	補		正		後			
法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
その他				区分	償還期限	据置期間	償還の方法	その他
市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる	15,200	普通貸借又は証券発行	8 % 以内	政府資金又は銀行その他資金	30 年以内	10 年以内	半年賦及び年賦元利均等、半年賦及び年賦元金均等又は満期一括償還	市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる
	8,400							
	88,700							
	374,100							
	403,600							
	19,300							
	44,900							
	565,300							
	78,000							
	6,000							
	4,000							
	1,475,200							
	132,800							
	17,500							
	32,800							
	38,200							
	7,440,900							

しを行った後においては、当該見直し後の利率。

凡 例

歳出の概要説明欄のうち、事務経費等の内訳については下記のとおり略している。

報 償 費 ……報	旅 費 ……旅	交 際 費 ……交	消 耗 品 費 ……消
燃 料 費 ……燃	食 糧 費 ……食	印刷製本費 ……印	光 熱 水 費 ……光
修 繕 料 ……修	賄 材 料 費 ……賄	飼 料 費 ……飼	医 薬 材 料 費 ……医
通信運搬費 ……通	広 告 料 ……広	手 数 料 ……手	筆 耕 翻 訳 料 ……筆
火災保険料、自動車損害保険料、その他保険料 ……保			
委 託 料 ……委	使用料及び賃借料 ……使	工事請負費 ……工	原 材 料 費 ……原
備品購入費 ……備	負 担 金 ……負	補 助 金 ……補	扶 助 費 ……扶
賠 償 金 ……賠	償 還 金 ……償	還付加算金 ……還加	還 付 金 ……還
投資及び出資金 ……投	公 課 費 ……公		

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
11. 地方交付税	17,800,000	678,691	18,478,691		
(項)					
(1) 地方交付税	17,800,000	678,691	18,478,691		
1. 地方交付税	17,800,000	678,691	18,478,691	1. 地方交付税	678,691
(款)					
15. 国庫支出金	42,910,487	65,109	42,975,596		
(項)					
(1) 国庫負担金	34,019,652	105,634	34,125,286		
1. 民生費国庫負担金	32,479,110	105,634	32,584,744	5. 障害者自立支援医療費負担金	31,360
				6. 障害者自立支援給付費負担金	74,274
(項)					
(2) 国庫補助金	8,779,320	▲30,570	8,748,750		
1. 総務費国庫補助金	4,774,227	▲21,069	4,753,158	1. 総務費補助金	▲21,069
2. 民生費国庫補助金	1,861,189	10,145	1,871,334	2. 生活保護適正化等事業費補助金	200
				3. 障害者地域生活支援事業費等補助金	6,798
				34. 障害者総合支援事業費補助金	3,147

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 普通交付税	678,691	1. 普通交付税	678,691
1. 障害者自立支援医療費負担金	31,360	1. 障害者自立支援医療費負担金	31,360
1. 障害者自立支援給付費負担金	74,274	2. 障害者自立支援給付費負担金	74,274
2. 個人番号カード交付事務費補助金	▲23,686	1. 個人番号カード交付事務費補助金	▲23,686
3. デジタル基盤改革支援補助金	8,597	2. デジタル基盤改革支援補助金	8,597
4. 戸籍振り仮名法制化対応補助金	▲11,122	3. 戸籍振り仮名法制化対応補助金	▲11,122
5. 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	5,742	4. 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	5,742
6. 困難な問題を抱える女性支援推進等事業費補助金	▲600	5. 困難な問題を抱える女性支援推進等事業費補助金	▲600
1. 生活保護適正化等事業費補助金	200	1. 生活保護適正化等事業費補助金	200
3. 障害者自立支援給付支払等システム事業補助金	6,798	2. 障害者自立支援給付支払等システム事業補助金	6,798
1. 障害者総合支援事業費補助金	3,147	3. 障害者総合支援事業費補助金	3,147

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
3. 衛生費国庫補助金	378,535	354	378,889	1. 衛生費補助金	354
5. 土木費国庫補助金	1,325,153	▲20,000	1,305,153	1. 都市計画費補助金	▲20,000
(項)					
(3) 国庫委託金	111,515	▲9,955	101,560		
2. 民生費委託金	79,827	▲9,894	69,933	1. 社会福祉費委託金	▲9,894
4. 教育費委託金	20,809	▲61	20,748	1. 教育費委託金	▲61
(款)					
16. 府支出金	15,650,084	▲20,265	15,629,819		
(項)					
(1) 府負担金	10,067,901	888	10,068,789		
1. 民生費府負担金	9,846,710	888	9,847,598	4. 障害者自立支援医療費負担金	888
(項)					
(2) 府補助金	2,432,649	13,559	2,446,208		
2. 民生費府補助金	2,150,616	12,959	2,163,575	2. 老人福祉費補助金	12,959
8. 教育費府補助金	140,234	600	140,834	1. 教育費補助金	600
(項)					
(3) 府委託金	3,149,534	▲34,712	3,114,822		
4. 土木費委託金	2,158,058	▲34,712	2,123,346	2. 土木費委託金	▲34,712
(款)					
18. 寄 附 金	509,768	3,000	512,768		
(項)					
(1) 寄 附 金	509,768	3,000	512,768		

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
9. 小児慢性特定疾病事業補助金	354	1. 小児慢性特定疾病事業補助金	354
1. 社会資本整備総合交付金	▲20,000	1. 社会資本整備総合交付金	▲20,000
		(1) 公園のあそび場整備事業	▲20,000
1. 国民年金保険委託金	▲9,894	1. 国民年金保険委託金	▲9,894
1. 教職員メンタルヘルス対策事業委託金	▲61	1. 教職員メンタルヘルス対策事業委託金	▲61
1. 障害者自立支援医療費負担金	888	1. 障害者自立支援医療費負担金	888
3. 大阪府地域医療介護総合確保基金事業補助金	4,489	1. 大阪府地域医療介護総合確保基金事業補助金	4,489
47. ケアブランデータ連携システム活用促進モデル地域づくり補助金	8,470	2. ケアブランデータ連携システム活用促進モデル地域づくり補助金	8,470
3. 市町村医療のケア等実施体制サポート事業補助金	600	1. 市町村医療のケア等実施体制サポート事業補助金	600
1. 牧野高槻線及び京都守口線整備事業関連委託金	▲34,712	1. 牧野高槻線及び京都守口線整備事業関連委託金	▲34,712

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
7. 教育関係寄附金	15,393	3,000	18,393	1. 指定寄附金	3,000
(款)					
19. 繰 入 金	6,613,340	8,731	6,622,071		
(項)					
(1) 基金繰入金	6,463,196	6,254	6,469,450		
1. 基金繰入金	6,463,196	6,254	6,469,450	1. 基金繰入金	6,254
(項)					
(3) 特別会計繰入金	117,047	2,477	119,524		
1. 介護保険特別会計繰入金	117,047	2,477	119,524	1. 介護保険特別会計繰入金	2,477
(款)					
20. 諸 収 入	2,617,614	▲89,055	2,528,559		
(項)					
(5) 雑 入	1,753,002	▲89,055	1,663,947		
1. 雑 入	1,753,002	▲89,055	1,663,947	1. 雑 入	▲89,055
(款)					
21. 市 債	7,197,400	485,400	7,682,800		
(項)					
(1) 市 債	7,197,400	485,400	7,682,800		

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 指定寄附金	3,000	1. 指定寄附金	3,000
		教育のために	
12. 福祉基金繰入金	6,154	1. 福祉基金繰入金	6,154
18. まち・ひと・しごと創生基金繰入金	100	2. まち・ひと・しごと創生基金繰入金	100
2. 介護保険特別会計繰入金	2,477	1. 介護保険特別会計繰入金	2,477
58. 保育所給食費負担金	326	1. 保育所給食費負担金	326
62. 幼稚園給食費負担金	264	2. 幼稚園給食費負担金	264
67. 新名神高速道路事業に係る公園・緑地整備事業助成金	▲93,000	3. 新名神高速道路事業に係る公園・緑地整備事業助成金	▲93,000
74. 枚方京田辺環境施設組合に係るシステム改修費用収入	1,078	4. 枚方京田辺環境施設組合に係るシステム改修費用収入	1,078
82. サービス提供体制確保事業返還金	601	5. サービス提供体制確保事業返還金	601
95. 公的介護施設等整備事業返還金	1,676	6. 公的介護施設等整備事業返還金	1,676

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1. 総 務 債	329,500	1,200	330,700	1. 総 務 債	1,200
2. 民 生 債	748,000	500	748,500	1. 民 生 債	500
3. 衛 生 債	802,200	1,000	803,200	1. 衛 生 債	1,000
4. 土 木 債	3,082,500	254,800	3,337,300	1. 都市計画事業債	236,800
				2. 土 木 債	18,000
5. 消 防 債	23,700	4,000	27,700	1. 消 防 債	4,000
6. 教 育 債	1,969,600	223,900	2,193,500	1. 教 育 債	223,900
(款)					
22. 繰 越 金	1,900,000	38,746	1,938,746		
(項)					
(1) 繰 越 金	1,900,000	38,746	1,938,746		
1. 繰 越 金	1,900,000	38,746	1,938,746	1. 繰 越 金	38,746
歳 入 合 計	170,075,807	1,170,357	171,246,164		

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 総 務 債	1,200	1. 総 務 債	1,200
		(1) 庁舎施設改修事業	900
		(2) 総合文化芸術センター別館施設等改修事業	300
1. 民 生 債	500	1. 民 生 債	500
		(1) 社会福祉施設等施設整備事業	500
1. 衛 生 債	1,000	1. 衛 生 債	1,000
		(1) 東部清掃工場基幹の設備改良事業	1,000
1. 都市計画事業債	236,800	1. 都市計画事業債	236,800
		(1) 枚方市駅周辺地区市街地再開発事業	22,000
		(2) 中振交野線整備事業	3,500
		(3) 公園施設長寿命化改築等事業	2,000
		(4) 雨水ポンプ場耐震化・改築事業	209,300
1. 土 木 債	18,000	2. 土 木 債	18,000
		(1) 公園のあそび場整備事業	12,000
		(2) 交通安全施設緊急整備事業	6,000
1. 消 防 債	4,000	1. 消 防 債	4,000
		(1) 全国瞬時警報システム受信機更新整備事業	4,000
1. 教 育 債	223,900	1. 教 育 債	223,900
		(1) 禁野小学校整備事業	226,500
		(2) 学校空調設備整備事業	100
		(3) 学校エレベーター整備事業	▲3,000
		(4) 図書館施設改修事業	100
		(5) 渚市民体育館施設等改修事業	200
1. 前年度繰越金	38,746	1. 前年度繰越金	38,746

歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
1. 議 会 費	658,023	7,191	665,214	-	-	-	7,191
(項)							
(1) 議 会 費	658,023	7,191	665,214	-	-	-	7,191
1. 議 会 費	477,098	88	477,186	-	-	-	88
2. 事務局費	180,925	7,103	188,028	-	-	-	7,103
(款)							
2. 総 務 費	13,678,028	▲97,054	13,580,974	▲28,868	1,200	1,078	▲70,464
(項)							
(1) 総務管理費	9,394,825	▲81,893	9,312,932	▲600	1,200	1,078	▲83,571

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
1. 報 酬 88	1. 議員報酬 88	1. 人 件 費 88 (1) 市議会議員 88 ア. 報 酬 88
1. 報 酬 5	3. 非常勤職員報酬 5	1. 人 件 費 7,103 (1) パートタイム会計年度任用職員 5 ア. 報 酬 5 (2) 一般職員 7,098
2. 給 料 3,841	2. 一般職給 3,841	
3. 職員手当等 2,338	1. 扶養手当 ▲276 2. 地域手当 452 3. 通勤手当 ▲349 4. 管理職手当 552 10. 期末手当 805 11. 勤勉手当 622 14. 住居手当 ▲28 19. 児童手当 560	
4. 共 済 費 919	3. 共済組合負担金 919	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一般管理費	3,682,789	▲65,267	3,617,522	-	-	1,078	▲66,345

(単位：千円)

節	細 節
区 分	区 分
金 額	金 額
1. 報 酬 13,916	3. 非常勤職員報酬 13,916
2. 給 料 ▲395,879	2. 一般職給 ▲395,879
3. 職員手当等 447,982	1. 扶養手当 ▲593 2. 地域手当 ▲37,155 3. 通勤手当 ▲13,089 4. 管理職手当 ▲3,283 10. 期末手当 ▲59,852 11. 勤勉手当 ▲51,197 12. 退職手当 614,714 14. 住居手当 518 16. 教員特別手当 ▲16 19. 児童手当 ▲2,065
4. 共 済 費 ▲132,419	3. 共済組合負担金 ▲127,462 4. 災害補償基金負担金 ▲582 5. 雇用保険料 ▲2,961 9. 公立学校共済組合負担金 ▲1,484 10. 厚生年金負担金 70

概 要	説 明
1. 人 件 費	▲66,400
(1) 特 別 職	▲701
ア. 手 当	▲190
イ. 共 済 費	▲511
(2) パートタイム会計年度任用職員	17,028
ア. 報 酬	13,916
イ. 手 当	4,210
ウ. 共 済 費	▲1,098
(3) 一般職員	128,635
(4) 再任用職員	▲209,871
(5) 任期付常勤職員	▲1,491
2. 事務経費	1,133
旅 55 委	1,078

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
9. 庁舎管理費	601,678	-	601,678	-	900	-	▲900
12. 企 画 費	464,892	4	464,896	-	-	-	4
14. 男女共同参画推進事業費	24,614	▲2,186	22,428	▲600	-	-	▲1,586
18. 津田支所費	8,374	292	8,666	-	-	-	292
22. 文化振興費	954,571	▲3,247	951,324	-	300	-	▲3,547

(単位：千円)

節	細 節
区 分	区 分
金 額	金 額
8. 旅 費 55	1. 費用弁償 55
12. 委 託 料 1,078	1. 委 託 料 1,078
8. 旅 費 4	1. 費用弁償 4
1. 報 酬 ▲1,237	3. 非常勤職員報酬 ▲1,237
3. 職員手当等 ▲525	10. 期末手当 ▲286 11. 勤勉手当 ▲239
4. 共 済 費 ▲299	3. 共済組合負担金 ▲121 10. 厚生年金負担金 ▲178
8. 旅 費 ▲125	1. 費用弁償 ▲125
10. 需 用 費 292	6. 修 繕 料 292
1. 報 酬 ▲1,956	3. 非常勤職員報酬 ▲1,956
3. 職員手当等 ▲751	10. 期末手当 ▲408 11. 勤勉手当 ▲343
4. 共 済 費 ▲441	3. 共済組合負担金 ▲165

概 要 説 明
(財 源 補 正)
1. 事務経費 旅 4
1. 人 件 費 (1) パートタイム会計年度任用職員 ア. 報 酬 イ. 手 当 ウ. 共 済 費 2. 事務経費 旅
▲2,061 ▲2,061 ▲1,237 ▲525 ▲299 ▲125 ▲125
1. 支所運営経費 修 292
1. 人 件 費 (1) パートタイム会計年度任用職員 ア. 報 酬 イ. 手 当 ウ. 共 済 費 2. 事務経費 旅
▲3,148 ▲3,148 ▲1,956 ▲751 ▲441 ▲99 ▲99

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
26. 生涯学習費	806,531	▲11,535	794,996	-	-	-	▲11,535
27. 防犯対策費	230,626	46	230,672	-	-	-	46
(項)							
(2) 徴 税 費	1,883,086	▲49,730	1,833,356	798	-	-	▲50,528
1. 賦 課 費	716,491	▲24,412	692,079	-	-	-	▲24,412

(単位：千円)

節	細 節
区 分	区 分
金 額	金 額
	10. 厚生年金負担金 ▲276
8. 旅 費 ▲99	1. 費用弁償 ▲99
1. 報 酬 ▲9,660	3. 非常勤職員報酬 ▲9,660
2. 給 料 ▲872	2. 一般職給 ▲872
3. 職員手当等 ▲172	1. 扶養手当 36 2. 地域手当 ▲101 3. 通勤手当 7 10. 期末手当 ▲111 11. 勤勉手当 ▲116 14. 住居手当 113
4. 共 済 費 ▲831	3. 共済組合負担金 ▲1,093 10. 厚生年金負担金 262
1. 報 酬 46	3. 非常勤職員報酬 46
1. 報 酬 ▲788	3. 非常勤職員報酬 ▲788

概 要 説 明
1. 人 件 費 (1) パートタイム会計年度任用職員 ア. 報 酬 イ. 手 当 ウ. 共 済 費 (2) 一般職員 (3) 再任用職員
▲11,535 ▲9,701 ▲9,660 ▲2 ▲39 ▲268 ▲1,566
1. 人 件 費 (1) パートタイム会計年度任用職員 ア. 報 酬
46 46
1. 人 件 費 (1) 特別職非常勤職員 ア. 共 済 費
▲25,701 1 1

(単位：千円)

節	細	節	概	要	説	明
区	分	区	分	分	分	分
金	額	金	額	分	分	分
2. 給 料	2. 一般職給		(2) パートタイム会計年度任用職員			▲1,989
▲8,501	▲8,501		ア. 報 酬			▲788
			イ. 手 当			▲751
			ウ. 共 済 費			▲450
3. 職員手当等	1. 扶養手当		(3) 一般職員			▲25,653
▲11,344	▲732		(4) 再任用職員			▲2,223
	2. 地域手当		(5) 任期付常勤職員			4,163
	▲1,004		2. 個人市民税の賦課経費			1,289
	3. 通勤手当		(1) 各種委託料			1,289
	▲168		ア. 課税業務委託料			
	10. 期末手当					
	▲3,772					
	11. 勤勉手当					
	▲4,230					
	14. 住居手当					
	▲1,098					
	19. 児童手当					
	▲340					
4. 共 済 費	3. 共済組合負担金					
▲5,068	▲5,030					
	4. 災害補償基金負担金					
	▲1					
	5. 雇用保険料					
	▲3					
	10. 厚生年金負担金					
	▲34					
12. 委 託 料	1. 委 託 料		1. 人 件 費			▲26,116
1,289	1,289		(1) パートタイム会計年度任用職員			163
1. 報 酬	3. 非常勤職員報酬		ア. 報 酬			97
97	97		イ. 手 当			60
2. 給 料	2. 一般職給		ウ. 共 済 費			6
▲9,876	▲9,876		(2) 一般職員			▲18,583
3. 職員手当等	1. 扶養手当		(3) 再任用職員			▲7,696
▲5,976	420					

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3. 税総合システム費	703,815	798	704,613	798	-	-	-
(項)							
(3) 戸籍住民基本台帳費	1,758,559	▲22,713	1,735,846	▲29,066	-	-	6,353
1. 戸籍住民基本台帳費	1,752,909	▲22,713	1,730,196	▲29,066	-	-	6,353

(単位：千円)

節	細 節
区 分	区 分
金 額	金 額
	2. 地域手当 ▲1,275
	3. 通勤手当 409
	4. 管理職手当 ▲471
	10. 期末手当 ▲2,634
	11. 勤勉手当 ▲2,545
	14. 住居手当 ▲180
	19. 児童手当 300
4. 共 済 費 ▲10,361	3. 共済組合負担金 ▲10,367
	10. 厚生年金負担金 6
12. 委 託 料 798	1. 委 託 料 798
1. 報 酬 ▲7,971	3. 非常勤職員報酬 ▲7,971
2. 給 料 3,523	2. 一般職給 3,523
3. 職員手当等 ▲14,974	1. 扶養手当 79
	2. 地域手当 232
	3. 通勤手当 ▲480

概 要 説 明
1. システム標準化・共通化対応経費 委 798
1. 人 件 費 ▲28,576
(1) パートタイム会計年度任用職員 ▲23,968
ア. 報 酬 ▲7,971
イ. 手 当 ▲9,857
ウ. 共 済 費 ▲6,140
(2) 一般職員 ▲13,746
(3) 再任用職員 9,718
(4) 任期付短時間職員 ▲580
2. 戸籍システム経費 5,742
(1) 戸籍システム事業費 5,742
委 5,742
3. 旅券発給事務経費 ▲292

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(項)							
(4)選 挙 費	285,618	▲393	285,225	-	-	-	▲393
1.選挙管理委員会費	101,058	▲393	100,665	-	-	-	▲393

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
	4. 管理職手当 ▲600	(1) 各種委託料 ▲292 ア. 旅券発給事務に係る窓口対応業務委託料 ▲292
	10. 期末手当 ▲6,437	4. 国庫負担金等償還金 1,017
	11. 勤勉手当 ▲6,838	5. 事務経費 ▲604
	14. 住居手当 90	旅 ▲604
	19. 児童手当 ▲1,020	
4. 共 済 費 ▲9,154	3. 共済組合負担金 ▲6,904	
	4. 災害補償基金負担金 ▲188	
	5. 雇用保険料 ▲5	
	10. 厚生年金負担金 ▲2,057	
8. 旅 費 ▲604	1. 費用弁償 ▲604	
12. 委 託 料 5,450	1. 委 託 料 5,450	
22. 償還金利子及び 割引料 1,017	1. 償 還 金 1,017	
2. 給 料 ▲114	2. 一般職給 ▲114	1. 人 件 費 ▲393 (1) 一般職員 ▲393
3. 職員手当等 480	1. 扶養手当 198 2. 地域手当 48	

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
	3. 通勤手当 ▲36	
	4. 管理職手当 360	
	10. 期末手当 ▲142	
	11. 勤勉手当 ▲242	
	14. 住居手当 ▲6	
	19. 児童手当 300	
4. 共 済 費 ▲759	3. 共済組合負担金 ▲759	
2. 給 料 23,536	2. 一般職給 23,536	1. 人 件 費 56,004 (1) 一般職員 56,004
3. 職員手当等 18,602	1. 扶養手当 594	
	2. 地域手当 2,975	
	3. 通勤手当 411	
	4. 管理職手当 2,916	
	10. 期末手当 6,276	
	11. 勤勉手当 5,110	
	19. 児童手当 320	
4. 共 済 費 13,866	3. 共済組合負担金 13,866	

(単位：千円)

節	細 節
区 分	区 分
金 額	金 額
2. 給 料 20	2. 一般職給 20
3. 職員手当等 1,431	1. 扶養手当 348 2. 地域手当 ▲26 3. 通勤手当 61 4. 管理職手当 ▲471 5. 時間外勤務手当 ▲272 10. 期末手当 883 11. 勤勉手当 788 19. 児童手当 120
4. 共 済 費 220	3. 共済組合負担金 220
1. 報 酬 4	3. 非常勤職員報酬 4
2. 給 料 9,366	2. 一般職給 9,366
3. 職員手当等 7,905	1. 扶養手当 1,458

概 要 説 明
1. 人 件 費 1,671 (1) 監査委員 (常勤) 9 ア. 手 当 ▲3 イ. 共 済 費 12 (2) 一般職員 13,987 (3) 再任用職員 ▲12,325
1. 人 件 費 21,893 (1) パートタイム会計年度任用職員 ▲64 ア. 報 酬 4 イ. 手 当 ▲5 ウ. 共 済 費 ▲63 (2) 一般職員 25,115 (3) 再任用職員 ▲3,158 2. 総合福祉会館管理運営経費 757

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
	2. 地域手当 1,316	(1) 諸 経 費 (福祉基金繰入金分) 757 備 757
	3. 通勤手当 478	3. 医療助成電算システム運用経費 550
	4. 管理職手当 228	(1) 諸 経 費 550 委 550
	7. 特殊勤務手当 15	4. 補聴器購入助成事業経費 2,550 補 2,550
	10. 期末手当 3,566	5. 事務経費 143 旅 143
	11. 勤勉手当 1,404	
	14. 住居手当 ▲860	
	19. 児童手当 300	
4. 共 済 費 4,618	3. 共済組合負担金 4,909	
	10. 厚生年金負担金 ▲291	
8. 旅 費 143	1. 費用弁償 143	
12. 委 託 料 550	1. 委 託 料 550	
17. 備品購入費 757	1. 庁用器具費 757	
18. 負担金補助及び 交付金 2,550	2. 補 助 金 2,550	
2. 給 料 6,601	2. 一般職給 6,601	1. 人 件 費 17,233 (1) パートタイム会計年度任用職員 343 ア、共 済 費 343 (2) 一般職員 16,909 (3) 再任用職員 ▲19
3. 職員手当等 6,881	1. 扶養手当 186	

(単位：千円)

節	細 節
区 分	区 分
金 額	金 額
	2. 地域手当 909
	3. 通勤手当 6
	4. 管理職手当 1,050
	7. 特殊勤務手当 ▲11
	10. 期末手当 2,733
	11. 勤勉手当 1,624
	14. 住居手当 504
	19. 児童手当 ▲120
4. 共 済 費 3,751	3. 共済組合負担金 3,527
	10. 厚生年金負担金 224
12. 委 託 料 8,635	1. 委 託 料 8,635
17. 備品購入費 421	1. 庁用器具費 421
18. 負担金補助及び 交付金 5,212	2. 補 助 金 5,212
22. 償還金利子及び 割引料 2,486	1. 償 還 金 2,486
1. 報 酬 653	3. 非常勤職員報酬 653
2. 給 料 14,602	2. 一般職給 14,602

概 要	説 明
2. 国庫負担金等償還金	2,486
3. 楽寿荘管理運営経費	421
(1) 諸 経 費 (福祉基金繰入金分)	421
備	421
4. 高齢者福祉システム経費	165
委	165
5. 公的介護施設等整備事業経費	4,489
補	4,489
6. 軽費老人ホーム事務費補助金	723
7. ケアプランデータ連携システムの活用促進モデル地域づくり事業経 費	8,470
委	8,470
1. 人 件 費	33,393
(1) パートタイム会計年度任用職員	338
ア. 報 酬	653
イ. 手 当	▲965
ウ. 共 済 費	650

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
3. 職員手当等 12,075	1. 扶養手当 ▲330 2. 地域手当 1,712 3. 通勤手当 417 4. 管理職手当 1,299 10. 期末手当 5,275 11. 勤勉手当 2,580 14. 住居手当 ▲278 19. 児童手当 1,400	(2) 一般職員 27,175 (3) 再任用職員 5,880 2. 国庫負担金等償還金 56,336 3. 障害福祉システム管理経費 委 13,596 4. 障害福祉分野のＩＣＴ導入モデル事業経費 4,722 (1) 障害者就労施設における生産活動の効率化に資するＩＣＴ機 259 器等の導入事業費 補 259 (2) 障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業費 4,463 補 4,463 5. 事務経費 ▲127 旅 ▲127
4. 共 済 費 6,063	3. 共済組合負担金 5,572 10. 厚生年金負担金 491	
8. 旅 費 ▲127	1. 費用弁償 ▲127	
12. 委 託 料 13,596	1. 委 託 料 13,596	
18. 負担金補助及び 交付金 4,722	2. 補 助 金 4,722	
22. 償還金利子及び 割引料 56,336	1. 償 還 金 56,336	
27. 繰 出 金 21,895	1. 繰 出 金 21,895	1. 国民健康保険特別会計への繰出金 21,895 (1) 職員給与等分 19,695 (2) 事務費等分 2,200

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
9. 国民年金費	76,873	▲9,894	66,979	▲9,894	-	-	-
10. 介護保険費	6,074,493	27,155	6,101,648	6,677	-	1,858	18,620
11. 後期高齢者医療費	6,243,936	701,213	6,945,149	132	-	-	701,081

(単位：千円)

節	細 節
区 分	区 分
金 額	金 額
1. 報 酬 ▲153	3. 非常勤職員報酬 ▲153
2. 給 料 ▲4,436	2. 一般職給 ▲4,436
3. 職員手当等 ▲3,547	1. 扶養手当 ▲42 2. 地域手当 ▲487 3. 通勤手当 ▲323 10. 期末手当 ▲1,226 11. 勤勉手当 ▲1,133 14. 住居手当 ▲336
4. 共 済 費 ▲1,714	3. 共済組合負担金 ▲1,971 4. 災害補償基金負担金 ▲3 10. 厚生年金負担金 260
8. 旅 費 ▲44	1. 費用弁償 ▲44
22. 償還金利子及び 割引料 1,858	1. 償 還 金 1,858
27. 繰 出 金 25,297	1. 繰 出 金 25,297
18. 負担金補助及び 交付金 700,000	1. 負 担 金 700,000
27. 繰 出 金 1,213	1. 繰 出 金 1,213

概 要 説 明	
1. 人 件 費 ▲9,850 (1) パートタイム会計年度任用職員 ▲163 ア. 報 酬 ▲153 イ. 手 当 ▲1 ウ. 共 済 費 ▲9 (2) 一般職員 ▲12,410 (3) 再任用職員 2,723	
2. 事務経費 ▲44 旅 費 ▲44	
1. 国庫負担金等償還金 1,858 2. 介護保険特別会計への繰出金 25,297 (1) 事務費等分 7,714 (2) 職員給与等分 17,583	
1. 後期高齢者医療特別会計への繰出金 1,213 (1) 事務費等分 352 (2) 職員給与等分 861 2. 後期高齢者医療事業経費 700,000	

(単位：千円)

節	細 節
区 分	区 分
金 額	金 額
1. 報 酬 8,410	3. 非常勤職員報酬 8,410
2. 給 料 30,917	2. 一般職給 30,917
3. 職員手当等 14,775	1. 扶養手当 ▲11 2. 地域手当 3,507 3. 通勤手当 2,476 4. 管理職手当 2,277 5. 時間外勤務手当 ▲646 7. 特殊勤務手当 ▲28 10. 期末手当 5,514 11. 勤勉手当 3,052 14. 住居手当 79 19. 児童手当 ▲1,445
4. 共 済 費 10,197	3. 共済組合負担金 9,700 10. 厚生年金負担金 497
8. 旅 費 245	1. 費用弁償 245

概 要	説 明
(1) 療養給付費負担金	700,000
1. 人 件 費	64,299
(1) パートタイム会計年度任用職員	9,001
ア. 報 酬	8,410
イ. 手 当	▲44
ウ. 共 済 費	635
(2) 一般職員	35,354
(3) 再任用職員	6,391
(4) 任期付常勤職員	13,553
2. 事務経費	245
旅	245
3. 事務経費（福祉基金繰入金分）	21
備	21

(単位：千円)

節	細 節
区 分	区 分
金 額	金 額
17. 備品購入費 21	1. 庁用器具費 21
1. 報 酬 49,194	3. 非常勤職員報酬 49,194
2. 給 料 921	2. 一般職給 921
3. 職員手当等 ▲17,309	1. 扶養手当 3,684 2. 地域手当 4,894 3. 通勤手当 ▲501 4. 管理職手当 600 5. 時間外勤務手当 ▲39 10. 期末手当 ▲15,084 11. 勤勉手当 ▲17,292 14. 住居手当 ▲651 19. 児童手当 7,080
4. 共 済 費 15,751	3. 共済組合負担金 4,962 10. 厚生年金負担金 10,789
8. 旅 費 2,017	1. 費用弁償 2,017
10. 需 用 費 1,731	1. 消耗品費 383

概 要 説 明
1. 人 件 費 48,557 (1) パートタイム会計年度任用職員 41,731 ア. 報 酬 49,194 イ. 手 当 ▲11,240 ウ. 共 済 費 3,777 (2) フルタイム会計年度任用職員 114,984 ア. 給 料 56,971 イ. 手 当 27,331 ウ. 共 済 費 30,682 (3) 一般職員 ▲10,637 (4) 再任用職員 7,827 (5) 任期付短時間職員 ▲5,893 (6) 任期付常勤職員 ▲99,455 2. 公立保育所運営経費 3,767 (1) 保育材料費（福祉基金繰入金分） 451 ア. 消耗品費 383 大型砂場ワゴン等 イ. 庁用器具費 68 三輪車等 (2) 保育材料費（まち・ひと・しごと創生基金繰入金分） 100 ア. 庁用器具費 100 折りたたみつかまり立ちミラー (3) 給 食 費 1,199 賄 1,199 (4) 諸 経 費 2,017 旅 2,017 3. 小規模保育事業経費 114 (1) 諸 経 費 114 賄 114 4. 臨時保育室事業経費 35 (1) 諸 経 費 35 賄 35

(単位：千円)

節	細 節
区 分	区 分
金 額	金 額
	7. 賄材料費 1,348
17. 備品購入費 168	1. 庁用器具費 168
1. 報 酬 861	3. 非常勤職員報酬 861
3. 職員手当等 ▲516	10. 期末手当 ▲276 11. 勤勉手当 ▲240
4. 共 済 費 187	3. 共済組合負担金 234 10. 厚生年金負担金 ▲47
8. 旅 費 66	1. 費用弁償 66
10. 需 用 費 24	1. 消耗品費 24
1. 報 酬 592	3. 非常勤職員報酬 592
3. 職員手当等 ▲2	10. 期末手当 ▲1 11. 勤勉手当 ▲1
4. 共 済 費 ▲272	3. 共済組合負担金 ▲32 10. 厚生年金負担金 ▲240
1. 報 酬 55,268	3. 非常勤職員報酬 55,268

概 要 説 明	
1. 人 件 費 (1) パートタイム会計年度任用職員 ア. 報 酬 イ. 手 当 ウ. 共 済 費 2. 児童虐待防止ネットワーク事業経費 (1) 児童虐待防止ネットワーク事業費（福祉基金繰入金分） ア. 消耗品費 紙おむつ 3. 事務経費 旅 費	532 532 861 ▲516 187 24 24 24 66
1. 人 件 費 (1) パートタイム会計年度任用職員 ア. 報 酬 イ. 手 当 ウ. 共 済 費	318 318 592 ▲2 ▲272
1. 人 件 費 (1) パートタイム会計年度任用職員 ア. 報 酬	72,528 49,990 55,268

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
9. 児童発達支援センター費	715,621	▲1,376	714,245	-	-	3,610	▲4,986

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
2. 給 料 5,261	2. 一般職給 5,261	イ. 手 当 ▲8,430 ウ. 共 済 費 3,152
3. 職員手当等 2,274	2. 地域手当 4,500 3. 通勤手当 ▲297 10. 期末手当 859 11. 勤勉手当 ▲2,788	(2) フルタイム会計年度任用職員 17,751 ア. 給 料 4,901 イ. 手 当 8,331 ウ. 共 済 費 4,519 (3) 任期付短時間職員 4,787
4. 共 済 費 9,725	3. 共済組合負担金 5,583 10. 厚生年金負担金 4,142	2. 事務経費 996 旅 996
8. 旅 費 996	1. 費用弁償 996	
1. 報 酬 5,489	3. 非常勤職員報酬 5,489	1. 人 件 費 ▲4,716 (1) 特別職非常勤職員 ▲140 ア. 報 酬 ▲140 (2) パートタイム会計年度任用職員 6,968 ア. 報 酬 5,629 イ. 手 当 805 ウ. 共 済 費 534 (3) フルタイム会計年度任用職員 ▲3,958 ア. 給 料 ▲619 イ. 手 当 ▲606 ウ. 共 済 費 ▲2,733 (4) 一般職員 ▲1,221 (5) 再任用職員 7,101 (6) 任期付常勤職員 ▲13,466
2. 給 料 ▲180	2. 一般職給 ▲180	2. 施設運営経費 3,610 (1) 保育材料費（福祉基金繰入金分） 3,610 ア. 消耗品費 862 フロアマット等
3. 職員手当等 ▲3,340	1. 扶養手当 688 2. 地域手当 1,150 3. 通勤手当 290 10. 期末手当 ▲1,318 11. 勤勉手当 ▲3,455 14. 住居手当 ▲260	

(単位：千円)

節	細 節
区 分	区 分
金 額	金 額
	19. 児童手当 ▲435
4. 共 済 費 ▲6,685	3. 共済組合負担金 ▲8,388 10. 厚生年金負担金 1,703
8. 旅 費 ▲270	1. 費用弁償 ▲270
10. 需 用 費 862	1. 消耗品費 862
17. 備品購入費 2,748	1. 庁用器具費 2,748
1. 報 酬 ▲6,130	3. 非常勤職員報酬 ▲6,130
2. 給 料 ▲167	2. 一般職給 ▲167
3. 職員手当等 ▲2,287	1. 扶養手当 789 2. 地域手当 731 3. 通勤手当 ▲1,856 4. 管理職手当 444 7. 特殊勤務手当 ▲158 10. 期末手当 ▲498 11. 勤勉手当 ▲4,070

概 要 説 明
イ. 庁用器具費 折りたたみプール等 2,748 3. 事務経費 旅 ▲270 ▲270
1. 人 件 費 ▲6,705 (1) 特別職非常勤職員 ▲14 ア. 報 酬 ▲14 (2) パートタイム会計年度任用職員 ▲9,913 ア. 報 酬 ▲6,116 イ. 手 当 ▲2,722 ウ. 共 済 費 ▲1,075 (3) 一般職員 41,692 (4) 再任用職員 ▲1,346 (5) 任期付常勤職員 ▲37,124 2. 生活保護システム運用経費 委 402 3. 事務経費 旅 ▲731 ▲731

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
4. 衛 生 費	15,428,556	43,249	15,471,805	354	1,000	840	41,055
(項)							
(1) 保健衛生費	7,898,419	6,532	7,904,951	354	-	840	5,338
2. 保健所費	1,171,093	▲24,297	1,146,796	354	-	125	▲24,776

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
	14. 住居手当 1,226	
	19. 児童手当 1,105	
4. 共 済 費 1,879	3. 共済組合負担金 2,132	
	10. 厚生年金負担金 ▲253	
8. 旅 費 ▲731	1. 費用弁償 ▲731	
12. 委 託 料 402	1. 委 託 料 402	
1. 報 酬 ▲2,417	2. 委員報酬 399	1. 人 件 費 ▲25,401
	3. 非常勤職員報酬 ▲2,816	(1) 保健所運営協議会委員 399
		(2) パートタイム会計年度任用職員 ▲1,641
		ア. 報 酬 ▲2,816
		イ. 手 当 718
		ウ. 共 済 費 457
2. 給 料 ▲12,017	2. 一般職給 ▲12,017	(3) 一般職員 ▲22,783
3. 職員手当等 ▲6,276	1. 扶養手当 687	(4) 再任用職員 ▲1,823
	2. 地域手当 ▲1,249	(5) 任期付常勤職員 447
	3. 通勤手当 ▲89	2. 小児慢性特定疾病対策経費 709
	7. 特殊勤務手当 ▲29	(1) 小児慢性特定疾病等医療給付事業費 709
	10. 期末手当 ▲2,599	委 709
		3. 地域保健対策推進事業経費 125
		(1) 地域・職域連携推進事業費（福祉基金繰入金分） 125
		ア. 庁用器具費 125
		デジタルサイネージ等
		4. 事務経費 270
		旅 270

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3. 予 防 費	3,951,399	39,280	3,990,679	-	-	715	38,565

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
	11. 勤勉手当 ▲3,288	
	14. 住居手当 ▲384	
	19. 児童手当 675	
4. 共 済 費 ▲4,691	3. 共済組合負担金 ▲5,117	
	4. 災害補償基金負担金 ▲129	
	10. 厚生年金負担金 555	
8. 旅 費 270	1. 費用弁償 270	
12. 委 託 料 709	1. 委 託 料 709	
17. 備品購入費 125	1. 庁用器具費 125	
1. 報 酬 593	3. 非常勤職員報酬 593	1. 人 件 費 ▲26,095
2. 給 料 ▲8,196	2. 一般職給 ▲8,196	(1) パートタイム会計年度任用職員 ▲541
3. 職員手当等 ▲11,472	1. 扶養手当 671	ア. 報 酬 593
	2. 地域手当 ▲907	イ. 手 当 ▲944
	3. 通勤手当 ▲461	ウ. 共 済 費 ▲190
	4. 管理職手当 ▲600	(2) 一般職員 ▲26,140
	10. 期末手当 ▲4,670	(3) 再任用職員 586
		2. 予防接種実施経費 64,641
		(1) 新型コロナウイルス予防接種委託料 64,641
		3. 母子保健事業経費 715
		(1) 乳幼児健康診査事後指導事業費（福祉基金繰入金分） 715
		ア. 消耗品費 96
		砂場遊びセット等
		イ. 庁用器具費 619
		巧技台

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
6. 公害対策費	168,220	▲8,290	159,930	-	-	-	▲8,290

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
	11. 勤勉手当 ▲5,672	4. 事務経費 19
	14. 住居手当 ▲789	
	19. 児童手当 860	
	20. 初任給調整手当 96	
4. 共 済 費 ▲7,020	3. 共済組合負担金 ▲6,960	
	4. 災害補償基金負担金 ▲27	
	5. 雇用保険料 ▲7	
	10. 厚生年金負担金 ▲26	
8. 旅 費 19	1. 費用弁償 19	
10. 需 用 費 96	1. 消耗品費 96	
12. 委 託 料 64,641	1. 委 託 料 64,641	
17. 備品購入費 619	1. 庁用器具費 619	
2. 給 料 ▲2,735	2. 一般職給 ▲2,735	1. 人 件 費 ▲8,290
3. 職員手当等 ▲2,721	1. 扶養手当 ▲245	(1) 一般職員 ▲11,942
	2. 地域手当 ▲327	(2) 再任用職員 3,652
	3. 通勤手当 ▲54	

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
	10. 期末手当 ▲983 11. 勤勉手当 ▲1,028 14. 住居手当 ▲84	
4. 共 済 費 ▲2,834	3. 共済組合負担金 ▲2,834	
18. 負担金補助及び 交付金 ▲161	1. 負 担 金 1,154 2. 補 助 金 ▲1,315	1. 水道事業会計への負担金 1,154 2. 水道事業会計への補助金 ▲1,315
2. 給 料 ▲4,775	2. 一般職給 ▲4,775	
3. 職員手当等 ▲12,806	1. 扶養手当 ▲1,917 2. 地域手当 ▲841 3. 通勤手当 672 4. 管理職手当 ▲960 5. 時間外勤務手当 ▲105 7. 特殊勤務手当 ▲32 10. 期末手当 ▲3,397 11. 勤勉手当 ▲4,607 14. 住居手当 6	1. 人 件 費 ▲33,705 (1) パートタイム会計年度任用職員 711 ア. 手 当 71 イ. 共 済 費 640 (2) 一般職員 ▲48,917 (3) 再任用職員 14,501 2. 枚方京田辺環境施設組合負担金 47,663

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
	19. 児童手当 ▲1,625	
4. 共 済 費 ▲16,124	3. 共済組合負担金 ▲16,325 10. 厚生年金負担金 201	
18. 負担金補助及び 交付金 47,663	1. 負 担 金 47,663	
2. 給 料 13,471	2. 一般職給 13,471	1. 人 件 費 22,759 (1) 一般職員 14,052 (2) 再任用職員 8,707
3. 職員手当等 6,733	1. 扶養手当 ▲360 2. 地域手当 1,441 3. 通勤手当 439 5. 時間外勤務手当 ▲79 7. 特殊勤務手当 ▲24 10. 期末手当 2,519 11. 勤勉手当 1,941 14. 住居手当 336 19. 児童手当 520	
4. 共 済 費 2,555	3. 共済組合負担金 2,555	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(項)							
(1) 農 業 費	199,240	▲730	198,510	-	-	-	▲730
1. 農業委員会費	75,823	▲310	75,513	-	-	-	▲310
2. 農業総務費	44,839	▲420	44,419	-	-	-	▲420

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
2. 給 料 ▲321	2. 一般職給 ▲321	1. 人 件 費 ▲310 (1) 一般職員 ▲329 (2) 再任用職員 19
3. 職員手当等 11	1. 扶養手当 ▲480 2. 地域手当 ▲87 3. 通勤手当 292 10. 期末手当 ▲154 11. 勤勉手当 ▲112 14. 住居手当 672 19. 児童手当 ▲120	
4. 共 済 費 -	3. 共済組合負担金 -	
2. 給 料 ▲210	2. 一般職給 ▲210	1. 人 件 費 ▲420 (1) 一般職員 ▲6,714 (2) 任期付常勤職員 6,294
3. 職員手当等 ▲79	1. 扶養手当 561 2. 地域手当 ▲12 3. 通勤手当 ▲171 4. 管理職手当 ▲105 10. 期末手当 ▲21 11. 勤勉手当 ▲179	

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
	14. 住居手当 ▲672	
	19. 児童手当 520	
4. 共 済 費 ▲131	3. 共済組合負担金 ▲131	
1. 報 酬 ▲3	3. 非常勤職員報酬 ▲3	1. 人 件 費 ▲265
2. 給 料 138	2. 一般職給 138	(1) パートタイム会計年度任用職員 ▲234
3. 職員手当等 744	1. 扶養手当 414	ア. 報 酬 ▲3
	2. 地域手当 80	イ. 手 当 ▲1
	3. 通勤手当 ▲239	ウ. 共 済 費 ▲230
	10. 期末手当 309	(2) 一般職員 ▲31
	11. 勤勉手当 ▲78	2. 事務経費 5
	14. 住居手当 ▲42	旅 5
	19. 児童手当 300	
4. 共 済 費 ▲1,144	3. 共済組合負担金 ▲1,040	
	4. 災害補償基金負担金 ▲3	

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
	5. 雇用保険料 ▲67	
	10. 厚生年金負担金 ▲34	
8. 旅 費 5	1. 費用弁償 5	
22. 償還金利子及び 割引料 582	1. 償 還 金 582	1. 地方消費者行政強化・推進事業補助金事業経費 582 (1) 消費生活センター機能充実事業費 582 償 582
1. 報 酬 11	3. 非常勤職員報酬 11	1. 人 件 費 2,264 (1) パートタイム会計年度任用職員 ▲68 ア. 報 酬 11 イ. 手 当 ▲2 ウ. 共 済 費 ▲77 (2) 一般職員 ▲3,713 (3) 再任用職員 6,133 (4) 任期付常勤職員 ▲88
2. 給 料 1,134	2. 一般職給 1,134	2. 事務経費 4 旅 4
3. 職員手当等 220	1. 扶養手当 ▲183 2. 地域手当 139 3. 通勤手当 724 7. 特殊勤務手当 ▲20 10. 期末手当 283 11. 勤勉手当 ▲308 14. 住居手当 ▲635 19. 児童手当 220	

(単位：千円)

節	細 節
区 分	区 分
金 額	金 額
4. 共 済 費 899	3. 共済組合負担金 ▲1,443 10. 厚生年金負担金 2,342
8. 旅 費 4	1. 費用弁償 4
1. 報 酬 178	3. 非常勤職員報酬 178
2. 給 料 11,303	2. 一般職給 11,303
3. 職員手当等 6,234	1. 扶養手当 143 2. 地域手当 1,354 3. 通勤手当 194 4. 管理職手当 828 7. 特殊勤務手当 16 10. 期末手当 1,935 11. 勤勉手当 1,281 14. 住居手当 268 19. 児童手当 215
4. 共 済 費 425	3. 共済組合負担金 554

概 要 説 明
1. 人 件 費 18,140 (1) パートタイム会計年度任用職員 104 ア. 報 酬 178 イ. 手 当 ▲219 ウ. 共 済 費 145 (2) 一般職員 16,312 (3) 再任用職員 1,724 2. 牧野高槻線及び京都守口線整備事業関連経費 ▲34,712 (1) 牧野高槻線及び京都守口線整備事業費 ▲34,712 ア. 物件調査委託料 ▲34,712 3. 事務経費 3 旅 3

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
	5. 雇用保険料 ▲3	
	10. 厚生年金負担金 ▲126	
8. 旅 費 3	1. 費用弁償 3	
12. 委 託 料 ▲34,712	1. 委 託 料 ▲34,712	
14. 工事請負費 8,000	1. 工事請負費 8,000	1. 交通安全対策経費 8,000 (1) 交通安全施設緊急整備工事費
2. 給 料 ▲5,388	2. 一般職給 ▲5,388	1. 人 件 費 ▲11,728 (1) パートタイム会計年度任用職員 ▲18 ア. 手 当 ▲1 イ. 共 済 費 ▲17 (2) 一般職員 ▲6,770 (3) 再任用職員 ▲5,623 (4) 任期付常勤職員 683
3. 職員手当等 ▲1,785	1. 扶養手当 878 2. 地域手当 ▲586 3. 通勤手当 665 4. 管理職手当 ▲828 10. 期末手当 ▲1,026 11. 勤勉手当 ▲1,644 14. 住居手当 ▲169 19. 児童手当 925	2. 事務経費 ▲9 旅 ▲9
4. 共 済 費 ▲4,555	3. 共済組合負担金 ▲4,555	

(単位：千円)

節	細 節
区 分	区 分
金 額	金 額
8. 旅 費 ▲9	1. 費用弁償 ▲9
1. 報 酬 570	3. 非常勤職員報酬 570
2. 給 料 ▲4,503	2. 一般職給 ▲4,503
3. 職員手当等 ▲2,615	1. 扶養手当 321
	2. 地域手当 ▲527
	3. 通勤手当 519
	4. 管理職手当 ▲600
	7. 特殊勤務手当 19
	10. 期末手当 ▲1,297
	11. 勤勉手当 ▲1,573
	14. 住居手当 53
	19. 児童手当 470
4. 共 済 費 ▲2,940	3. 共済組合負担金 ▲2,947
	5. 雇用保険料 7
8. 旅 費 356	1. 費用弁償 356
1. 報 酬 ▲9	3. 非常勤職員報酬 ▲9

概 要 説 明
1. 人 件 費 ▲9,488
(1) パートタイム会計年度任用職員 599
ア. 報 酬 570
イ. 手 当 ▲1
ウ. 共 済 費 30
(2) 一般職員 ▲10,087
2. 事務経費 356
旅 356
1. 人 件 費 ▲9,410
(1) パートタイム会計年度任用職員 167
ア. 報 酬 ▲9

(単位：千円)

節	細 節
区 分	区 分
金 額	金 額
2. 給 料 ▲1,613	2. 一般職給 ▲1,613
3. 職員手当等 ▲4,953	1. 扶養手当 ▲654 2. 地域手当 ▲184 3. 通勤手当 35 4. 管理職手当 600 7. 特殊勤務手当 ▲123 10. 期末手当 ▲1,817 11. 勤勉手当 ▲2,372 14. 住居手当 642 19. 児童手当 ▲1,080
4. 共 済 費 ▲2,835	3. 共済組合負担金 ▲3,029 4. 災害補償基金負担金 ▲27 10. 厚生年金負担金 221
14. 工事請負費 ▲93,000	1. 工事請負費 ▲93,000
18. 負担金補助及び 交付金 274,114	1. 負 担 金 274,114
16. 公有財産購入費 3,948	2. 土地購入費 3,948

概 要 説 明
イ. 共 済 費 176 (2) 一般職員 ▲11,615 (3) 再任用職員 2,038 2. 新名神高速道路事業に係る公園・緑地整備事業経費 ▲93,000 (1) 工事請負費 ▲93,000
1. 下水道事業会計への負担金 274,114
1. 中振交野線整備事業費 3,948 (1) 土地購入費（直買） (南中振1丁目地区)

(単位：千円)

節	細	節	概	要	説	明
区	分	区	分	分	分	分
金	額	金	額	分	分	分
2. 給 料	2. 一般職給		1. 人 件 費			10,841
6,279	6,279		(1) 一般職員			10,841
3. 職員手当等	1. 扶養手当	▲6				
3,013						
	2. 地域手当	689				
	3. 通勤手当	123				
	7. 特殊勤務手当	5				
	10. 期末手当	1,334				
	11. 勤勉手当	868				
4. 共 済 費	3. 共済組合負担金	1,549				
1,549	1,549					
18. 負担金補助及び交付金	1. 負 担 金	▲5,537	1. 消火栓設置及び維持管理負担金			▲5,537
▲5,537	▲5,537					
2. 給 料	2. 一般職給		1. 人 件 費			735
248	248		(1) 一般職員			769
			(2) 任期付常勤職員			▲34
3. 職員手当等	1. 扶養手当	306	2. 防災行政無線経費			4,070
563			(1) 諸 経 費			4,070
	2. 地域手当	60	委	4,070		

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
	3. 通勤手当 ▲48	
	10. 期末手当 147	
	11. 勤勉手当 98	
	14. 住居手当 ▲300	
	19. 児童手当 300	
4. 共 済 費 ▲76	3. 共済組合負担金 ▲76	
12. 委 託 料 4,070	1. 委 託 料 4,070	
1. 報 酬 9,882	3. 非常勤職員報酬 9,882	1. 人 件 費 62,372
2. 給 料 26,963	1. 特別職給 ▲668 2. 一般職給 27,631	(1) 特 別 職 ▲2,671 ア. 給 料 ▲668 イ. 手 当 ▲84 ウ. 共 済 費 ▲1,919 (2) 特別職非常勤職員 ▲75 ア. 報 酬 ▲75 (3) パートタイム会計年度任用職員 7,463 ア. 報 酬 9,957 イ. 手 当 ▲1,090 ウ. 共 済 費 ▲1,404 (4) 一般職員 48,546 (5) 再任用職員 7,711 (6) 任期付短時間職員 3,639 (7) 任期付常勤職員 ▲2,241 2. 車両購入経費 3,000
3. 職員手当等 22,439	1. 扶養手当 1,111 2. 地域手当 3,763 3. 通勤手当 393 4. 管理職手当 5,268	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3. 教育研究費	1,430,842	▲165,254	1,265,588	-	-	-	▲165,254

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
	10. 期末手当 6,922	普通乗用車 新規 1台
	11. 勤勉手当 3,777	3. 事務経費 ▲21
	14. 住居手当 1,100	旅 ▲21
	19. 児童手当 105	
4. 共 済 費 3,088	3. 共済組合負担金 1,010	
	5. 雇用保険料 ▲52	
	6. 労災保険料 ▲55	
	8. 教職員互助会負担金 ▲3	
	9. 公立学校共済組合負担金 1,476	
	10. 厚生年金負担金 712	
8. 旅 費 ▲21	1. 費用弁償 ▲21	
17. 備品購入費 3,000	1. 庁用器具費 3,000	
1. 報 酬 ▲778	3. 非常勤職員報酬 ▲778	1. 人 件 費 ▲160,306
2. 給 料 ▲66,837	2. 一般職給 ▲66,837	(1) パートタイム会計年度任用職員 ▲14,625
3. 職員手当等 ▲62,511	1. 扶養手当 ▲1,734	ア. 報 酬 ▲778
	2. 地域手当 ▲6,043	イ. 手 当 ▲8,856
		ウ. 共 済 費 ▲4,991
		(2) 臨時的任用職員 ▲314
		(3) 任期付短時間職員 1,526
		(4) 任期付常勤職員 ▲146,893
		2. 事務経費 ▲4,948
		旅 ▲4,948

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
4. 教育文化センター費	74,170	131	74,301	-	-	-	131

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明	
区 分	区 分		
金 額	金 額		
	3. 通勤手当 ▲1,921		
	7. 特殊勤務手当 110		
	10. 期末手当 ▲24,684		
	11. 勤勉手当 ▲20,751		
	12. 退職手当 ▲3,209		
	14. 住居手当 ▲2,874		
	16. 教員特別手当 ▲1,005		
	19. 児童手当 ▲400		
4. 共 済 費 ▲30,180	3. 共済組合負担金 ▲1,939		
	5. 雇用保険料 ▲314		
	6. 労災保険料 ▲8		
	8. 教職員互助会負担金 ▲11		
	9. 公立学校共済組合負担金 ▲24,710		
	10. 厚生年金負担金 ▲3,198		
8. 旅 費 ▲4,948	1. 費用弁償 ▲4,948		
1. 報 酬 519	3. 非常勤職員報酬 519		
3. 職員手当等 ▲254	10. 期末手当 ▲139		
		1. 人 件 費	203
		(1) パートタイム会計年度任用職員	203
		ア. 報 酬	519
		イ. 手 当	▲254

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
	11. 勤勉手当 ▲115	ウ. 共 済 費 ▲62
4. 共 済 費 ▲62	3. 共済組合負担金 ▲34	2. 事務経費 ▲72
	6. 労災保険料 5	旅 ▲72
	10. 厚生年金負担金 ▲33	
8. 旅 費 ▲72	1. 費用弁償 ▲72	
1. 報 酬 19,646	3. 非常勤職員報酬 19,646	1. 人 件 費 8,402
2. 給 料 ▲8,436	2. 一般職給 ▲8,436	(1) パートタイム会計年度任用職員 26,965
3. 職員手当等 ▲1,146	1. 扶養手当 ▲282	ア. 報 酬 19,646
	2. 地域手当 ▲950	イ. 手 当 4,190
	3. 通勤手当 ▲186	ウ. 共 済 費 3,129
	10. 期末手当 137	(2) 一般職員 ▲18,413
	11. 勤勉手当 135	(3) 再任用職員 ▲150
4. 共 済 費 ▲1,662	3. 共済組合負担金 ▲3,722	2. 禁野小学校整備事業経費 151,500
	10. 厚生年金負担金 2,060	(1) 工事請負費
8. 旅 費 6	1. 費用弁償 6	3. 事務経費 6
		旅 6

(単位：千円)

節	細 節
区 分	区 分
金 額	金 額
14. 工事請負費 151,500	1. 工事請負費 151,500
1. 報 酬 340	3. 非常勤職員報酬 340
2. 給 料 19,139	2. 一般職給 19,139
3. 職員手当等 8,433	1. 扶養手当 192 2. 地域手当 2,126 3. 通勤手当 316 10. 期末手当 3,351 11. 勤勉手当 2,388 19. 児童手当 60
4. 共 済 費 5,428	3. 共済組合負担金 5,421 10. 厚生年金負担金 7
8. 旅 費 ▲354	1. 費用弁償 ▲354
10. 需 用 費 2,523	1. 消耗品費 2,523
12. 委 託 料 ▲4,200	1. 委 託 料 ▲4,200
19. 扶 助 費 1,733	42. 就学援助費 1,733

概 要 説 明
1. 人 件 費 33,340 (1) パートタイム会計年度任用職員 ▲811 ア. 報 酬 340 イ. 手 当 ▲1,147 ウ. 共 済 費 ▲4 (2) 一般職員 24,517 (3) 再任用職員 9,634 2. 運営経費 2,523 (1) 諸 経 費 2,523 消 2,523 3. 学校園施設改善事業経費 ▲4,200 (1) 学校エレベーター整備事業経費 ▲4,200 ア. 実施設計委託料 ▲4,200 4. 事務経費 ▲354 旅 ▲354
1. 通学困難生徒通学等タクシー支援経費〔扶〕 1,733

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
1. 報 酬 77,810	3. 非常勤職員報酬 77,810	1. 人 件 費 121,947 (1) パートタイム会計年度任用職員 88,861 ア. 報 酬 77,810 イ. 手 当 3,779 ウ. 共 済 費 7,272 (2) フルタイム会計年度任用職員 6,508 ア. 給 料 5,354 イ. 手 当 666 ウ. 共 済 費 488 (3) 臨時的任用職員 ▲4,106 (4) 一般職員 11,496 (5) 任期付常勤職員 19,188
2. 給 料 23,951	2. 一般職給 23,951	2. 運営経費 30 (1) 諸 経 費 (福祉基金繰入金分) 30 ア. 消耗品費 30 こま等
3. 職員手当等 11,334	1. 扶養手当 650 2. 地域手当 3,382 3. 通勤手当 ▲205 10. 期末手当 3,952 11. 勤勉手当 3,033 14. 住居手当 78 16. 教員特別手当 24 19. 児童手当 420	3. 幼稚園給食実施事業経費 264 (1) 諸 経 費 264 賄
4. 共 済 費 8,852	3. 共済組合負担金 3,415 8. 教職員互助会負担金 15 9. 公立学校共済組合負担金 1,390 10. 厚生年金負担金 4,032	4. 事務経費 1,308 旅 1,308
8. 旅 費 1,308	1. 費用弁償 1,308	

(単位：千円)

節	細 節
区 分	区 分
金 額	金 額
10. 需 用 費 294	1. 消耗品費 30 7. 賄材料費 264
1. 報 酬 501	3. 非常勤職員報酬 501
2. 給 料 2,147	2. 一般職給 2,147
3. 職員手当等 391	1. 扶養手当 162 2. 地域手当 254 3. 通勤手当 ▲12 7. 特殊勤務手当 32 10. 期末手当 ▲25 11. 勤勉手当 ▲98 14. 住居手当 ▲42 19. 児童手当 120
4. 共 済 費 931	3. 共済組合負担金 789 10. 厚生年金負担金 142
8. 旅 費 ▲135	1. 費用弁償 ▲135

概 要 説 明
1. 人 件 費 3,970 (1) パートタイム会計年度任用職員 587 ア. 報 酬 501 イ. 手 当 ▲1 ウ. 共 済 費 87 (2) 一般職員 3,383 2. 事務経費 ▲135 旅 旅 ▲135

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3. 図書館費	1,286,134	24,045	1,310,179	-	100	-	23,945
(項)							
(6) 保健体育費	3,290,734	253,194	3,543,928	-	200	-	252,994
1. 保健体育総務費	199,326	3,953	203,279	-	-	-	3,953

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
1. 報 酬 553	3. 非常勤職員報酬 553	1. 人 件 費 24,032 (1) パートタイム会計年度任用職員 563 ア. 報 酬 553 イ. 手 当 ▲1 ウ. 共 済 費 11 (2) 一般職員 2,584 (3) 再任用職員 21,008 (4) 任期付短時間職員 ▲123
2. 給 料 15,790	2. 一般職給 15,790	2. 事務経費 13 旅 13
3. 職員手当等 6,668	1. 扶養手当 144 2. 地域手当 1,756 3. 通勤手当 1,447 10. 期末手当 1,831 11. 勤勉手当 992 14. 住居手当 378 19. 児童手当 120	
4. 共 済 費 1,021	3. 共済組合負担金 1,465 10. 厚生年金負担金 ▲444	
8. 旅 費 13	1. 費用弁償 13	
2. 給 料 2,513	2. 一般職給 2,513	1. 人 件 費 3,953 (1) 一般職員 5,952 (2) 再任用職員 ▲1,999
3. 職員手当等 1,804	1. 扶養手当 ▲220 2. 地域手当 251	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3. スポーツ施設費	442,065	-	442,065	-	200	-	▲200
4. 学校給食費	2,647,387	249,241	2,896,628	-	-	-	249,241

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
	3. 通勤手当 240	
	10. 期末手当 822	
	11. 勤勉手当 672	
	14. 住居手当 264	
	19. 児童手当 ▲225	
4. 共 済 費 ▲364	3. 共済組合負担金 ▲637	
	10. 厚生年金負担金 273	
		(財 源 補 正)
1. 報 酬 ▲701	3. 非常勤職員報酬 ▲701	1. 人 件 費 63,920
2. 給 料 37,850	2. 一般職給 37,850	(1) パートタイム会計年度任用職員 ▲3,651
3. 職員手当等 17,032	1. 扶養手当 1,086	ア. 報 酬 ▲701
	2. 地域手当 4,426	イ. 手 当 ▲3,109
	3. 通勤手当 985	ウ. 共 済 費 159
	4. 管理職手当 600	(2) 一般職員 55,949
	10. 期末手当 5,612	(3) 再任用職員 11,622
	11. 勤勉手当 3,744	2. 運営経費 ▲160
		(1) 諸 経 費 ▲160
		旅 旅 ▲160
		3. 中学校給食における全員給食実施事業経費 3,080
		(1) 枚方市中学校給食センターP F Iアドバイザー業務委託料
		4. 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援経費 182,401
		(1) 学校給食費支援事業費 182,401
		補 182,401

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
11. 諸支出金	698,898	1,123,822	1,822,720	-	-	-	1,123,822
(項)							
(1) 諸 費	698,898	1,123,822	1,822,720	-	-	-	1,123,822
2. 財政調整基金費	295,611	1,123,822	1,419,433	-	-	-	1,123,822
(款)							
12. 予 備 費	2,054,096	▲1,654,096	400,000	-	-	-	▲1,654,096
(項)							
(1) 予 備 費	2,054,096	▲1,654,096	400,000	-	-	-	▲1,654,096
1. 予 備 費	2,054,096	▲1,654,096	400,000	-	-	-	▲1,654,096
歳 出 合 計	170,075,807	1,170,357	171,246,164	▲61,678	485,400	▲77,943	824,578

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明	
区 分	区 分		
金 額	金 額		
	14. 住居手当 336		
	19. 児童手当 243		
4. 共 済 費 9,739	3. 共済組合負担金 9,166		
	10. 厚生年金負担金 573		
8. 旅 費 ▲160	1. 費用弁償 ▲160		
12. 委 託 料 3,080	1. 委 託 料 3,080		
18. 負担金補助及び 交付金 182,401	2. 補 助 金 182,401		
24. 積 立 金 1,123,822	1. 基金積立金 1,123,822	1. 財政調整基金積立金 (1) 本年度積立分	1,123,822 1,123,822

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

(単位：千円)

区 分		職 員 数 (人)	給 与 費						共 済 費	合 計	備 考 [そ の 他 の 手 当 の 内 訳]
			報 酬	給 料	期 末 手 当 (年 間 支 給 率)	地 域 手 当	そ の 他 の 手 当	計			
補 正 前	長 等	5	-	43,960	22,339 ※(3.45月分)	4,742	17,803	88,844	14,040	102,884	通 退 825 16,978
	議 員	32	260,496	-	119,829 (4.6月分)	-	-	380,325	64,460	444,785	
	その他の 特 別 職	2,455	447,888	-	-	-	-	447,888	483	448,371	
	計	2,492	708,384	43,960	142,168	4,742	17,803	917,057	78,983	996,040	
補 正 額	長 等	-	-	▲668	▲217 (- 月分)	21	119	▲745	▲2,418	▲3,163	通 119
	議 員	-	88	-	- (- 月分)	-	-	88	-	88	
	その他の 特 別 職	-	170	-	-	-	-	170	1	171	
	計	-	258	▲668	▲217	21	119	▲487	▲2,417	▲2,904	
補 正 後	長 等	5	-	43,292	22,122 ※(3.45月分)	4,763	17,922	88,099	11,622	99,721	通 退 944 16,978
	議 員	32	260,584	-	119,829 (4.6月分)	-	-	380,413	64,460	444,873	
	その他の 特 別 職	2,455	448,058	-	-	-	-	448,058	484	448,542	
	計	2,492	708,642	43,292	141,951	4,763	17,922	916,570	76,566	993,136	

(注) 備考欄(その他の手当の内訳)は次のとおり略している。

通…通勤手当 退…退職手当

※市長のみ期末手当(年間支給率)は3.3月分。

2. 一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 前	(2,799) 1,952	2,849,992	8,695,793	6,997,633	18,543,418	3,609,172	22,152,590	
補 正 額	(▲76) ▲90	213,165	▲274,874	424,395	362,686	▲138,541	224,145	
補 正 後	(2,723) 1,862	3,063,157	8,420,919	7,422,028	18,906,104	3,470,631	22,376,735	

(注) 臨時的任用職員、任期付職員及び会計年度任用職員の職員数については、() 外数とする。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	補 正 前	補 正 額	補 正 後
	扶 養 手 当	163,871	7,741	171,612
	地 域 手 当	991,028	▲9,635	981,393
	通 勤 手 当	229,859	▲9,005	220,854
	管 理 職 手 当	266,098	9,104	275,202
	時 間 外 勤 務 手 当	386,121	▲1,141	384,980
	夜 間 勤 務 手 当	-	-	-
	特 殊 勤 務 手 当	6,228	▲228	6,000
	宿 日 直 手 当	-	-	-
	期 末 手 当	2,518,973	▲77,575	2,441,398
	勤 勉 手 当	2,101,340	▲102,445	1,998,895
	退 職 手 当	177,648	611,505	789,153
	住 居 手 当	140,823	▲3,025	137,798
	教 員 特 別 手 当	4,911	▲997	3,914
	初 任 給 調 整 手 当	4,566	96	4,662
	管理職員特別勤務手当	6,167	-	6,167

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考														
給料	▲274,874	1 給与改定に伴う増減分	-															
		2 その他の増減分	▲274,874 採用に伴う増加分 6,619 退職に伴う減少分 ▲226,322 異動等に伴う増減分 ▲55,171	職員数の異動状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>補正前</th><th>補正後</th><th>増減</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現に在職する職員数</td><td>人 1,893</td><td>人 1,899</td><td>人 6</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>59</td><td>▲37</td><td>▲96</td></tr> <tr> <td>計</td><td>1,952</td><td>1,862</td><td>▲90</td></tr> </tbody> </table>		補正前	補正後	増減	現に在職する職員数	人 1,893	人 1,899	人 6	その他	59	▲37	▲96	計	1,952
	補正前	補正後	増減															
現に在職する職員数	人 1,893	人 1,899	人 6															
その他	59	▲37	▲96															
計	1,952	1,862	▲90															

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
職員手当	424,395	1 制度改正に伴う増減分	-	
		2 その他の増減分	424,395 扶養手当 7,741 地域手当 ▲9,635 通勤手当 ▲9,005 管理職手当 9,104 時間外勤務手当 ▲1,141 夜間勤務手当 - 特殊勤務手当 ▲228 宿日直手当 - 期末手当 ▲77,575 勤勉手当 ▲102,445 退職手当 611,505 住居手当 ▲3,025 教員特別手当 ▲997 初任給調整手当 96 管理職員特別勤務手当 -	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

(単位：円)

区 分	令 和 6 年 10 月 1 日 現 在			令 和 7 年 7 月 1 日 現 在		
	平均給料月額	平均給与月額	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額	平 均 年 齢
一 般 行 政 職	315,939	414,442	42歳 10月	324,668	423,780	42歳 7月
技 能 労 務 職	318,550	390,480	50歳 10月	325,567	390,217	50歳 4月
医 師	540,800	802,987	59歳 1月	547,533	845,701	59歳 9月
栄 養 士 等	287,407	362,621	38歳 1月	301,615	388,020	38歳 10月
教 育 職	393,489	525,126	42歳 2月	399,926	526,811	42歳 6月

(注) 平均給与月額には、期末手当・勤勉手当及び退職手当を含まない。

イ 級別職員数

(単位：人・%)

区 分		9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	計
令和6年10月1日現在	一般行政職	1 (0.1)	16 (1.0)	31 (2.0)	104 (6.8)	186 (12.2)	315 (20.7)	544 (35.7)	190 (12.5)	137 (9.0)	1,524 (100.0)
	技能労務職	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	65 (25.9)	134 (53.4)	36 (14.3)	13 (5.2)	3 (1.2)	251 (100.0)
	医 師	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (33.3)	2 (66.7)	- (-)	- (-)	3 (100.0)
	栄養士等	- (-)	- (-)	1 (2.0)	2 (4.1)	1 (2.0)	5 (10.2)	29 (59.2)	8 (16.4)	3 (6.1)	49 (100.0)
	教 育 職	- (-)	1 (1.5)	1 (1.5)	36 (54.6)	- (-)	7 (10.6)	6 (9.1)	15 (22.7)	- (-)	66 (100.0)
令和7年7月1日現在	一般行政職	1 (0.1)	17 (1.1)	26 (1.7)	105 (6.9)	176 (11.5)	332 (21.6)	528 (34.4)	203 (13.3)	144 (9.4)	1,532 (100.0)
	技能労務職	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	65 (26.2)	131 (52.9)	31 (12.5)	14 (5.6)	7 (2.8)	248 (100.0)
	医 師	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (33.3)	2 (66.7)	- (-)	- (-)	3 (100.0)
	栄養士等	- (-)	- (-)	1 (2.0)	2 (4.1)	1 (2.0)	7 (14.3)	24 (49.1)	8 (16.3)	6 (12.2)	49 (100.0)
	教 育 職	- (-)	1 (1.5)	1 (1.5)	37 (55.1)	- (-)	6 (9.0)	6 (9.0)	16 (23.9)	- (-)	67 (100.0)

(注) () 書は、各区分ごとの構成比である。

債務負担行為で翌年度以降にわたるも
又は支出額の見込み及び当該年度以降

事業名		限度額	前年度末までの支出(見込)額	
			期間 年度	金額
広報業務経費	補正前	-	-	-
	補正額	122,011		-
	補正後	122,011	-	-
市民活動保険料	補正前	-	-	-
	補正額	3,200		-
	補正後	3,200	-	-
郵送請求対応業務委託	補正前	-	-	-
	補正額	47,642		-
	補正後	47,642	-	-
個人番号カード交付等関連事業 (令和7年度設定分)	補正前	-	-	-
	補正額	318,839		-
	補正後	318,839	-	-
市・府民税納税通知書等作成委託 (令和7年度設定分)	補正前	55,000	-	-
	補正額	4,400		-
	補正後	59,400	-	-
軽自動車税納税通知書等作成委託	補正前	5,600	-	-
	補正額	1,120		-
	補正後	6,720	-	-
包括外部監査委託	補正前	-	-	-
	補正額	12,000		-
	補正後	12,000	-	-
市内企業若者雇用推進事業委託	補正前	-	-	-
	補正額	28,948		-
	補正後	28,948	-	-
文化財管理用地草刈等委託	補正前	-	-	-
	補正額	6,849		-
	補正後	6,849	-	-
楠葉台場跡管理委託	補正前	-	-	-
	補正額	28,481		-
	補正後	28,481	-	-

のについての前年度末までの支出額
の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
期 間 年度	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
		国庫支出金	府支出金	地方債	そ の 他	
-	-	-	-	-	-	-
	122,011	-	-	-	-	122,011
8	122,011	-	-	-	-	122,011
-	-	-	-	-	-	-
	3,200	-	-	-	-	3,200
8	3,200	-	-	-	-	3,200
-	-	-	-	-	-	-
	47,642	-	-	-	-	47,642
8	47,642	-	-	-	-	47,642
-	-	-	-	-	-	-
	318,839	318,839	-	-	-	-
8~9	318,839	318,839	-	-	-	-
8~9	55,000	-	-	-	-	55,000
	4,400	-	-	-	-	4,400
8~9	59,400	-	-	-	-	59,400
8~9	5,600	-	-	-	-	5,600
	1,120	-	-	-	-	1,120
8~9	6,720	-	-	-	-	6,720
-	-	-	-	-	-	-
	12,000	-	-	-	-	12,000
8	12,000	-	-	-	-	12,000
-	-	-	-	-	-	-
	28,948	-	-	-	5,792	23,156
8~9	28,948	-	-	-	5,792	23,156
-	-	-	-	-	-	-
	6,849	-	-	-	-	6,849
8	6,849	-	-	-	-	6,849
-	-	-	-	-	-	-
	28,481	-	-	-	-	28,481
8	28,481	-	-	-	-	28,481

事業名		限度額	前年度末までの支出(見込)額	
			期間 年度	金額
淀川河川敷グラウンド草刈業務委託	補正前	-	-	-
	補正額	15,591		-
	補正後	15,591	-	-
ひらかた健康づくりガイド関連経費	補正前	-	-	-
	補正額	3,513		-
	補正後	3,513	-	-
鳥害対策委託	補正前	-	-	-
	補正額	1,983		-
	補正後	1,983	-	-
希釈放流センター運転管理業務委託	補正前	-	-	-
	補正額	96,000		-
	補正後	96,000	-	-
牧野高槻線及び京都守口線整備事業 (令和7年度設定分)	補正前	241,900	-	-
	補正額	34,712		-
	補正後	276,612	-	-
南船橋公園整備事業	補正前	-	-	-
	補正額	96,000		-
	補正後	96,000	-	-
学校エレベーター整備事業 (令和7年度設定分)	補正前	116,760	-	-
	補正額	4,200		-
	補正後	120,960	-	-
禁野小学校整備事業 (令和7年度設定分)	補正前	-	-	-
	補正額	43,500		-
	補正後	43,500	-	-
学校給食調理業務委託 (令和7年度設定分)	補正前	-	-	-
	補正額	160,992		-
	補正後	160,992	-	-
中学校給食における全員給食実施 アドバイザー業務委託	補正前	-	-	-
	補正額	3,080		-
	補正後	3,080	-	-
(仮称)枚方市立中学校給食センター 特定事業関連経費	補正前	-	-	-
	補正額	12,083,069		-
	補正後	12,083,069	-	-

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
期 間 年度	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
		国庫支出金	府支出金	地方債	そ の 他	
-	-	-	-	-	-	-
	15,591	-	-	-	-	15,591
8	15,591	-	-	-	-	15,591
-	-	-	-	-	-	-
	3,513	-	-	-	-	3,513
8	3,513	-	-	-	-	3,513
-	-	-	-	-	-	-
	1,983	-	-	-	-	1,983
8	1,983	-	-	-	-	1,983
-	-	-	-	-	-	-
	96,000	-	-	-	-	96,000
8~10	96,000	-	-	-	-	96,000
8	241,900	-	241,900	-	-	-
	34,712	-	34,712	-	-	-
8	276,612	-	276,612	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
	96,000	-	-	-	96,000	-
8	96,000	-	-	-	96,000	-
8	116,760	29,092	-	70,000	-	17,668
	4,200	-	-	3,100	-	1,100
8	120,960	29,092	-	73,100	-	18,768
-	-	-	-	-	-	-
	43,500	-	-	39,100	-	4,400
8	43,500	-	-	39,100	-	4,400
-	-	-	-	-	-	-
	160,992	-	-	-	-	160,992
8~10	160,992	-	-	-	-	160,992
-	-	-	-	-	-	-
	3,080	-	-	-	-	3,080
8	3,080	-	-	-	-	3,080
-	-	-	-	-	-	-
	12,083,069	373,956	-	2,685,700	-	9,023,413
8~26	12,083,069	373,956	-	2,685,700	-	9,023,413

事業名		限度額	前年度末までの支出(見込)額	
			期間 年度	金額
I C T サ ポ ー ト 業 務 委 託 (令 和 7 年 度 設 定 分)	補正前	74,152	-	-
	補正額	174,000		-
	補正後	248,152	-	-
枚 方 市 議 会 報 配 布 委 託	補正前	-	-	-
	補正額	6,903		-
	補正後	6,903	-	-
庁 舎 等 維 持 管 理 委 託 (令 和 7 年 度 設 定 分)	補正前	2,040	-	-
	補正額	3,003		-
	補正後	5,043	-	-
電 算 シ ス テ ム 等 賃 借 料 (令 和 7 年 度 設 定 分)	補正前	777,825	-	-
	補正額	221,111		-
	補正後	998,936	-	-
合 計	補正前	113,194,424		37,613,186
	補正額	13,521,147		-
	補正後	126,715,571		37,613,186

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
期 間 年度	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
		国庫支出金	府支出金	地方債	そ の 他	
8～10	74,152	-	-	-	-	74,152
	174,000	-	-	-	-	174,000
8～10	248,152	-	-	-	-	248,152
-	-	-	-	-	-	-
	6,903	-	-	-	-	6,903
8	6,903	-	-	-	-	6,903
8～9	2,040	-	-	-	-	2,040
	3,003	-	-	-	-	3,003
8～9	5,043	-	-	-	-	5,043
8～13	777,825	-	-	-	-	777,825
	221,111	-	-	-	-	221,111
8～13	998,936	-	-	-	-	998,936
	75,581,238	4,664,110	1,769,084	13,623,500	2,664,413	52,860,131
	13,521,147	692,795	34,712	2,727,900	101,792	9,963,948
	89,102,385	5,356,905	1,803,796	16,351,400	2,766,205	62,824,079

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調査

(単位：千円)

区 分		前 前 年 度 末 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 額		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
				当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
1. 普 通 債	補正前	51,900,837	56,220,408	7,197,400	5,406,738	58,011,070
	補正額	-	▲1,399,634	485,400	-	▲914,234
	補正後	51,900,837	54,820,774	7,682,800	5,406,738	57,096,836
(1) 総 務	補正前	9,124,844	8,660,525	329,500	653,110	8,336,915
	補正額	-	▲52,735	1,200	-	▲51,535
	補正後	9,124,844	8,607,790	330,700	653,110	8,285,380
(2) 民 生	補正前	2,222,683	2,340,574	748,000	202,987	2,885,587
	補正額	-	▲42,773	500	-	▲42,273
	補正後	2,222,683	2,297,801	748,500	202,987	2,843,314
(3) 衛 生	補正前	4,829,074	5,284,797	978,066	836,741	5,426,122
	補正額	-	▲269,074	1,000	-	▲268,074
	補正後	4,829,074	5,015,723	979,066	836,741	5,158,048
(4) 農林水産業	補正前	3,967	24,660	-	240	24,420
	補正額	-	▲6,400	-	-	▲6,400
	補正後	3,967	18,260	-	240	18,020
(5) 商 工	補正前	170,350	163,650	-	6,700	156,950
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	170,350	163,650	-	6,700	156,950
(6) 土 木	補正前	19,362,123	21,238,381	3,082,500	1,908,890	22,411,991
	補正額	-	▲857,245	254,800	-	▲602,445
	補正後	19,362,123	20,381,136	3,337,300	1,908,890	21,809,546
(7) 消 防	補正前	623,454	555,359	23,700	70,172	508,887
	補正額	-	▲400	4,000	-	3,600
	補正後	623,454	554,959	27,700	70,172	512,487
(8) 教 育	補正前	15,564,342	17,952,462	2,035,634	1,727,898	18,260,198
	補正額	-	▲171,007	223,900	-	52,893
	補正後	15,564,342	17,781,455	2,259,534	1,727,898	18,313,091
2. そ の 他	補正前	61,893,304	56,970,661	-	5,536,084	51,434,577
	補正額	-	9,129	-	-	9,129
	補正後	61,893,304	56,979,790	-	5,536,084	51,443,706
(1) 地 方 税 等 減収補填債	補正前	231,599	212,299	-	19,300	192,999
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	231,599	212,299	-	19,300	192,999
(2) 住 民 税 等 減税補填債	補正前	228,772	101,512	-	83,808	17,704
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	228,772	101,512	-	83,808	17,704
(3) 臨 時 財 政 対 策 債	補正前	61,432,933	56,656,850	-	5,432,976	51,223,874
	補正額	-	9,129	-	-	9,129
	補正後	61,432,933	56,665,979	-	5,432,976	51,233,003
合 計	補正前	113,794,141	113,191,069	7,197,400	10,942,822	109,445,647
	補正額	-	▲1,390,505	485,400	-	▲905,105
	補正後	113,794,141	111,800,564	7,682,800	10,942,822	108,540,542

性質別経費内訳

(単位：千円)

款	人件費	物件費	維持補修費	投資的経費	その他	合計
(1)議会費	7,191	-	-	-	-	7,191
(2)総務費	▲106,209	8,138	-	-	1,017	▲97,054
(3)民生費	237,482	32,210	-	-	821,569	1,091,261
(4)衛生費	▲70,732	66,479	-	-	47,502	43,249
(5)農林水産業費	▲730	-	-	-	-	▲730
(6)商工費	▲265	5	-	-	582	322
(7)土木費	▲10,222	▲34,358	-	▲81,052	274,114	148,482
(8)消防費	11,576	4,070	-	-	▲5,537	10,109
(9)教育費	161,833	334	-	151,500	184,134	497,801
(10)公債費	-	-	-	-	-	-
(11)諸支出金	-	-	-	-	1,123,822	1,123,822
(12)予備費	-	-	-	-	▲1,654,096	▲1,654,096
合計	229,924	76,878	-	70,448	793,107	1,170,357
現計予算の内訳	23,281,222	33,467,038	1,866,933	6,155,720	105,304,894	170,075,807
総計	23,511,146	33,543,916	1,866,933	6,226,168	106,098,001	171,246,164
総計の構成比 (%)	13.7	19.6	1.1	3.6	62.0	100.0

令和7年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和7年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ76,761千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,570,761千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年（2025年）8月29日提出

枚方市長 伏見 隆

歲入

(单位:千元)

[illegible]

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
2. 府支出金	25,731,842	5,068	25,736,910		
(項)					
(1) 府補助金	25,731,842	5,068	25,736,910		
1. 保険給付費等交付金	25,699,773	5,068	25,704,841	2. 保険給付費等交付金（特別交付金）	5,068
(款)					
4. 繰入金	3,583,647	21,895	3,605,542		
(項)					
(1) 一般会計繰入金	3,583,647	21,895	3,605,542		
1. 一般会計繰入金	3,583,647	21,895	3,605,542	3. 職員給与等繰入金	19,695
				4. 事務費等分繰入金	2,200
(款)					
7. 繰越金	70,000	49,798	119,798		
(項)					
(1) 繰越金	70,000	49,798	119,798		
1. 繰越金	70,000	49,798	119,798	1. 繰越金	49,798
歳入合計	37,494,000	76,761	37,570,761		

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 保険者努力支援分	3,241	1. 保険者努力支援分	3,241
2. 特別調整交付金分 (市町村向け)	1,827	2. 特別調整交付金分 (市町村向け)	1,827
1. 職員給与等繰入金	19,695	1. 職員給与等繰入金	19,695
		2. 事務費等分繰入金	2,200
1. 事務費等分繰入金	2,200		
1. 前年度繰越金	49,798	1. 前年度繰越金	49,798

歲出

[illegible]

(単位：千円)

節	細 節
区 分	区 分
金 額	金 額
1. 報 酬 828	3. 非常勤職員報酬 828
2. 給 料 6,941	2. 一般職給 6,941
3. 職員手当等 9,672	1. 扶養手当 375
	2. 地域手当 995
	3. 通勤手当 ▲124
	4. 管理職手当 1,656
	7. 特殊勤務手当 23
	10. 期末手当 2,825
	11. 勤勉手当 3,250
	14. 住居手当 432
	19. 児童手当 240
4. 共 済 費 2,124	3. 共済組合負担金 2,260
	10. 厚生年金負担金 ▲136
8. 旅 費 130	1. 費用弁償 130

概 要 説 明
1. 人 件 費 19,565
(1) パートタイム会計年度任用職員 2,684
ア. 報 酬 828
イ. 手 当 2,076
ウ. 共 済 費 ▲220
(2) 一般職員 16,377
(3) 任期付短時間職員 504
2. 各種委託料 539
(1) 帳票印刷及び封入封緘等委託料
3. 事務経費 1,418
旅 130 通 1,288

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(項)							
(2)徴 収 費	55,600	2,200	57,800	-	-	-	2,200
1. 一般管理費	55,600	2,200	57,800	-	-	-	2,200
(款)							
3. 保健事業費	389,619	3,241	392,860	3,241	-	-	-
(項)							
(1)特定健康診査等 事業費	342,894	3,241	346,135	3,241	-	-	-
1. 特定健康診査等 事業費	342,894	3,241	346,135	3,241	-	-	-
(款)							
7. 基金積立金	100	31,644	31,744	-	-	31,644	-
(項)							
(1)基金積立金	100	31,644	31,744	-	-	31,644	-
1. 基金積立金	100	31,644	31,744	-	-	31,644	-
(款)							
8. 予 備 費	290,063	18,154	308,217	-	-	18,154	-

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
11. 役 務 費 1,288	1. 通信運搬費 1,288	
12. 委 託 料 539	1. 委 託 料 539	
12. 委 託 料 2,200	1. 委 託 料 2,200	1. 事務経費 委 2,200 2,200
1. 報 酬 1,954	3. 非常勤職員報酬 1,954	1. 人 件 費 (1) パートタイム会計年度任用職員 ア. 報 酬 イ. 手 当 ウ. 共 済 費 2. 事務経費 旅 6
3. 職員手当等 747	10. 期末手当 407 11. 勤勉手当 340	3,235 3,235 1,954 747 534 6
4. 共 済 費 534	3. 共済組合負担金 175 10. 厚生年金負担金 359	
8. 旅 費 6	1. 費用弁償 6	
24. 積 立 金 31,644	1. 基金積立金 31,644	1. 国民健康保険財政調整基金積立金 31,644

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 前	(37) 32	51,202	127,134	104,367	282,703	56,541	339,244	
補 正 額	(1) 1	2,782	6,941	10,179	19,902	2,658	22,560	
補 正 後	(38) 33	53,984	134,075	114,546	302,605	59,199	361,804	

(注) 任期付職員及び会計年度任用職員の職員数については、() 外数とする。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	補 正 前	補 正 額	補 正 後
	扶 養 手 当	972	375	1,347
	地 域 手 当	14,325	995	15,320
	通 勤 手 当	3,611	▲124	3,487
	管 理 職 手 当	1,200	1,656	2,856
	時 間 外 勤 務 手 当	7,964	-	7,964
	夜 間 勤 務 手 当	-	-	-
	特 殊 勤 務 手 当	321	23	344
	宿 日 直 手 当	-	-	-
	期 末 手 当	40,632	3,232	43,864
	勤 勉 手 当	34,136	3,590	37,726
	住 居 手 当	1,206	432	1,638

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考																		
給 料	6,941	1 給与改定に伴う増減分	-																				
		2 その他の増減分	6,941	採用に伴う増加分 1,533 退職に伴う減少分 ▲3,747 異動等に伴う増減分 9,155	職員数の異動状況 <table> <tr> <th></th> <th>補正前</th> <th>補正後</th> <th>増 減</th> </tr> <tr> <td>現 に 在 職</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>する職員数</td> <td>35</td> <td>33</td> <td>▲2</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>▲3</td> <td>-</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>32</td> <td>33</td> <td>1</td> </tr> </table>		補正前	補正後	増 減	現 に 在 職	人	人	人	する職員数	35	33	▲2	そ の 他	▲3	-	3	計	32
	補正前	補正後	増 減																				
現 に 在 職	人	人	人																				
する職員数	35	33	▲2																				
そ の 他	▲3	-	3																				
計	32	33	1																				

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
職員手当	10,179	1 制度改正に伴う増減分	-		
		2 その他の増減分	10,179	扶養手当 375 地域手当 995 通勤手当 ▲124 管理職手当 1,656 時間外勤務手当 - 夜間勤務手当 - 特殊勤務手当 23 宿日直手当 - 期末手当 3,232 勤勉手当 3,590 住居手当 432	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

(単位：円)

区 分	令 和 6 年 10 月 1 日 現 在			令 和 7 年 7 月 1 日 現 在		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一 般 行 政 職 等	303,271	414,638	40歳 6月	306,942	437,311	39歳 8月

(注) 平均給与月額には、期末手当・勤勉手当及び退職手当を含まない。

イ 級別職員数

(単位：人・%)

区 分		9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	計
令和 6 年 10 月 1 日 現 在	一般行政職等	-	-	-	3	2	7	13	5	5	35
		(-)	(-)	(-)	(8.6)	(5.7)	(20.0)	(37.1)	(14.3)	(14.3)	(100.0)
令和 7 年 7 月 1 日 現 在	一般行政職等	-	-	-	2	2	8	10	4	7	33
		(-)	(-)	(-)	(6.1)	(6.1)	(24.2)	(30.3)	(12.1)	(21.2)	(100.0)

(注) () 書は、各区分ごとの構成比である。

令和 7 年度大阪府枚方市自動車駐車場特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度大阪府枚方市自動車駐車場特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 695 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 135,695 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年（2025 年）8 月 29 日提出

枚方市長 伏 見 隆

(単位：千円)

— 186 —

歲入

—188—

歲出

[illegible]

令和 7 年度大阪府枚方市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度大阪府枚方市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 265,833 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 40,471,833 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第 2 条 債務負担行為の変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 7 年（2025 年）8 月 29 日提出

枚方市長 伏 見 隆

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金		8,974,142	14,082	8,988,224
	(1) 国庫負担金	6,809,986	12,082	6,822,068
	(2) 国庫補助金	2,164,156	2,000	2,166,156
4. 府支出金		5,335,621	5,540	5,341,161
	(1) 府負担金	5,067,251	5,540	5,072,791
6. 繰入金		6,752,889	25,297	6,778,186
	(1) 一般会計繰入金	6,073,860	25,297	6,099,157
8. 繰越金		650,000	220,914	870,914
	(1) 繰越金	650,000	220,914	870,914
歳入合計		40,206,000	265,833	40,471,833

第 2 表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
介護用品支給事業委託	-	-	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	33,006
合 計		18,171		51,177

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
3. 国庫支出金	8,974,142	14,082	8,988,224		
(項)					
(1) 国庫負担金	6,809,986	12,082	6,822,068		
1. 介護給付費負担金	6,809,986	12,082	6,822,068	2. 過年度分	12,082
(項)					
(2) 国庫補助金	2,164,156	2,000	2,166,156		
5. 事務費補助金	-	2,000	2,000	1. 事務費補助金	2,000
(款)					
4. 府支出金	5,335,621	5,540	5,341,161		
(項)					
(1) 府負担金	5,067,251	5,540	5,072,791		
1. 介護給付費負担金	5,067,251	5,540	5,072,791	2. 過年度分	5,540
(款)					
6. 繰入金	6,752,889	25,297	6,778,186		
(項)					
(1) 一般会計繰入金	6,073,860	25,297	6,099,157		
1. 一般会計繰入金	6,073,860	25,297	6,099,157	3. 職員給与等繰入金	17,583
				4. 事務費等分繰入金	7,714
(款)					
8. 繰越金	650,000	220,914	870,914		
(項)					
(1) 繰越金	650,000	220,914	870,914		
1. 繰越金	650,000	220,914	870,914	1. 繰越金	220,914
歳入合計	40,206,000	265,833	40,471,833		

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 過年度分	12,082	1. 過年度分	12,082
6. 介護保険事業費補助金	2,000	1. 介護保険事業費補助金	2,000
1. 過年度分	5,540	1. 過年度分	5,540
1. 職員給与等繰入金	17,583	1. 職員給与等繰入金	17,583
		2. 事務費等分繰入金	7,714
1. 事務費等分繰入金	7,714		
1. 前年度繰越金	220,914	1. 前年度繰越金	220,914

歲出

[illegible]

(単位：千円)

節	細 節
区 分	区 分
金 額	金 額
1. 報 酬 10,382	3. 非常勤職員報酬 10,382
2. 給 料 ▲285	2. 一般職給 ▲285
3. 職員手当等 2,083	1. 扶養手当 437
	2. 地域手当 45
	3. 通勤手当 ▲3
	10. 期末手当 1,072
	11. 勤勉手当 157
	19. 児童手当 375
4. 共 済 費 3,834	3. 共済組合負担金 2,547
	10. 厚生年金負担金 1,287
7. 報 償 費 210	1. 報 償 金 210
8. 旅 費 1,569	1. 費用弁償 1,569
10. 需 用 費 70	1. 消耗品費 20
	4. 印刷製本費 50

概 要 説 明
1. 人 件 費 16,014
(1) パートタイム会計年度任用職員 14,362
ア. 報 酬 10,382
イ. 手 当 2,134
ウ. 共 済 費 1,846
(2) 一般職員 1,948
(3) 再任用職員 ▲296
2. 介護保険電子計算システム経費 7,332
(1) システム保守・開発等委託料 7,332
ア. 地域包括支援センター運営事業者変更に係る地域包括支援センター事務システム改修業務委託
イ. 地方公共団体情報システム標準化に伴う地域包括支援センター事務システム改修業務委託
3. 認知症施策推進計画策定経費 2,000
報 210 消 20 印 50 委 1,570 使 150
4. 事務経費 1,569
旅 1,569

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(項)							
(2)徴 収 費	36,849	382	37,231	-	-	-	382
1. 一般管理費	36,849	382	37,231	-	-	-	382
(款)							
5. 諸支出金	368,369	88,940	457,309	-	-	88,940	-
(項)							
(1)償還金及び還付加算金	251,322	86,463	337,785	-	-	86,463	-
1. 償 還 金	238,272	86,463	324,735	-	-	86,463	-
(項)							
(2)繰 出 金	117,047	2,477	119,524	-	-	2,477	-
1. 他会計繰出金	117,047	2,477	119,524	-	-	2,477	-
(款)							
6. 基金積立金	413,843	149,596	563,439	17,622	-	131,974	-
(項)							
(1)基金積立金	413,843	149,596	563,439	17,622	-	131,974	-
1. 基金積立金	413,843	149,596	563,439	17,622	-	131,974	-
歳 出 合 計	40,206,000	265,833	40,471,833	19,622	-	220,914	25,297

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
12. 委 託 料 8,902	1. 委 託 料 8,902	
13. 使用料及び賃借料 150	1. 使用料及び賃借料 150	
12. 委 託 料 382	1. 委 託 料 382	1. 徴収事務経費 委 382
22. 償還金利子及び割引料 86,463	1. 償 還 金 86,463	1. 国庫負担金等償還金 86,463
27. 繰 出 金 2,477	1. 繰 出 金 2,477	1. 一般会計繰入金返還金 2,477
24. 積 立 金 149,596	1. 基金積立金 149,596	1. 介護給付費準備基金積立金 149,596

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 前	(43) 27	76,090	105,829	107,629	289,548	55,810	345,358	
補 正 額	(4) -	10,382	▲285	1,708	11,805	3,834	15,639	
補 正 後	(47) 27	86,472	105,544	109,337	301,353	59,644	360,997	

(注) 会計年度任用職員の職員数については、() 外数とする。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	補 正 前	補 正 額	補 正 後
	扶 養 手 当	3,126	437	3,563
	地 域 手 当	12,336	45	12,381
	通 勤 手 当	3,862	▲3	3,859
	管 理 職 手 当	3,168	-	3,168
	時 間 外 勤 務 手 当	8,923	-	8,923
	夜 間 勤 務 手 当	-	-	-
	特 殊 勤 務 手 当	59	-	59
	宿 日 直 手 当	-	-	-
	期 末 手 当	40,865	1,072	41,937
	勤 勉 手 当	34,282	157	34,439
	住 居 手 当	1,008	-	1,008

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

(単位: 円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考																			
給 料	▲285	1 給与改定に伴う増減分	-																				
		2 その他の増減分	▲285	採用に伴う増加分 1,801 退職に伴う減少分 ▲3,163 異動等に伴う増減分 1,077	職員数の異動状況 <table><tr><td></td><td>補正前</td><td>補正後</td><td>増 減</td></tr><tr><td>現 に 在 職</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td></tr><tr><td>する職員数</td><td>27</td><td>27</td><td>-</td></tr><tr><td>そ の 他</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>計</td><td>27</td><td>27</td><td>-</td></tr></table>		補正前	補正後	増 減	現 に 在 職	人	人	人	する職員数	27	27	-	そ の 他	-	-	-	計	27
	補正前	補正後	増 減																				
現 に 在 職	人	人	人																				
する職員数	27	27	-																				
そ の 他	-	-	-																				
計	27	27	-																				

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
職員手当	1,708	1 制度改正に伴う増減分	-		
		2 その他の増減分	1,708	扶養手当 437 地域手当 45 通勤手当 ▲3 管理職手当 - 時間外勤務手当 - 夜間勤務手当 - 特殊勤務手当 - 宿日直手当 - 期末手当 1,072 勤勉手当 157 住居手当 -	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

(単位：円)

区 分	令 和 6 年 10 月 1 日 現 在			令 和 7 年 7 月 1 日 現 在		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一 般 行 政 職 等	317,677	427,478	43歳 5月	323,577	460,843	43歳 4月

(注) 平均給与月額には、期末手当・勤勉手当及び退職手当を含まない。

イ 級別職員数

(単位：人・%)

区 分		9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	計
令和 6 年 10 月 1 日 現 在	一般行政職等	- (-)	- (-)	- (-)	1 (3.7)	4 (14.8)	5 (18.5)	11 (40.8)	5 (18.5)	1 (3.7)	27 (100.0)
令和 7 年 7 月 1 日 現 在	一般行政職等	- (-)	- (-)	- (-)	1 (3.7)	4 (14.8)	6 (22.2)	9 (33.4)	4 (14.8)	3 (11.1)	27 (100.0)

(注) () 書は、各区分ごとの構成比である。

債務負担行為で翌年度以降にわたるも
又は支出額の見込み及び当該年度以降

事業名		限度額	前年度末までの支出(見込)額	
			期間 年度	金額
介護用品支給事業委託	補正前	-	-	-
	補正額	33,006		-
	補正後	33,006	-	-
合 計	補正前	607,656		197,500
	補正額	33,006		-
	補正後	640,662		197,500

のについての前年度末までの支出額
の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
期 間 年 度	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
		国庫支出金	府支出金	地方債	そ の 他	
-	-	-	-	-	-	-
	33,006	12,707	6,354	-	7,591	6,354
8	33,006	12,707	6,354	-	7,591	6,354
	410,156	64,807	32,404	-	39,979	272,966
	33,006	12,707	6,354	-	7,591	6,354
	443,162	77,514	38,758	-	47,570	279,320

令和7年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和7年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ25,362千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,849,362千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年（2025年）8月29日提出

枚方市長 伏見 隆

歲入

(單位：千円)

歲	入	合	計	8, 824, 000	25, 362	8, 849, 362
---	---	---	---	-------------	---------	-------------

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
2. 繰 入 金	1,646,318	1,213	1,647,531		
(項)					
(1) 一般会計繰入金	1,646,318	1,213	1,647,531		
1. 一般会計繰入金	1,646,318	1,213	1,647,531	1. 事務費等分繰入金	352
				3. 職員給与等繰入金	861
(款)					
4. 繰 越 金	70,000	24,149	94,149		
(項)					
(1) 繰 越 金	70,000	24,149	94,149		
1. 繰 越 金	70,000	24,149	94,149	1. 繰 越 金	24,149
歳 入 合 計	8,824,000	25,362	8,849,362		

歲 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
1. 総 務 費	286,738	1,213	287,951	-	-	-	1,213
(項)							
(1) 総務管理費	272,260	861	273,121	-	-	-	861
1. 一般管理費	272,260	861	273,121	-	-	-	861
(項)							
(2) 徴 収 費	14,478	352	14,830	-	-	-	352

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明	
区 分	区 分		
金 額	金 額		
1. 報 酬 369	3. 非常勤職員報酬 369	1. 人 件 費 (1) パートタイム会計年度任用職員 ア. 報 酬 イ. 手 当 ウ. 共 済 費 (2) 一般職員 (3) 再任用職員	807 418 369 ▲1 50 5,347 ▲4,958
2. 給 料 ▲2,305	2. 一般職給 ▲2,305	2. 事務経費 旅	54
3. 職員手当等 703	1. 扶養手当 ▲144 2. 地域手当 ▲149 3. 通勤手当 ▲97 7. 特殊勤務手当 ▲83 10. 期末手当 466 11. 勤勉手当 258 14. 住居手当 672 19. 児童手当 ▲220		
4. 共 済 費 2,040	3. 共済組合負担金 2,000 5. 雇用保険料 ▲9 10. 厚生年金負担金 49		
8. 旅 費 54	1. 費用弁償 54		

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一般管理費	14,478	352	14,830	-	-	-	352
(款)							
2. 後期高齢者医療 広域連合納付金	8,523,587	24,149	8,547,736	-	-	24,149	-
(項)							
(1) 後期高齢者医療 広域連合納付金	8,523,587	24,149	8,547,736	-	-	24,149	-
1. 後期高齢者医療 広域連合納付金	8,523,587	24,149	8,547,736	-	-	24,149	-
歳 出 合 計	8,824,000	25,362	8,849,362	-	-	24,149	1,213

(單位：千元)

節	細	節	概	要	説	明
区	分	区	分			
金	額	金	額			
12. 委託料	1. 委託料	1. 徴収事務経費				
352	352	委	352			352
18. 負担金補助及び交付金	1. 負担金	1. 大阪府後期高齢者医療広域連合負担金				24,149
24,149	24,149					

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 前	(12) 11	11,227	40,716	26,998	78,941	14,459	93,400	
補 正 額	(-) ▲1	369	▲2,305	923	▲1,013	2,040	1,027	
補 正 後	(12) 10	11,596	38,411	27,921	77,928	16,499	94,427	

(注) 会計年度任用職員の職員数については、() 外数とする。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	補 正 前	補 正 額	補 正 後
	扶 養 手 当	540	▲144	396
	地 域 手 当	4,505	▲149	4,356
	通 勤 手 当	1,030	▲97	933
	管 理 職 手 当	600	-	600
	時 間 外 勤 務 手 当	1,006	-	1,006
	夜 間 勤 務 手 当	-	-	-
	特 殊 勤 務 手 当	138	▲83	55
	宿 日 直 手 当	-	-	-
	期 末 手 当	10,350	466	10,816
	勤 勉 手 当	8,505	258	8,763
	住 居 手 当	324	672	996

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考																		
給 料	▲2,305	1 給与改定に伴う増減分	-																			
		2 その他の増減分	▲2,305 採用に伴う増加分 - 退職に伴う減少分 - 異動等に伴う増減分 ▲2,305	職員数の異動状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>補正前</th><th>補正後</th><th>増 減</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現 に 在 職</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td></tr> <tr> <td>する職員数</td><td>8</td><td>10</td><td>2</td></tr> <tr> <td>そ の 他</td><td>3</td><td>-</td><td>▲3</td></tr> <tr> <td>計</td><td>11</td><td>10</td><td>▲1</td></tr> </tbody> </table>		補正前	補正後	増 減	現 に 在 職	人	人	人	する職員数	8	10	2	そ の 他	3	-	▲3	計	11
	補正前	補正後	増 減																			
現 に 在 職	人	人	人																			
する職員数	8	10	2																			
そ の 他	3	-	▲3																			
計	11	10	▲1																			

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
職員手当	923	1 制度改正に伴う増減分	-		
		2 その他の増減分	923	扶養手当 ▲144	
				地域手当 ▲149	
				通勤手当 ▲97	
				管理職手当 -	
				時間外勤務手当 -	
				夜間勤務手当 -	
				特殊勤務手当 ▲83	
				宿日直手当 -	
				期末手当 466	
				勤勉手当 258	
				住居手当 672	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

(単位：円)

区 分	令 和 6 年 10 月 1 日 現 在			令 和 7 年 7 月 1 日 現 在		
	平均給料月額	平均給与月額	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額	平 均 年 齢
一 般 行 政 職 等	327,917	417,531	44歳 8月	313,733	498,268	41歳 3月

(注) 平均給与月額には、期末手当・勤勉手当及び退職手当を含まない。

イ 級別職員数

(単位：人・%)

区 分		9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	計
令和 6 年 10 月 1 日 現 在	一般行政職等	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (12.5)	2 (25.0)	4 (50.0)	- (-)	1 (12.5)	8 (100.0)
令和 7 年 7 月 1 日 現 在	一般行政職等	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (10.0)	2 (20.0)	5 (50.0)	- (-)	2 (20.0)	10 (100.0)

(注) () 書は、各区分ごとの構成比である。

令和 7 年度大阪府枚方市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算(第 2 号)

令和 7 年度大阪府枚方市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 169 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 64,831 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年(2025 年) 8 月 29 日提出

枚方市長 伏見 隆

歳入

(単位：千円)

[illegible]

歲入

—226—

歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
1. 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	53,197	▲169	53,028	-	-	▲169	-
(項)							
(1) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	53,197	▲169	53,028	-	-	▲169	-
1. 母子父子寡婦福祉資金貸付金	49,604	▲169	49,435	-	-	▲169	-
歳 出 合 計	65,000	▲169	64,831	-	-	▲169	-

(単位：千円)

節		細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額	区 分	金 額		
20. 貸 付 金	▲169	1. 貸 付 金	▲169	1. 母子父子寡婦福祉資金貸付金	▲169
				(1) 母子福祉資金貸付金	▲169

令和7年度大阪府枚方市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度大阪府枚方市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度大阪府枚方市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位：千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 水道事業収益	6,856,060	▲ 5,698	6,850,362
第1項 営業収益	5,798,775	1,441	5,800,216
第2項 営業外収益	1,056,785	▲ 7,139	1,049,646

支 出

（単位：千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 水道事業費用	6,041,837	51,753	6,093,590
第1項 営業費用	5,580,775	51,753	5,632,528

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書きを、(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,784,332千円は、当年度消費税資本的収支調整額475,424千円、建設改良積立金857,102千円、当年度損益勘定留保資金2,451,806千円で補てんするものとする。)に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位：千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 収 入	4,188,800	▲ 142,000	4,046,800
第1項 企 業 債	3,482,000	▲ 150,000	3,332,000
第2項 工 事 負 担 金	145,700	8,000	153,700

支 出

(単位：千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 支 出	8,011,535	▲ 180,403	7,831,132
第1項 建 設 改 良 費	6,081,181	▲ 180,403	5,900,778

(継続費)

第4条 継続費(上野3丁目他配水管更新事業)の期間及び年割額を次のとおり改める。

(単位：千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	上野3丁目他配水管更新事業	459,000	令和5	113,000	459,000	令和5	113,000
				6	157,000		6	157,000
				7	189,000		7	22,000
				-	-		8	167,000

(債務負担行為)

第5条 予算第6条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり改める。

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
上下水道局財務会計システム 改修業務委託 (eLTAX対応)	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	3,400
上下水道料金システム 改修業務委託 (eLTAX対応)	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	16,164
配水管移設工事 (令和7年度設定分) (その2)	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	35,000
配水管更新事業 (令和7年度設定分) (その2)	-	-	令和7年度から 令和10年度まで	40,000
車両購入費 (令和7年度設定分) (その2)	-	-	令和7年度から 令和8年度まで	7,500
合 計		1,141,463		1,243,527

(企業債)

第6条 予算第7条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり改める。

(単位：千円)

起 債 の 目 的	区 分	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
上 野 3 丁 目 他 配 水 管 更 新 事 業	補正前	170,000	普 通 貸 借 又 証 券 発 行	8%以内	借入先の融資条件 による。ただし、 企業財政その他の 都合により繰上償 還又は、低利に借 り換えることがで きる。
	補正後	20,000			

(注) 借入れについては、翌年度に繰り越して借入れすることができる。

利率については、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構
資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

(単位：千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1. 職 員 給 与 費	936,335	1,569	937,904

(他会計からの補助金)

第8条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を429,587千円に改める。

令和7年(2025年)8月29日提出

枚方市長 伏 見 隆

令和 7 年度大阪府枚方市水道事業

1. 収益的収入

款 項	目	補正前の額	補正額	計
水道事業収益		6,856,060	▲ 5,698	6,850,362
営業収益		5,798,775	1,441	5,800,216
	他会計負担金	4,280	1,441	5,721
営業外収益		1,056,785	▲ 7,139	1,049,646
	他会計負担金	6,531	1,154	7,685
	他会計補助金	430,902	▲ 1,315	429,587
	資本費繰入収益	31,047	▲ 6,978	24,069
収入合計		6,856,060	▲ 5,698	6,850,362

会計補正予算説明書（第1号）

（単位：千円）

節		概 要 説 明	
区 分	金 額		千円
他 会 計 負 担 金	1,441	1. 他会計負担金 消火栓維持管理手数料	1,441
他 会 計 負 担 金	1,154	1. 他会計負担金 児童手当分	1,154
他 会 計 補 助 金	▲ 1,315	1. 他会計補助金 水道料金福祉減免分	▲ 1,315
資 本 費 繰 入 収 益	▲ 6,978	1. 資本費繰入収益 消火栓新設負担金	▲ 6,978

2. 収益的支出

款 項	目	補正前の額	補正額	計
水道事業費用		6,041,837	51,753	6,093,590
営業費用		5,580,775	51,753	5,632,528
	原水及び浄水費	1,656,254	▲ 12,028	1,644,226
	配水及び給水費	950,174	63,781	1,013,955
支出合計		6,041,837	51,753	6,093,590

(単位：千円)

節		概 要 説 明
区 分	金 額	千円
給 料	▲ 5,519	1. 人件費 ▲ 12,028
手 当 等	▲ 3,438	(1) 給料 ▲ 5,519
法 定 福 利 費	▲ 3,071	ア. 一般職員 ▲ 4,339
		イ. 再任用職員 ▲ 1,180
		(2) 手当等 ▲ 3,438
		ア. 扶養手当 ▲ 432
		イ. 地域手当 ▲ 658
		ウ. 通勤手当 42
		エ. 住居手当 ▲ 672
		オ. 期末手当 ▲ 940
		カ. 勤勉手当 ▲ 778
		(3) 法定福利費 ▲ 3,071
		ア. 共済組合負担金 ▲ 3,306
		イ. 厚生年金負担金 235
委 託 料	63,781	1. 委託料 63,781
		メーター取替業務委託

3. 資 本 的 収 入

款 項	目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
資 本 的 収 入		4,188,800	▲ 142,000	4,046,800
企 業 債		3,482,000	▲ 150,000	3,332,000
	上 水 道 事 業 債	2,571,000	▲ 150,000	2,421,000
工 事 負 担 金		145,700	8,000	153,700
	工 事 負 担 金	145,700	8,000	153,700
収 入 合 計		4,188,800	▲ 142,000	4,046,800

(単位 : 千円)

節		概 要 説 明	
区 分	金 額		千円
上 水 道 事 業 債	▲ 150,000	1. 上水道事業債 上野3丁目他配水管更新事業	▲ 150,000
そ の 他 工 事 負 担 金	8,000	1. その他工事負担金	8,000

4. 資本的支出

款 項	目	補正前の額	補正額	計
資本的支出		8,011,535	▲ 180,403	7,831,132
建設改良費		6,081,181	▲ 180,403	5,900,778
	事務費	323,135	13,597	336,732
	建設改良事業費	1,694,075	▲ 27,000	1,667,075
	上野3丁目他 配水管更新事業費	189,000	▲ 167,000	22,000
支出合計		8,011,535	▲ 180,403	7,831,132

(単位：千円)

節		概 要 説 明	
区 分	金 額	千円	
給 料	6,215	1. 人件費	13,597
報 酬	▲ 1,956	(1) 給料	6,215
		一般職員	
手 当 等	2,354	(2) 報酬	▲ 1,956
法 定 福 利 費	6,984	パートタイム会計年度任用職員	
		(3) 手当等	2,354
		ア. 扶養手当	390
		イ. 地域手当	818
		ウ. 通勤手当	392
		エ. 特殊勤務手当	72
		オ. 住居手当	364
		カ. 期末手当	366
		キ. 勤勉手当	▲ 48
		(4) 法定福利費	6,984
		ア. 共済組合負担金	7,385
		イ. 厚生年金負担金	▲ 401
委 託 料	▲ 35,000	1. 委託料	▲ 35,000
		配水管更新事業	
工 事 請 負 費	8,000	2. 工事請負費	8,000
		配水管更新事業	
工 事 請 負 費	▲ 167,000	1. 工事請負費	▲ 167,000

給 与 費 明 細 書

1. 総 括

(単位：千円)

区 分		職 員 数			給 与 費				法 福 利 定 費	合 計
		特 別 職		一般職 (人)	報 酬	給 料	手 当	計		
		管理者 (人)	その他 (人)							
補 正 前	損 益 勘 定	1	9	(13) 66	16,058	270,054	262,172	548,284	105,080	653,364
	支 弁 勘 定	-	-	(3) 33	6,858	128,352	104,354	239,564	43,407	282,971
	合 計	1	9	(16) 99	22,916	398,406	366,526	787,848	148,487	936,335
補 正 額	損 益 勘 定	-	-	(1) ▲2	-	▲5,519	▲ 3,438	▲ 8,957	▲3,071	▲ 12,028
	支 弁 勘 定	-	-	(▲1) 2	▲1,956	6,215	2,354	6,613	6,984	13,597
	合 計	-	-	- -	▲1,956	696	▲ 1,084	▲ 2,344	3,913	1,569
補 正 後	損 益 勘 定	1	9	(14) 64	16,058	264,535	258,734	539,327	102,009	641,336
	支 弁 勘 定	-	-	(2) 35	4,902	134,567	106,708	246,177	50,391	296,568
	合 計	1	9	(16) 99	20,960	399,102	365,442	785,504	152,400	937,904

※ 会計年度任用職員の職員数については、() 外数とする。

※ 上下水道事業管理者の給料・手当・法定福利費については、下水道事業会計と折半している。

(単位：千円)

手 当 の 内 訳	区 分	補 正 前	補 正 額	補 正 後
	扶 養 手 当	13,422	▲ 42	13,380
	地 域 手 当	46,843	160	47,003
	通 勤 手 当	9,255	434	9,689
	管 理 職 手 当	13,932	0	13,932
	時 間 外 勤 務 手 当	35,959	0	35,959
	特 殊 勤 務 手 当	274	72	346
	住 居 手 当	8,207	▲ 308	7,899
	期 末 手 当	104,948	▲ 574	104,374
	勤 勉 手 当	86,108	▲ 826	85,282
	退 職 給 付 費	47,578	0	47,578

※ 期末・勤勉手当額には、賞与引当金計上分を含む。

※ 退職給付費については、退職給付引当金への繰入分。

2. 給料及び手当の増減額の明細

一般職

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考														
給 料	696	1 給与改定に伴う増減分	-																
		2 その他の増減分	696	採用に伴う増加分 4,361 退職に伴う減少分 ▲7,514 異動等に伴う増減分 3,849	職員数の異動状況 (単位:人) <table><tr><th></th><th>補正前</th><th>補正後</th><th>増減</th></tr><tr><td>現 に 在 職 す る 職 員 数</td><td>99</td><td>99</td><td>-</td></tr><tr><td>そ の 他</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>計</td><td>99</td><td>99</td><td>0</td></tr></table>		補正前	補正後	増減	現 に 在 職 す る 職 員 数	99	99	-	そ の 他	0	0	0	計	99
	補正前	補正後	増減																
現 に 在 職 す る 職 員 数	99	99	-																
そ の 他	0	0	0																
計	99	99	0																
手 当	▲ 1,084	1 制度改正に伴う増減分	-																
		2 その他の増減分	▲ 1,084	扶 養 手 当 ▲42 地 域 手 当 160 通 勤 手 当 434 管 理 職 手 当 - 時間外勤務手当 - 特殊勤務手当 72 住 居 手 当 ▲308 期 末 手 当 ▲574 勤 勉 手 当 ▲826 退 職 給 付 費 -															

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

(単位：円)

区 分		一 般 行 政 職	技 能 労 務 職
令 和 7 年 7 月 1 日 現 在	平 均 給 料 月 額	332,932	308,633
	平 均 給 与 月 額	422,014	379,244
	平 均 年 齢 (歳)	45歳 4月	46歳 2月
令 和 6 年 10 月 1 日 現 在	平 均 給 料 月 額	328,761	295,475
	平 均 給 与 月 額	419,053	351,749
	平 均 年 齢 (歳)	44歳 7月	42歳 6月

※ 平均給与月額には、期末手当、勤勉手当及び退職給付費を含まない。

(2) 級別職員数

区 分	一 般 行 政 職			技 能 労 務 職		
	等 級	職員数 (人)	構成比 (%)	等 級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和7年7月1日現在	9 級	-	-	9 級	-	-
	8 級	1	1.2	8 級	-	-
	7 級	2	2.4	7 級	-	-
	6 級	6	7.1	6 級	-	-
	5 級	10	11.9	5 級	3	20.0
	4 級	23	27.4	4 級	7	46.6
	3 級	28	33.3	3 級	4	26.7
	2 級	11	13.1	2 級	1	6.7
	1 級	3	3.6	1 級	-	-
	計	84	100.0	計	15	100.0
令和6年10月1日現在	9 級	-	-	9 級	-	-
	8 級	1	1.2	8 級	-	-
	7 級	2	2.4	7 級	-	-
	6 級	6	7.2	6 級	-	-
	5 級	11	13.3	5 級	4	25.0
	4 級	23	27.7	4 級	5	31.2
	3 級	26	31.3	3 級	4	25.0
	2 級	11	13.3	2 級	3	18.8
	1 級	3	3.6	1 級	-	-
	計	83	100.0	計	16	100.0

継 続 費 に

継続費について前前事業年度末までの支払義務発生額、前事業年度末までの支払義務発生

款	項	事業名	全 体 計 画						
			年 度	年 割 額	同 左 財 源 内 訳				
					企 業 債	国 補	府 助	等 金	他 会 計 建 設 改 良 出 資 金 等 積 立 金
資 本 的 支 出	建 設 費 改 良	上野3丁目他 配 水 管 業 更 新 事 業	令和 5	補正前の額	113,000	101,000	-	-	-
				補 正 額	-	-	-	-	-
				補正後の額	113,000	101,000	-	-	-
			6	補正前の額	157,000	141,000	-	-	-
				補 正 額	-	-	-	-	-
				補正後の額	157,000	141,000	-	-	-
			7	補正前の額	189,000	170,000	-	-	-
				補 正 額	▲167,000	▲150,000	-	-	-
				補正後の額	22,000	20,000	-	-	-
			8	補正前の額	-	-	-	-	-
				補 正 額	167,000	150,000	-	-	-
				補正後の額	167,000	150,000	-	-	-
			計	補正前の額	459,000	412,000	-	-	-
				補 正 額	-	-	-	-	-
				補正後の額	459,000	412,000	-	-	-

関 する 調 査

見込額及び当該事業年度以降の支払義務発生予定額並びに事業の進捗状況等に関する調査

(単位：千円)

当 年 度 当 損 益 勘 定 金 留 保 資 金	前 前 年 度 末 ま で の 支 払 義 務 発 生 額	前 年 度 末 ま で の 支 払 義 務 発 生 額 (見込)	当 該 年 度 支 払 義 務 発 生 額 予 定	当 該 年 度 支 払 義 務 発 生 額 予 定	翌 年 度 支 払 義 務 発 生 額 予 定	以 続 費 の 続 続 費 対 総 額 率 に 対 する 進 捗 率 (%)	備 考
12,000	110,029	110,029	-	110,029	-	24.0	遞次繰越
-	-	-	-	-	-	-	2,971
12,000	110,029	110,029	-	110,029	-	24.0	
16,000	-	-	-	-	-	-	#
-	-	-	-	-	-	-	159,971
16,000	-	-	-	-	-	-	
19,000	-	-	348,971	348,971	-	76.0	
▲17,000	-	-	▲167,000	▲167,000	-	-	
2,000	-	-	181,971	181,971	-	39.6	
-	-	-	-	-	-	-	
17,000	-	-	-	-	167,000	-	
17,000	-	-	-	-	167,000	-	
47,000	110,029	110,029	348,971	459,000	-	100.0	
-	-	-	▲167,000	▲167,000	167,000	-	
47,000	110,029	110,029	181,971	292,000	167,000	63.6	

債 務 負 担 行 為

事 項		限 度 額
上下水道局財務会計システム改修業務委託（eLTAX対応）	補 正 前	-
	補 正 額	3,400
	補 正 後	3,400
上下水道料金システム改修業務委託（eLTAX対応）	補 正 前	-
	補 正 額	16,164
	補 正 後	16,164
配水管移設工事（令和7年度設定分）（その2）	補 正 前	-
	補 正 額	35,000
	補 正 後	35,000
配水管更新事業（令和7年度設定分）（その2）	補 正 前	-
	補 正 額	40,000
	補 正 後	40,000
車両購入費（令和7年度設定分）（その2）	補 正 前	-
	補 正 額	7,500
	補 正 後	7,500
合 計	補 正 前	16,295,822
	補 正 額	102,064
	補 正 後	16,397,886

に 関 す る 調 書

(単位：千円)

前年度末までの支払発生(見込)額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳
期 間 年度	金 額	期 間 年度	金 額	
-	-	-	-	水道料金等
	-		3,400	
-	-	8	3,400	水道料金等
-	-	-	-	
	-		16,164	水道料金等
-	-	8	16,164	
-	-	-	-	工事負担金及び 損益勘定留保資金
	-		35,000	
-	-	8	35,000	損益勘定留保資金
-	-	-	-	
	-		40,000	損益勘定留保資金
-	-	8~10	40,000	
-	-	-	-	損益勘定留保資金
	-		7,500	
-	-	8	7,500	
	766,930		15,528,892	
	-		102,064	
	766,930		15,630,956	

令和7年度大阪府枚方市病院事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和7年度大阪府枚方市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 令和7年度大阪府枚方市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	支 出		計
	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	
第1款 病院事業費用	12,326,507 千円	2,658 千円	12,329,165 千円
第2項 医業外費用	461,341 千円	2,658 千円	463,999 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書きを（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額510,702千円は、当年度消費税資本的収支調整額4,670千円、建設改良積立金200,000千円、過年度損益勘定留保資金306,032千円で補てんするものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入		計
	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	
第1款 資本的収入	2,258,185 千円	▲445,100 千円	1,813,085 千円
第2項 企業債	1,782,700 千円	▲445,100 千円	1,337,600 千円

科 目	支 出		計
	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	
第1款 資本的支出	2,768,975 千円	▲445,188 千円	2,323,787 千円
第1項 建設改良費	1,823,809 千円	▲445,188 千円	1,378,621 千円

(債務負担行為)

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり改める。

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
電子カルテシステム購入	令和7年度から 令和8年度まで	910,932 千円	令和7年度から 令和8年度まで	1,356,120 千円
電子カルテシステム保守点検委託	—	—	令和7年度から 令和15年度まで	585,872 千円
合 計		3,666,529 千円		4,697,589 千円

(企 業 債)

第5条 予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利子及び償還の方法を次のとおり改める。

起 債 の 目 的	区 分	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
医療機器等整備事業	補正前	1,291,600 千円	普通貸借 又は 証券発行	8%以内	借入先の融資条件による。但し、病院財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還、又は低利に借換えすることができる。
	補正後	846,500 千円			

(注) 借入れについては、翌年度に繰り越して借入れすることができる。
利率については、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

令和7年(2025年)8月29日 提出

枚方市長 伏 見 隆

1. 収益的支出

款 項	目	補正前の額	補正額	計
(1) 病 院 事 業 費 用		12,326,507	2,658	12,329,165
2. 医 業 外 費 用		461,341	2,658	463,999
	1. 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	99,119	2,658	101,777
支 出 合 計		12,326,507	2,658	12,329,165

2. 資本的収入

款 項	目	補正前の額	補正額	計
(1) 資 本 的 収 入		2, 258, 185	▲ 445, 100	1, 813, 085
2. 企 業 債		1, 782, 700	▲ 445, 100	1, 337, 600
	1. 企 業 債	1, 782, 700	▲ 445, 100	1, 337, 600
収 入 合 計		2, 258, 185	▲ 445, 100	1, 813, 085

(単位：千円)

節		概 要 説 明
区 分	金 額	
		千円
企 業 債 ▲ 445,100		1. 企 業 債 ▲ 445,100 医療機器等整備事業

3. 資本的支出

款 項	目	補正前の額	補正額	計
(1) 資 本 的 支 出		2,768,975	▲ 445,188	2,323,787
1. 建 設 改 良 費		1,823,809	▲ 445,188	1,378,621
	1. 資 産 購 入 費	1,332,709	▲ 445,188	887,521
支 出 合 計		2,768,975	▲ 445,188	2,323,787

(単位：千円)

節		概 要 説 明	
区 分	金 額		千円
医療器具及び備品購入費	▲ 445,188	1. 医療器具及び備品購入費	▲ 445,188

債 務 負 担 行 為

事 項		限度額	前年度末までの支払発生（見込）	
			期 間 年度	金 額
電子カルテシステム購入	補 正 前	910,932	-	-
	補 正 額	445,188		-
	補 正 後	1,356,120	-	-
電子カルテシステム保守点検委託	補 正 前	-	-	-
	補 正 額	585,872		-
	補 正 後	585,872	-	-
合 計	補 正 前	8,240,377		1,923,645
	補 正 額	1,031,060		-
	補 正 後	9,271,437		1,923,645

に 関 す る 調 書

(単位：千円)

当該年度以降の支払発生予定額		左 の 財 源 内 訳
期 間 年度	金 額	
8	910,932	企業債、損益勘定留保資金
	445,188	
8	1,356,120	
-	-	診療収入
	585,872	
8～15	585,872	
	6,316,732	
	1,031,060	
	7,347,792	

令和7年度大阪府枚方市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度大阪府枚方市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度大阪府枚方市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位：千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業収益	12,837,519	64,814	12,902,333
第2項 営業外収益	4,482,449	64,814	4,547,263

支 出

（単位：千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業費用	12,157,399	5,425	12,162,824
第1項 営業費用	11,059,124	5,425	11,064,549

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書きを、（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,974,252千円は、当年度消費税資本的収支調整額216,453千円、過年度損益勘定留保資金3,757,799千円で補てんするものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位：千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 収 入	5,403,532	▲ 104,130	5,299,402
第1項 企 業 債	2,669,600	▲ 101,000	2,568,600
第3項 国 府 補 助 金	550,886	▲ 212,430	338,456
第5項 他 会 計 負 担 金	356,000	209,300	565,300

支 出

(単位：千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 支 出	9,276,879	▲ 3,225	9,273,654
第2項 建 設 改 良 事 業 費	4,217,181	▲ 3,225	4,213,956

(継続費)

第4条 継続費（雨水ポンプ場改築更新事業）の総額及び年割額を次のとおり改める。

(単位：千円)

款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度	年 割 額	総 額	年度	年 割 額
資 本 的 支 出	建 設 改 良 事 業 費	雨水ポンプ場改築更新事業	4,079,000	令和7	503,000	4,079,000	令和7	510,000
				8	924,000		8	1,145,000
				9	1,756,000		9	1,448,000
				10	896,000		10	976,000

(債務負担行為)

第5条 予算第6条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり改める。

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
上下水道局財務会計システム改修業務委託（eLTAX対応）	-	-	令和7年度から令和8年度まで	6,800
上下水道料金システム改修業務委託（eLTAX対応）	-	-	令和7年度から令和8年度まで	16,164
合 計		1,836,058		1,859,022

(企業債)

第6条 予算第7条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり改める。

(単位：千円)

起 債 の 目 的	区 分	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公 共 下 水 道 整 備 事 業	補正前	2,468,000	普通貸借又は 証 券 発 行	8%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は、低利に借り換えることができる。
	補正後	2,367,000			

(注) 借入れについては、翌年度に繰り越して借入れすることができる。

利率については、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 予算第10条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

(単位：千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1. 職 員 給 与 費	887,815	▲ 4,800	883,015

令和7年(2025年)8月29日提出

枚方市長 伏 見 隆

令和7年度大阪府枚方市下水道事業

1. 収益的収入

款 項	目	補正前の額	補正額	計
下水道事業収益		12,837,519	64,814	12,902,333
営業外収益		4,482,449	64,814	4,547,263
	他会計負担金	1,351,529	64,814	1,416,343
収入合計		12,837,519	64,814	12,902,333

会計補正予算説明書（第2号）

（単位：千円）

節		概 要 説 明	
区 分	金 額		千円
他 会 計 負 担 金	64,814	1. 他会計負担金 分流式下水道経費分	64,814

2. 収益的支出

款 項	目	補正前の額	補正額	計
下水道事業費用		12,157,399	5,425	12,162,824
営業費用		11,059,124	5,425	11,064,549
	汚 水 費	376,892	▲ 5,447	371,445
	雨 水 費	995,889	12,645	1,008,534
	業 務 費	214,128	▲ 4,561	209,567

(単位：千円)

節		概 要 説 明	
区 分	金 額	千円	
給 料	▲ 2,034	1. 人件費	▲ 5,447
手 当 等	▲ 1,968	(1) 給料	▲ 2,034
法 定 福 利 費	▲ 1,445	一般職員	
		(2) 手当等	▲ 1,968
		ア. 扶養手当	90
		イ. 地域手当	▲ 215
		ウ. 通勤手当	40
		エ. 住居手当	225
		オ. 期末手当	▲ 1,135
		カ. 勤勉手当	▲ 973
		(3) 法定福利費	▲ 1,445
		ア. 共済組合負担金	▲ 1,455
		イ. 厚生年金負担金	10
給 料	10,497	1. 人件費	12,645
報 酬	284	(1) 給料	10,497
手 当 等	2,853	ア. 一般職員	3,416
法 定 福 利 費	▲ 989	イ. 再任用職員	7,081
		(2) 報酬	284
		パートタイム会計年度任用職員	
		(3) 手当等	2,853
		ア. 扶養手当	471
		イ. 地域手当	1,199
		ウ. 通勤手当	142
		エ. 管理職手当	60
		オ. 期末手当	1,090
		カ. 勤勉手当	▲ 109
		(4) 法定福利費	▲ 989
		ア. 共済組合負担金	▲ 885
		イ. 厚生年金負担金	▲ 104
給 料	▲ 2,171	1. 人件費	▲ 4,561
手 当 等	▲ 1,389	(1) 給料	▲ 2,171
法 定 福 利 費	▲ 1,001	一般職員	
		(2) 手当等	▲ 1,389
		ア. 地域手当	▲ 239
		イ. 通勤手当	▲ 140
		ウ. 期末手当	▲ 543
		エ. 勤勉手当	▲ 467

款 項	目	補正前の額	補正額	計
	総 係 費	325,851	2,788	328,639
支 出 合 計		12,157,399	5,425	12,162,824

(単位 : 千円)

節		概 要 説 明	
区 分	金 額		千円
		(3) 法定福利費 ▲ 1,001 ア、共済組合負担金 ▲ 1,024 イ、厚生年金負担金 23	
給 料	2,107	1. 人件費 2,788 (1) 給料 2,107 再任用職員	
報 酬	75	(2) 報酬 75 パートタイム会計年度任用職員	
手 当 等	326	(2) 手当等 326 ア、地域手当 231 イ、通勤手当 ▲ 74 ウ、期末手当 103 エ、勤勉手当 66	
法 定 福 利 費	280	(3) 法定福利費 280 厚生年金負担金	

3. 資 本 的 収 入

款 項	目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
資 本 的 収 入		5,403,532	▲ 104,130	5,299,402
企 業 債		2,669,600	▲ 101,000	2,568,600
	公 共 下 水 道 事 業 債	2,468,000	▲ 101,000	2,367,000
国 府 補 助 金		550,886	▲ 212,430	338,456
	国 府 補 助 金	550,886	▲ 212,430	338,456
他 会 計 負 担 金		356,000	209,300	565,300
	他 会 計 負 担 金	356,000	209,300	565,300
収 入 合 計		5,403,532	▲ 104,130	5,299,402

(単位 : 千円)

節		概 要 説 明	
区 分	金 額		千円
公共下水道事業債	▲ 101,000	1. 公共下水道事業債 雨水公共下水道事業	▲ 101,000
国庫補助金	▲ 212,430	1. 国庫補助金 (1) 汚水公共下水道補助金 (2) 雨水公共下水道補助金	▲ 212,430 ▲ 30,780 ▲ 181,650
他会計負担金	209,300	1. 他会計負担金 雨水建設費分	209,300

4. 資本的支出

款 項	目	補正前の額	補正額	計
資本的支出		9,276,879	▲ 3,225	9,273,654
建設改良事業費		4,217,181	▲ 3,225	4,213,956
	建設改良事務費	364,186	▲ 10,225	353,961
	雨水ポンプ場 改築更新事業費	503,000	7,000	510,000
支出合計		9,276,879	▲ 3,225	9,273,654

(単位 : 千円)

節		概 要 説 明	
区 分	金 額	千円	
給 料	▲ 2,608	1. 人件費	▲ 10,225
		(1) 給料	▲ 2,608
		ア. 一般職員	▲ 6,071
		イ. 再任用職員	3,463
手 当 等	▲ 3,853	(2) 手当等	▲ 3,853
		ア. 扶養手当	▲ 668
		イ. 地域手当	▲ 310
		ウ. 通勤手当	123
		エ. 管理職手当	600
		オ. 住居手当	▲ 226
		カ. 期末手当	▲ 1,702
		キ. 勤勉手当	▲ 1,670
法 定 福 利 費	▲ 3,764	(3) 法定福利費	▲ 3,764
		ア. 共済組合負担金	▲ 4,011
		イ. 厚生年金負担金	247
委 託 料	▲ 75,000	1. 委託料	▲ 75,000
		実施設計委託	
工 事 請 負 費	82,000	2. 工事請負費	82,000
		犬田川ポンプ場耐震化工事 ほか	

給 与 費 明 細 書

1. 総 括

(単位：千円)

区 分					職 員 数			給 与 費				法 福 利 定 費	合 計
					特 別 職		一般職 (人)	報 酬	給 料	手 当	計		
					管理者 (人)	その他 (人)							
補 正 前	損 益 勘 定	支 弁 職 員	-	-	(13) 60	15,169	243,977	241,989	501,135	97,821	598,956		
	資 本 勘 定	支 弁 職 員	-	-	(1) 33	1,956	126,573	111,798	240,327	48,532	288,859		
	合 計		-	-	(14) 93	17,125	370,550	353,787	741,462	146,353	887,815		
補 正 額	損 益 勘 定	支 弁 職 員	-	-	(-) 2	359	8,399	▲178	8,580	▲3,155	5,425		
	資 本 勘 定	支 弁 職 員	-	-	(-) -	-	▲2,608	▲3,853	▲6,461	▲3,764	▲10,225		
	合 計		-	-	(-) 2	359	5,791	▲4,031	2,119	▲6,919	▲4,800		
補 正 後	損 益 勘 定	支 弁 職 員	-	-	(13) 62	15,528	252,376	241,811	509,715	94,666	604,381		
	資 本 勘 定	支 弁 職 員	-	-	(1) 33	1,956	123,965	107,945	233,866	44,768	278,634		
	合 計		-	-	(14) 95	17,484	376,341	349,756	743,581	139,434	883,015		

※ 会計年度任用職員の職員数については、() 外数とする。

※ 上下水道事業管理者については、水道事業会計の員数としている。

※ 上下水道事業管理者の給料・手当・法定福利費については、水道事業会計と折半している。

(単位：千円)

手 当 の 内 訳	区 分	補 正 前	補 正 額	補 正 後
	扶 養 手 当	12,372	▲107	12,265
	地 域 手 当	43,239	666	43,905
	通 勤 手 当	9,503	91	9,594
	管 理 職 手 当	10,059	660	10,719
	時 間 外 勤 務 手 当	50,819	-	50,819
	特 殊 勤 務 手 当	518	-	518
	住 居 手 当	5,805	▲1	5,804
	期 末 手 当	96,226	▲2,187	94,039
	勤 勉 手 当	78,848	▲3,153	75,695
	退 職 給 付 費	46,398	-	46,398

※ 期末・勤勉手当額には、賞与引当金計上分を含む。

※ 退職給付費については、退職給付引当金への繰入分を含む。

2. 給料及び手当の増減額の明細

一般職

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考														
給 料	5,791	1 給与改定に伴う増減分	-																
		2 その他の増減分	5,791	採用に伴う増加分 7,045 退職に伴う減少分 ▲7,341 異動等に伴う増減分 6,087	職員数の異動状況 (単位:人) <table><tr><th></th><th>補正前</th><th>補正後</th><th>増減</th></tr><tr><td>現 に 在 職 す る 職 員 数</td><td>99</td><td>95</td><td>▲4</td></tr><tr><td>そ の 他</td><td>▲6</td><td>-</td><td>6</td></tr><tr><td>計</td><td>93</td><td>95</td><td>2</td></tr></table>		補正前	補正後	増減	現 に 在 職 す る 職 員 数	99	95	▲4	そ の 他	▲6	-	6	計	93
	補正前	補正後	増減																
現 に 在 職 す る 職 員 数	99	95	▲4																
そ の 他	▲6	-	6																
計	93	95	2																
手 当	▲4,031	1 制度改正に伴う増減分	-																
		2 その他の増減分	▲4,031	扶 養 手 当 ▲107 地 域 手 当 666 通 勤 手 当 91 管 理 職 手 当 660 時間外勤務手当 - 特殊勤務手当 - 住 居 手 当 ▲1 期 末 手 当 ▲2,187 勤 勉 手 当 ▲3,153 退 職 給 付 費 -															

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

(単位：円)

区 分		一 般 行 政 職	技 能 労 務 職
令 和 7 年 7 月 1 日 現 在	平 均 給 料 月 額	316,706	328,536
	平 均 給 与 月 額	407,908	394,738
	平 均 年 齢 (歳)	45歳 9月	51歳 11月
令 和 6 年 10 月 1 日 現 在	平 均 給 料 月 額	326,190	331,270
	平 均 給 与 月 額	407,059	394,873
	平 均 年 齢 (歳)	46歳 11月	53歳 2月

※ 平均給与月額には、期末手当、勤勉手当及び退職給付費を含まない。

(2) 級別職員数

区 分	一 般 行 政 職			技 能 労 務 職		
	等 級	職員数 (人)	構成比 (%)	等 級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和 7 年 7 月 1 日 現 在	9 級	-	-	9 級	-	-
	8 級	-	-	8 級	-	-
	7 級	1	1.4	7 級	-	-
	6 級	5	7.1	6 級	-	-
	5 級	10	14.3	5 級	12	48.0
	4 級	17	24.3	4 級	9	36.0
	3 級	20	28.6	3 級	3	12.0
	2 級	14	20.0	2 級	1	4.0
	1 級	3	4.3	1 級	-	-
	計	70	100.0	計	25	100.0
令和 6 年 10 月 1 日 現 在	9 級	-	-	9 級	-	-
	8 級	-	-	8 級	-	-
	7 級	1	1.3	7 級	-	-
	6 級	7	9.2	6 級	-	-
	5 級	11	14.5	5 級	12	52.2
	4 級	21	27.6	4 級	9	39.1
	3 級	22	29.0	3 級	2	8.7
	2 級	11	14.5	2 級	-	-
	1 級	3	3.9	1 級	-	-
	計	76	100.0	計	23	100.0

継 続 費 に

継続費について前前事業年度末までの支払義務発生額、前事業年度末までの支払義務発生

款	項	事業名	全 体 計 画					
			年 度	年 割 額	同 左 財 源			
					企 業 債	国 府 補 助 金	他 会 計 出 資 金 等	
資本的支出	建設改良費	雨水ポンプ場改築更新事業	令和7	補正前の額	503,000	315,400	167,550	20,050
				補 正 額	7,000	▲13,500	▲13,450	33,950
				補正後の額	510,000	301,900	154,100	54,000
			8	補正前の額	924,000	564,100	323,400	36,500
				補 正 額	221,000	136,500	77,350	7,150
				補正後の額	1,145,000	700,600	400,750	43,650
			9	補正前の額	1,756,000	1,081,800	613,600	60,600
				補 正 額	▲308,000	▲190,200	▲107,800	▲10,000
				補正後の額	1,448,000	891,600	505,800	50,600
			10	補正前の額	896,000	595,800	268,800	31,400
				補 正 額	80,000	6,800	72,800	400
				補正後の額	976,000	602,600	341,600	31,800
			計	補正前の額	4,079,000	2,557,100	1,373,350	148,550
				補 正 額	-	▲60,400	28,900	31,500
				補正後の額	4,079,000	2,496,700	1,402,250	180,050

関 する 調 査

見込額及び当該事業年度以降の支払義務発生予定額並びに事業の進捗状況等に関する調査

(単位：千円)

内 訳		前年度末	前年度末	当該年度	当該年度	翌年度	以降年度	継続費の	備 考
建設改良 積立金	当年度損 益勘定留 保資金	までの義 務発生額	までの義 務発生額 (見込)額	支払予 定額	支払予 定額	の義 務発生 額	の義 務発生 額	の義 務発生 額 に対する 進捗率(%)	
-	-	-	-	503,000	503,000	-	-	12.3	
-	-	-	-	7,000	7,000	-	-	-	
-	-	-	-	510,000	510,000	-	-	12.5	
-	-	-	-	-	-	924,000	-	-	
-	-	-	-	-	-	221,000	-	-	
-	-	-	-	-	-	1,145,000	-	-	
-	-	-	-	-	-	1,756,000	-	-	
-	-	-	-	-	-	▲308,000	-	-	
-	-	-	-	-	-	1,448,000	-	-	
-	-	-	-	-	-	896,000	-	-	
-	-	-	-	-	-	80,000	-	-	
-	-	-	-	-	-	976,000	-	-	
-	-	-	-	503,000	503,000	3,576,000	12.3	-	
-	-	-	-	7,000	7,000	▲7,000	-	-	
-	-	-	-	510,000	510,000	3,569,000	12.5	-	

債 務 負 担 行 為

事 項		限 度 額
上下水道局財務会計システム改修業務委託（eLTAX対応）	補 正 前	-
	補 正 額	6,800
	補 正 後	6,800
上下水道料金システム改修業務委託（eLTAX対応）	補 正 前	-
	補 正 額	16,164
	補 正 後	16,164
合 計	補 正 前	4,770,185
	補 正 額	22,964
	補 正 後	4,793,149

に 関 す る 調 書

(単位：千円)

前年度末までの支払発生(見込)額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳
期 間 年度	金 額	期 間 年度	金 額	
-	-	-	-	下水道使用料等及び 他会計負担金等
	-		6,800	
-	-	8	6,800	
-	-	-	-	下水道使用料等
	-		16,164	
-	-	8	16,164	
	363,401		4,406,784	
	-		22,964	
	363,401		4,429,748	

東部大阪都市計画山田池北町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
の制定について

次のとおり東部大阪都市計画山田池北町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を制定するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年（2025年）8 月 29 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 東部大阪都市計画山田池北町地区地区計画の区域内における建築物の制限を定めるため。

東部大阪都市計画山田池北町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項及び都市緑地法（昭和48年法律第72号）第39条第1項の規定に基づき、東部大阪都市計画山田池北町地区地区計画（令和7年枚方市告示第 号。以下「山田池北町地区地区計画」という。）の区域内における建築物に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例の用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）並びに山田池北町地区地区計画の定めるところによる。

(適用区域)

第3条 この条例は、山田池北町地区地区計画の区域内に適用する。

(建築物の用途の制限)

第4条 次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。

- (1) 法別表第2（を）項第2号から第7号までに掲げるもの
- (2) 法別表第2（わ）項第2号から第4号まで及び第8号に掲げるもの

(建築物の緑化率の最低限度)

第5条 建築物の緑化率（都市緑地法第34条第2項に規定する緑化率をいう。）は、10分の2以上でなければならない。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物には、適用しない。

- (1) 敷地面積が1,000平方メートル未満の新築又は増築を行う建築物
- (2) この条例の施行の日において既に着手していた行為に係る建築物
- (3) 増築後の建築物の床面積の合計がこの条例の施行の日における当該建築物の床面積の合計の1.2倍を超えない範囲内の増築に係る建築物
- (4) その敷地の周囲に広い緑地を有する建築物であって、良好な都市環境の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めて市長が許可したもの
- (5) 学校その他の建築物であって、その用途によってやむを得ないと認めて市長が許可したもの
- (6) その敷地の全部又は一部が崖地である建築物その他の建築物であって、その敷地の状況によってやむを得ないと認めて市長が許可したもの

3 市長は、前項第4号から第6号までに規定する許可の申請があった場合において、良好な都市環境を形成するため必要があると認めるときは、当該許可に必要な条件を付することができる。

(建築物の敷地が地区計画の区域の内外にわたる場合の措置)

第6条 建築物の敷地が山田池北町地区地区計画の区域の内外にわたる場合における第4条の規定の適用については、その敷地の過半が当該区域に属するときには当該建築物又はその敷地の全部

について同条の規定を適用し、その敷地の過半が当該区域の外に属するときには当該建築物又はその敷地の全部について同条の規定を適用しない。

（公益上必要な建築物等の特例）

第7条 市長が公益上必要な建築物で用途上若しくは構造上やむを得ないと認めて許可したもの又は市長が土地の利用状況に照らして周辺の環境を害するおそれがないと認めて許可した建築物については、当該許可の範囲内で第4条の規定は、適用しない。

2 市長は、前項の許可（以下この項において「特例許可」という。）をする場合においては、あらかじめ、特例許可に利害関係を有する者の出席を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、枚方市建築審査会の意見を聴かなければならない。ただし、特例許可を受けた建築物の増築、改築又は移転で次に掲げるものについては、この限りでない。

(1) 増築、改築又は移転が特例許可を受けた際における敷地内におけるもの

(2) 増築又は改築後の第4条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が特例許可を受けた際におけるその部分の床面積の合計を超えないもの

(3) 第4条の規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築、改築又は移転後のそれらの出力、台数又は容量の合計が、特例許可を受けた際におけるそれらの出力、台数又は容量の合計を超えないもの

3 市長は、前項の規定による公開による意見の聴取を行う場合においては、その許可をしようとする建築物の建築の計画並びに公開による意見の聴取の期日及び場所を当該期日の3日前までに公告しなければならない。

（罰則）

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

(2) 法第87条第2項において準用する第4条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

第9条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、山田池北町地区地区計画に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による告示の日から施行する。

議案第 29 号

東部大阪都市計画楠葉花園町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
の制定について

次のとおり東部大阪都市計画楠葉花園町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を制定するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年（2025年）8 月 29 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 東部大阪都市計画楠葉花園町地区地区計画の区域内における建築物の制限を定めるため。

東部大阪都市計画楠葉花園町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項及び都市緑地法（昭和48年法律第72号）第39条第1項の規定に基づき、東部大阪都市計画楠葉花園町地区地区計画（令和7年枚方市告示第 号。以下「楠葉花園町地区地区計画」という。）の区域内における建築物に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例の用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）並びに楠葉花園町地区地区計画の定めるところによる。

(適用区域)

第3条 この条例は、楠葉花園町地区地区計画の区域内に適用する。

(建築物の用途の制限)

第4条 次の各号に掲げる地区内においては、当該各号に掲げる建築物は、建築してはならない。

(1) A地区内及びB地区内 次に掲げる建築物以外の建築物

イ 法別表第2（は）項第1号から第7号までに掲げるもの

ロ イに掲げる建築物に附属するもの（令第130条の5第4号及び第5号に掲げるものを除く。）

(2) C地区内 次に掲げる建築物

イ 法別表第2（に）項第2号から第6号までに掲げるもの

ロ 法別表第2（ほ）項第2号から第4号までに掲げるもの

ハ 法別表第2（へ）項第3号から第5号までに掲げるもの

ニ 法別表第2（と）項第4号に掲げるもの

ホ 法別表第2（り）項第2号及び第3号に掲げるもの

(3) D地区内 法別表第2（に）項に掲げる建築物

(建築物の容積率の最高限度)

第5条 建築物の容積率は、A地区内、C地区内及びD地区内においては、10分の30を超えてはならない。

(建築物の建蔽率の最高限度)

第6条 建築物の建蔽率は、10分の8を超えてはならない。

(壁面の位置の制限)

第7条 建築物の壁若しくはこれに代わる柱又は高さが2メートルを超える門若しくは塀の面から道路の境界線までの距離は、A地区内、B地区内及びC地区内においては、2メートル以上でなければならない。

2 前項の道路の境界線の位置は、市長が指定し、その内容を公示するものとする。

(建築物の容積率の最低限度)

第8条 建築物の容積率は、B地区内においては、10分の20以上でなければならない。

(建築物の建築面積の最低限度)

第9条 建築物の建築面積は、B地区内においては、3,000平方メートル以上でなければならない。

(建築物の緑化率の最低限度)

第10条 建築物の緑化率（都市緑地法第34条第2項に規定する緑化率をいう。）は、10分の1以上でなければならない。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物には、適用しない。

- (1) 敷地面積が1,000平方メートル未満の新築又は増築を行う建築物
- (2) この条例の施行の日において既に着手していた行為に係る建築物
- (3) 増築後の建築物の床面積の合計がこの条例の施行の日における当該建築物の床面積の合計の1.2倍を超えない範囲内の増築に係る建築物
- (4) その敷地の周囲に広い緑地を有する建築物であって、良好な都市環境の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めて市長が許可したもの
- (5) 学校その他の建築物であって、その用途によってやむを得ないと認めて市長が許可したもの
- (6) その敷地の全部又は一部が崖地である建築物その他の建築物であって、その敷地の状況によってやむを得ないと認めて市長が許可したもの

3 市長は、前項第4号から第6号までに規定する許可の申請があった場合において、良好な都市環境を形成するため必要があると認めるときは、当該許可に必要な条件を付することができる。

(建築物の敷地が地区計画の区域の内外にわたる場合の措置)

第11条 建築物の敷地が楠葉花園町地区地区計画の区域の内外にわたる場合における第4条、第8条及び第9条の規定の適用については、その敷地の過半が当該区域に属するときには当該建築物又はその敷地の全部についてそれらの規定を適用し、その敷地の過半が当該区域の外に属するときには当該建築物又はその敷地の全部についてそれらの規定を適用しない。

(一の敷地とみなすことによる制限の緩和)

第12条 法第86条第1項又は第2項（法第86条の2第8項において準用する場合を含む。）の規定により一の敷地とみなされる一団地又は一定の一団の土地の区域内の建築物については、当該一団地又は区域を当該建築物の一の敷地とみなして第5条、第6条又は第10条の規定を適用する。

(公益上必要な建築物等の特例)

第13条 市長が公益上必要な建築物で用途上若しくは構造上やむを得ないと認めて許可したもの又は市長が土地の利用状況に照らして周辺の環境を害するおそれがないと認めて許可した建築物については、当該許可の範囲内で第4条の規定は、適用しない。

2 市長は、前項の許可（以下この項において「特例許可」という。）をする場合においては、あらかじめ、特例許可に利害関係を有する者の出席を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、枚方市建築審査会の意見を聴かななければならない。ただし、特例許可を受けた建築物の増築、改

築又は移転で次に掲げるものについては、この限りでない。

- (1) 増築、改築又は移転が特例許可を受けた際における敷地内におけるもの
- (2) 増築又は改築後の第4条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が特例許可を受けた際におけるその部分の床面積の合計を超えないもの
- (3) 第4条の規定に適合しない事由が原動機の出力量、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築、改築又は移転後のそれらの出力量、台数又は容量の合計が、特例許可を受けた際におけるそれらの出力量、台数又は容量の合計を超えないもの

3 市長は、前項の規定による公開による意見の聴取を行う場合においては、その許可をしようとする建築物の建築の計画並びに公開による意見の聴取の期日及び場所を当該期日の3日前までに公告しなければならない。

(罰則)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
- (2) 法第87条第2項において準用する第4条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者
- (3) 第5条から第9条まで（第7条第2項を除く。）の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いずに工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）

2 前項第3号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対しても同項の刑を科する。

第15条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、楠葉花園町地区地区計画に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による告示の日から施行する。

議案第 30 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

次のとおり職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年（2025年）8 月 29 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 出生時両立支援制度等について必要な事項を定めるため。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年枚方市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第19条第1項」を「第20条第1項」に改める。

第21条を第22条とする。

第20条中「申告等」を「請求等」に改め、同条を第21条とする。

第19条第1項中「申告、請求又は申出（同条において「申告等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第20条とする。

第18条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第19条 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年枚方市条例第1号）第23条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）に関する事項を知らせる措置
 - (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
 - (3) 職員の育児休業等に関する条例第23条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、対象職員の養育する子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までに、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）に関する事項を知らせる措置
 - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
 - (3) 対象職員の養育する3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年10月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 任命権者は、この条例の施行の日前においても、改正後の第19条第 2 項及び第 3 項の規定の例により、これらの規定による措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、同日以後は、これらの規定により講じられたものとみなす。

新（改正後）	旧（現 行）
（介護休暇） 第15条 介護休暇は、職員（会計年度任用職員にあつては、次の各号のいずれにも該当する者に限る。）が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第20条第1項において「配偶者等」という。）で、負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 (1)・(2) [略] 2・3 [略] <u>（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）</u> 第19条 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年枚方市条例第1号）第23条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) <u>申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）に関</u>	（介護休暇） 第15条 介護休暇は、職員（会計年度任用職員にあつては、次の各号のいずれにも該当する者に限る。）が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第19条第1項において「配偶者等」という。）で、負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 (1)・(2) [略] 2・3 [略]

新（改正後）	旧（現 行）
<u>する事項を知らせる措置</u> (2) <u>出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> (3) <u>職員の育児休業等に関する条例第23条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> 2. <u>任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、対象職員の養育する子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までに、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) <u>対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）に関する事項を知らせる措置</u> (2) <u>育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> (3) <u>対象職員の養育する3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> 3. <u>任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u>	

新（改正後）	旧（現 行）
（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） <u>第20条</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）に関する事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>請求等</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 [略] （勤務環境の整備に関する措置） <u>第21条</u> 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る<u>請求等</u>が円滑に行われるようにするため、規則で定める措置を講じなければならない。 <u>第22条</u> [略]	（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） <u>第19条</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）に関する事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>申告、請求又は申出</u>（同条において「<u>申告等</u>」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 [略] （勤務環境の整備に関する措置） <u>第20条</u> 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る<u>申告等</u>が円滑に行われるようにするため、規則で定める措置を講じなければならない。 <u>第21条</u> [略]

議案第 31 号

枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

次のとおり枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年（2025年）8 月 29 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正等に伴い、所要の整備を行うため。

枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年枚方市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1の21の項中「、就労自立給付金の支給、進学・就職準備給付金の支給」を削り、「身体障害者手帳関係情報、精神障害者保健福祉手帳関係情報、地方税関係情報又は公的給付支給等口座登録簿関係情報」を「地方税関係情報」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 31 号参考資料

枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）				旧（現 行）			
別表第 1（第 3 条関係）				別表第 1（第 3 条関係）			
項	執行機関	事 務	特定個人情報	項	執行機関	事 務	特定個人情報
21	[略]	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じた保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<u>地方税関係情報</u> であって規則で定めるもの	21	[略]	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じた保護の決定及び実施、 <u>就労自立給付金の支給、進学・就職準備給付金の支給</u> 又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<u>身体障害者手帳関係情報、精神障害者保健福祉手帳関係情報、地方税関係情報又は公的給付支給等口座登録簿関係情報</u> であって規則で定めるもの
22	[略]	[略]	[略]	22	[略]	[略]	[略]

枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び枚方市特定教育・
保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

次のとおり枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び枚方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するにつき、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年（2025年）8 月 29 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 連携施設の確保に係る特例の基準を見直すため。

枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び枚方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年枚方市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第6項第1号」を加え、同条第5項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第7条第3項第1号中「当該」、「第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（同号において「」及び「」という。）」を削り、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のイ及びロに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

イ 地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

ロ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第7条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のイ及びロに掲げる要件を満たすこと。

イ 地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

ロ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業

者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第3条中「10年」を「15年」に改める。

(枚方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 枚方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年枚方市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第36条第1項中「第41条第3項第1号」を「第41条第3項」に、「同号」を「同項」に改める。

第41条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第41条第3項第1号中「当該」、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「」及び「」という。)」を削り、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のイ及びロに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

イ 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

ロ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第41条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のイ及びロに掲げる要件を満たすこと。

イ 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

ロ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型

又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）
であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。
附則第4条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 32 号参考資料

枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び枚方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
[枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例関係] （保育所等との連携） 第7条 地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第9条の2第2項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び地域型保育事業者による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。）を行う地域型保育事業者については、この限りでない。 (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。 (2) [略]	[枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例関係] （保育所等との連携） 第7条 地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第9条の2第2項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び地域型保育事業者による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。）を行う地域型保育事業者については、この限りでない。 (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 (2) [略]

新（改正後）	旧（現 行）
(3) 当該地域型保育事業者により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 <u>2 市長は、地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</u> <u>(1) 地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</u> <u>(2) 次のイ及びロに掲げる要件を満たすこと。</u> イ <u>地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> ロ <u>保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</u> <u>4 市長は、地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の</u>	(3) 当該地域型保育事業者により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 <u>2 市長は、地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の</u>

新（改正後）	旧（現 行）
<u>いずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u> <u>(1) 地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のイ及びロに掲げる要件を満たすと市長が認めること。</u> <u>イ 地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>ロ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>(2) 市長が地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u> <u>5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u> (1) 地域型保育事業者が地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等 (2) [略] <u>6 [略]</u> <u>7 [略]</u>	<u>全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u> <u>(1) 地域型保育事業者と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>3 前項の場合において、地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> (1) <u>当該地域型保育事業者が地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（同号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u> (2) [略] <u>4 [略]</u> <u>5 [略]</u>

新（改正後）	旧（現 行）
附 則 （連携施設に関する経過措置） 第3条 地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 〔枚方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例関係〕 第36条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業者を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下と、小規模保育事業A型（枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年枚方市条例第34号。以下「地域型保育事業基準条例」という。）第29条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第41条第3項</u>において同じ。）及び小規模保育事業B型（地域型保育事業基準条例第32条に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>同項</u>において同じ。）にあつては6人以上19人以下と、小規模保育事業C型（地域型保育事業基準条例第34条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第3条において同じ。）にあつては6人以上10人以下と、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。	附 則 （連携施設に関する経過措置） 第3条 地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 〔枚方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例関係〕 第36条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業者を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下と、小規模保育事業A型（枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年枚方市条例第34号。以下「地域型保育事業基準条例」という。）第29条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第41条第3項第1号</u>において同じ。）及び小規模保育事業B型（地域型保育事業基準条例第32条に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>同号</u>において同じ。）にあつては6人以上19人以下と、小規模保育事業C型（地域型保育事業基準条例第34条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第3条において同じ。）にあつては6人以上10人以下と、居宅訪問型保育事業にあつては1

新（改正後）	旧（現 行）
2 [略] （特定教育・保育施設等との連携） 第41条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において特定地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。 (2) [略] (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第36条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認	人とする。 2 [略] （特定教育・保育施設等との連携） 第41条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において特定地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 (2) [略] (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第36条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認

新（改正後）	旧（現 行）
定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 <u>2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</u> <u>(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</u> <u>(2) 次のイ及びロに掲げる要件を満たすこと。</u> <u>イ 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>ロ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</u> <u>4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u> <u>(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合</u> <u>には、次のイ及びロに掲げる要件を満たすと市長が認めること。</u>	定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の<u>全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1) <u>特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されて</u>

新（改正後）	旧（現 行）
<u>イ 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>ロ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u> <u>5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u> (1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等 (2) [略] <u>6 [略]</u> <u>7 [略]</u> <u>8 [略]</u> <u>9 [略]</u> <u>10 [略]</u> <u>11 [略]</u>	<u>いること。</u> <u>(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> (1) <u>当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u> (2) [略] <u>4 [略]</u> <u>5 [略]</u> <u>6 [略]</u> <u>7 [略]</u> <u>8 [略]</u> <u>9 [略]</u>

新（改正後）	旧（現 行）
附 則 （連携施設に関する経過措置） 第4条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第41条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	附 則 （連携施設に関する経過措置） 第4条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第41条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

枚方市水道事業給水条例等の一部改正について

次のとおり枚方市水道事業給水条例等の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年（2025年）8 月 29 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 災害等の場合における給水装置等の工事を行う者の特例を定めるため。

枚方市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

(枚方市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 枚方市水道事業給水条例（平成9年枚方市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「（以下「指定給水装置工事事業者」という。）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害等の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項及び次項において同じ。）又は法第16条の2第1項の規定により他の市町村長が指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、当該他の市町村長又は同項の規定により他の市町村長が指定をした者が施行することができる。

第6条第2項中「指定給水装置工事事業者」を「法第16条の2第1項の規定により管理者又は他の市町村長が指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者等」という。）」に改める。

第7条第2項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者等」に改める。

第32条第1項各号列記以外の部分及び第1号中「第6条第1項」を「第6条第1項本文」に改める。

第37条第2項本文中「指定給水装置工事事業者」を「法第16条の2第1項の規定により管理者が指定をした者」に改め、同項ただし書中「であるとき」の次に「、当該給水装置が第6条第1項ただし書の規定による給水装置工事に係るものであるとき」を加える。

(枚方市下水道条例の一部改正)

第2条 枚方市下水道条例（昭和51年枚方市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第10条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の次条第2項に規定する指定に相当する指定を受けた者に工事を行わせる必要があると管理者が認めるときは、当該指定を受けた者が施行することができる。

第40条第2号中「者」の次に「（第10条ただし書の規定を適用した場合における当該指定を受けた者を除く。）」を加える。

(枚方市公設浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 枚方市公設浄化槽の設置及び管理に関する条例（平成18年枚方市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第10条」を「第10条本文」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の同条例第11条第2項に規定する指定に相当する指定を受けた者に工事を行わせる必要があると管理者が認めるときは、

当該指定を受けた者が施行することができる。

第27条第2号中「者」の次に「（第11条ただし書の規定を適用した場合における当該指定を受けた者を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新（改正後）	旧（現 行）
[枚方市水道事業給水条例関係] （工事の施行） 第6条 給水装置工事は、管理者又は法第16条の2第1項の規定により管理者が指定をした者が施行する。<u>ただし、災害等の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項及び次項において同じ。）又は法第16条の2第1項の規定により他の市町村長が指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、当該他の市町村長又は同項の規定により他の市町村長が指定をした者が施行することができる。</u> 2 前項の規定により、<u>法第16条の2第1項の規定により管理者又は他の市町村長が指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者等」という。）が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。</u> 3 [略] （給水管及び給水用具の指定） 第7条 [略] 2 管理者は、<u>指定給水装置工事事業者等</u>に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期	[枚方市水道事業給水条例関係] （工事の施行） 第6条 給水装置工事は、管理者又は法第16条の2第1項の規定により管理者が指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。 2 前項の規定により、<u>指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。</u> 3 [略] （給水管及び給水用具の指定） 第7条 [略] 2 管理者は、<u>指定給水装置工事事業者</u>に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期そ

新（改正後）	旧（現 行）
その他の工事上の条件を指示することができる。 3 [略] （手数料） 第32条 手数料は、次の各号の区分により給水装置工事の申込者（第1号に係る手数料にあつては、<u>第6条第1項本文</u>の指定又は法第25条の3の2第1項の指定の更新を受けようとする者）から徴収する。ただし、特別の費用を必要とするときは、その実費を徴収する。 （1） <u>第6条第1項本文</u>の指定又は法第25条の3の2第1項の指定の更新の申請に対する審査 1件につき5,000円 （2）～（4） [略] 2～4 [略] （給水装置の基準違反に対する措置） 第37条 [略] 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、<u>法第16条の2第1項の規定により管理者が指定をした者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、当該給水装置が第6条第1項ただし書の規定による給水装置工事に係るものであるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。</u>	他の工事上の条件を指示することができる。 3 [略] （手数料） 第32条 手数料は、次の各号の区分により給水装置工事の申込者（第1号に係る手数料にあつては、<u>第6条第1項</u>の指定又は法第25条の3の2第1項の指定の更新を受けようとする者）から徴収する。ただし、特別の費用を必要とするときは、その実費を徴収する。 （1） <u>第6条第1項</u>の指定又は法第25条の3の2第1項の指定の更新の申請に対する審査 1件につき5,000円 （2）～（4） [略] 2～4 [略] （給水装置の基準違反に対する措置） 第37条 [略] 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、<u>指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。</u>

新（改正後）	旧（現 行）
[枚方市下水道条例関係] （排水設備工事の施行） 第10条 排水設備の新設等の工事は、市下水道排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）でなければ、施行してはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の次条第2項に規定する指定に相当する指定を受けた者に工事を行わせる必要があると管理者が認めるときは、当該指定を受けた者が施行することができる。</u> （無断工事等に対する措置） 第40条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、管理者は、その排水設備の修繕、改造又は撤去を命ずることができる。 (1) [略] (2) 指定工事店以外の者（<u>第10条ただし書の規定を適用した場合における当該指定を受けた者を除く。</u>）に工事を施行させたとき。	[枚方市下水道条例関係] （排水設備工事の施行） 第10条 排水設備の新設等の工事は、市下水道排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）でなければ、施行してはならない。 （無断工事等に対する措置） 第40条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、管理者は、その排水設備の修繕、改造又は撤去を命ずることができる。 (1) [略] (2) 指定工事店以外の者に工事を施行させたとき。
[枚方市公設浄化槽の設置及び管理に関する条例関係] （排水設備工事の施行） 第11条 排水設備の新設等の工事は、枚方市下水道条例（昭和51年枚方市条例第27号）<u>第10条本文に規定する指定工事店（以下「指定工事店」という。）でなければ、施行してはならない。ただし、災害その他非常の場</u>	[枚方市公設浄化槽の設置及び管理に関する条例関係] （排水設備工事の施行） 第11条 排水設備の新設等の工事は、枚方市下水道条例（昭和51年枚方市条例第27号）<u>第10条に規定する指定工事店（以下「指定工事店」という。）</u>でなければ、施行してはならない。

新（改正後）	旧（現 行）
<u>合において、他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の同条例第11条第2項に規定する指定に相当する指定を受けた者に工事を行わせる必要があると管理者が認めるときは、当該指定を受けた者が施行することができる。</u> （無断工事等に対する措置） 第27条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その排水設備の修繕、改造又は撤去を命ずることができる。 (1) 〔略〕 (2) 指定工事店以外の者（<u>第11条ただし書の規定を適用した場合における当該指定を受けた者を除く。</u>）に工事を施行させたとき。	（無断工事等に対する措置） 第27条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その排水設備の修繕、改造又は撤去を命ずることができる。 (1) 〔略〕 (2) 指定工事店以外の者に工事を施行させたとき。

議案第 34 号

枚方市議会議員及び枚方市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の
一部改正について

次のとおり枚方市議会議員及び枚方市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年（2025年）8 月 29 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 選挙運動用ビラ等の作成の公費負担額の見直しを行うため。

枚方市議会議員及び枚方市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

枚方市議会議員及び枚方市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年枚方市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条及び第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第9条中「金額に」を「作成単価に」に改める。

第11条中「28円35銭」を「30円73銭」に、「586,905円」を「609,690円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の枚方市議会議員及び枚方市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 34 号参考資料

枚方市議会議員及び枚方市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
（選挙運動用ビラの作成の公費負担） 第6条 候補者は、<u>8円38銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。 （選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続） 第8条 枚方市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 （選挙運動用ポスターの作成の公費負担） 第9条 候補者は、第11条に定めるところにより算定した<u>作成単価</u>に選挙運動用ポスターの作成枚数（当該作成枚数が、枚方市の区域におけるポ	（選挙運動用ビラの作成の公費負担） 第6条 候補者は、<u>7円73銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。 （選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続） 第8条 枚方市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 （選挙運動用ポスターの作成の公費負担） 第9条 候補者は、第11条に定めるところにより算定した<u>金額</u>に選挙運動用ポスターの作成枚数（当該作成枚数が、枚方市の区域におけるポスタ

新（改正後）	旧（現 行）
スター掲示場の数を超える場合には、当該ポスター掲示場の数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。 （選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続） 第11条 枚方市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>30円73銭</u>に枚方市の区域における500を超えるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>609,690円</u>を加えた金額を枚方市の区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて枚方市の区域におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。	一掲示場の数を超える場合には、当該ポスター掲示場の数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。 （選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続） 第11条 枚方市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>28円35銭</u>に枚方市の区域における500を超えるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>586,905円</u>を加えた金額を枚方市の区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて枚方市の区域におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

令和6年度大阪府枚方市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和6年度大阪府枚方市水道事業会計未処分利益剰余金を次のように処分するにつき、議会の議決を求める。

令和7年（2025年）8月29日提出

枚方市長 伏見 隆

記

- | | |
|-------------|---|
| 1. 未処分利益剰余金 | 2,054,793,842円 |
| 2. 処 分 内 容 | 建設改良積立金に822,748,529円を積立
その他積立金に1,232,045,313円を積立 |

令和6年度大阪府枚方市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和6年度大阪府枚方市下水道事業会計未処分利益剰余金を次のように処分するにつき、議会の議決を求める。

令和7年（2025年）8月29日提出

枚方市長 伏見 隆

記

- | | |
|-------------|--|
| 1. 未処分利益剰余金 | 1, 583, 890, 350円 |
| 2. 処 分 内 容 | 資本金に1, 492, 875, 395円を組み入れ
減債積立金に91, 014, 955円を積立 |

発行年月 令和7年(2025年)8月

発行 枚方市
大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号

編集 総合政策部財政課
TEL 072-841-1221(代表)
072-841-1311(直通)